

一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

飯	塚	市
嘉	麻	市
桂	川	町
小	竹	町

ふくおか県央環境広域施設組合

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の趣旨	
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画期間.....	2
第3節 計画対象廃棄物.....	4
第4節 所掌範囲.....	5
第2章 地域概況	
第1節 自然環境.....	6
第2節 社会環境.....	9
第3節 上位計画.....	14
第3章 ごみ処理の現状と課題	
第1節 ごみの分別.....	30
第2節 ごみ処理の流れ.....	38
第3節 ごみ処理施設.....	44
第4節 ごみ排出量.....	51
第5節 ごみの減量化及び再資源化のこれまでの取組み.....	59
第6節 ごみ処理の課題.....	63
第4章 ごみ処理基本計画	
第1節 ごみ処理の目標.....	66
第2節 目標値の設定.....	68
第3節 目標達成に向けた取組み.....	77
第4節 基本施策.....	78
第5節 その他.....	82
第5章 生活排水処理の現状と課題	
第1節 生活排水処理の流れ.....	85
第2節 生活排水処理施設.....	92
第3節 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率.....	95
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の状況.....	99
第5節 生活排水処理の課題.....	100
第6章 生活排水処理基本計画	
第1節 生活排水処理基本計画.....	101
第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	106

第1節 計画策定の目的

1-1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」とします。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」とします。）第6条第1項の規定に基づき、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確化するものです。

計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

なお、本計画については、策定後概ね5年で計画の改定を行うほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切とされています。

1-2 計画策定の目的

平成27年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や2020年以降の温室効果ガス削減目標である「パリ協定」が採択され、世界各国は環境施策に対する考え方を大きく転換しています。

同時に、我が国でも平成30年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、地域が有する豊かな自然環境などのポテンシャルを持続可能な形で最大限活用することにより、環境・経済・社会の統合的向上を図り、地域の活力を最大限に発揮することが提唱されています。

また、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりとの統合的な取組みに関する将来像が定められました。

本計画は、前述した国内外の環境に対する社会情勢の変化を踏まえ、今後15年間の長期的な各構成市町の住民・事業者の具体的な取組目標や行政の施策、今後の施設管理の方向性などを示すことを目的として策定します。

1-3 計画の構成について

ふくおか県央環境広域施設組合（以下「本組合」とします。）では、ごみ処理に関しては飯塚市、嘉麻市、桂川町、し尿処理に関しては飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町での共同処理に関する事務を行っています。

そのため本計画では、ごみ処理基本計画は飯塚市、嘉麻市、桂川町の3市町、生活排水処理基本計画は飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町の4市町での計画を策定するものとします。

◆図表 1-1 共同処理する事務

共同処理する事務	市町
(1)ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること	飯塚市、嘉麻市、桂川町
(2)最終処分場の設置、管理及び運営に関すること	飯塚市、嘉麻市、桂川町
(3)し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること	飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町
(4)火葬場の設置、管理及び運営に関すること	飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町
(5)前各号の事務の相互連絡調整に関すること	飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町

出典：ふくおか県央環境広域施設組合規約

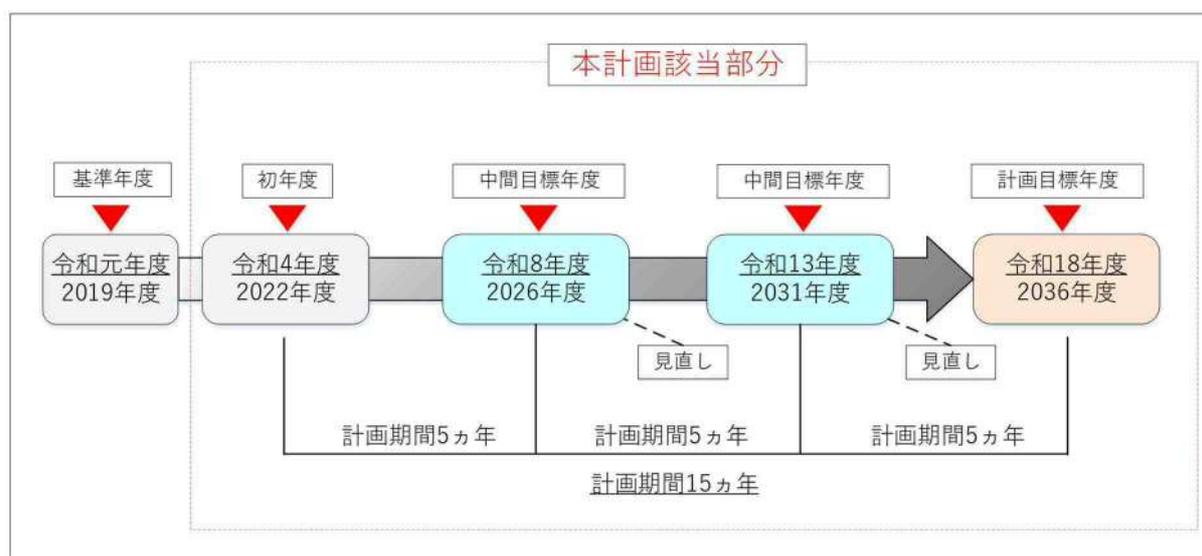
第2節 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を計画目標年度とする15年間の計画とします。

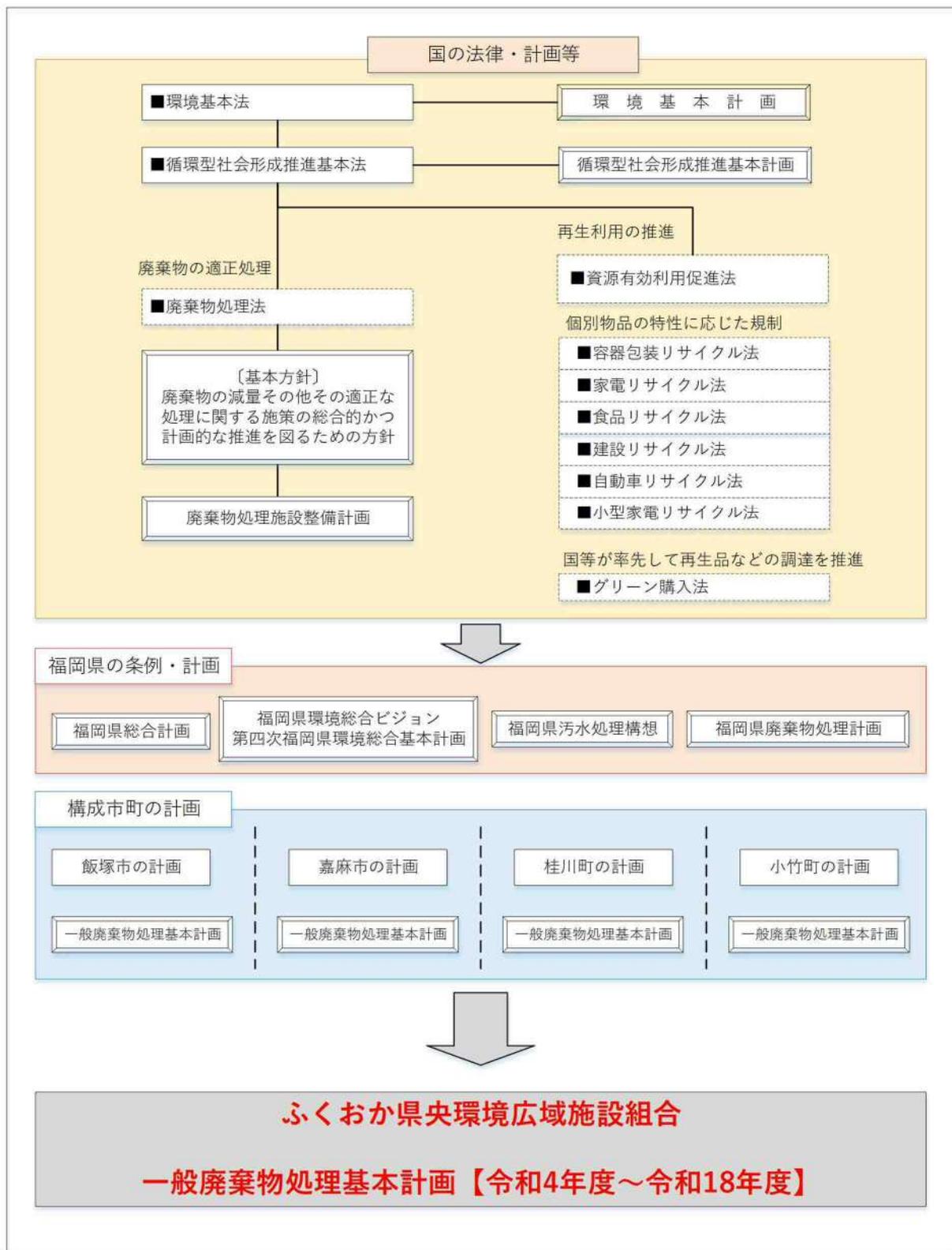
また、本計画では5年ごとに中間目標年度を設け、計画の見直しを行うほか、社会情勢等に大きな変動があった場合には適時見直しを行う方針とします。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された年度であり、ごみ排出量の実績が例年と異なるため、令和元年度を基準年としています。

◆図表 1-2 計画の期間



◆図表 1-3 計画の位置付け

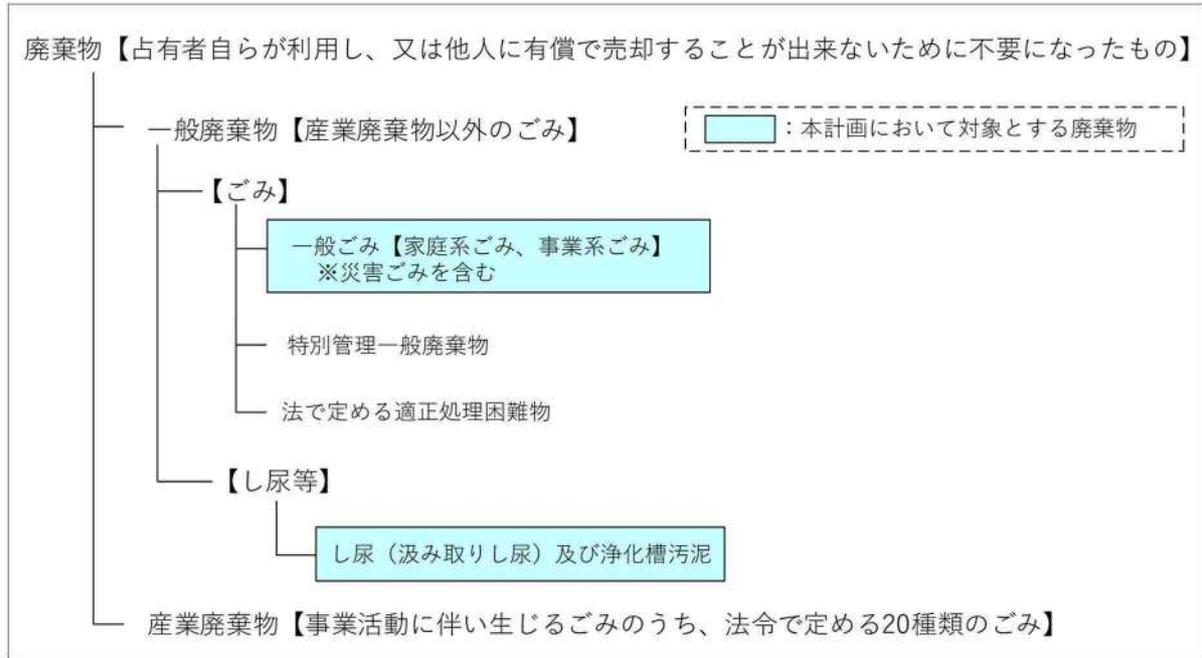


第3節 計画対象廃棄物

本計画が対象とする一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿等」とします。

ただし、廃棄物処理法やリサイクル法などにより処理方法が定められている廃棄物や処理・処分が困難であるものは計画の対象外とします。

◆図表 1-4 計画対象廃棄物



◆図表 1-5 計画の対象外とするごみの種類

区分	ごみの種類
処理困難物	塗料・ペンキ類、建築廃材、自動車・自動車部品、バイク・スクーター、バッテリー、電動車イス、有害な薬品、廃油・石油・灯油、医療廃棄物、コンクリート、瓦 …等
家電リサイクル法適用物	家電リサイクル法対象機器 (電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、テレビ、エアコン、衣類乾燥機)
パソコン	資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引取・資源化とする

第4節 所掌範囲

本組合は、一般廃棄物の中間処理及び最終処分にかかる各施設の管理・運営に関する業務を行っていますが、本計画に示すごみの減量化や資源化に関する各施策の実施と収集運搬に関しては構成市町の協力が不可欠となります。

このため、本計画では、本組合と構成市町が所掌する事項の範囲を以下のように定めます。

◆図表 1-6 本計画における所掌範囲

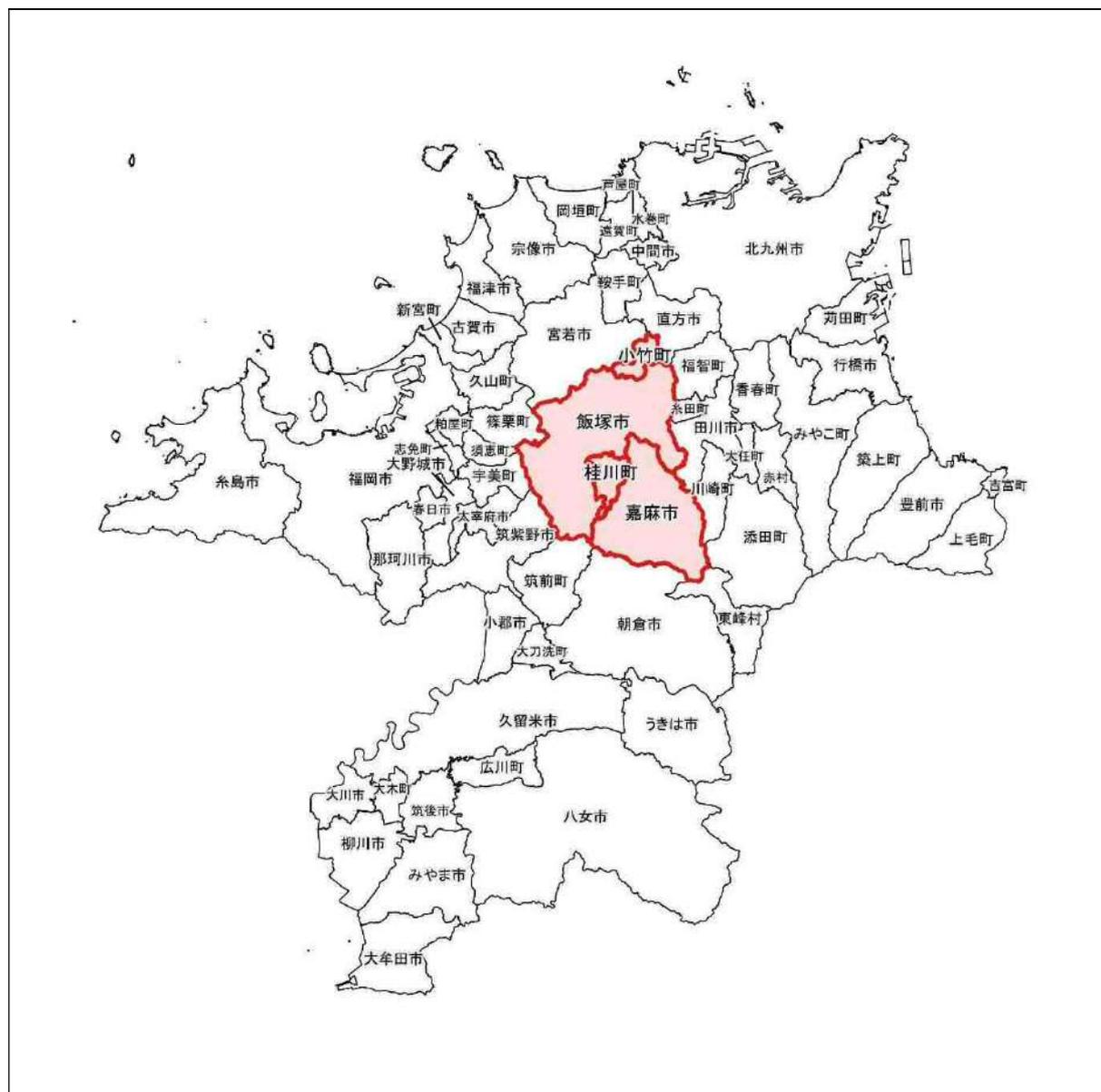
項目	所掌範囲
本組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場に関する運転及び維持管理 ・ ごみの中間処理計画、最終処分計画等を含む各種計画策定とその実施に関する事項 ・ 各施設で行う処理等に関する住民・事業者への啓発 ・ 施設整備に関する事項
構成市町	<p>【ごみ処理基本計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの減量化や資源化等に関する住民・事業者への各種啓発等に関する事項 ・ 本計画の達成目標の設定とその推進に関する事項 ・ 適切な分別区分の確立に関する事項 ・ ごみの収集運搬に関する事項
	<p>【生活排水処理基本計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水衛生処理率の向上に関する各種啓発等に関する事項 ・ 本計画の達成目標の設定とその推進に関する事項 ・ し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する事項

第1節 自然環境

1-1 位置

本組合を構成する飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町の2市2町は、福岡県のほぼ中央に位置し、総面積は383.49k㎡となっています。

◆図表 2-1 位置



市町	飯塚市	嘉麻市	桂川町	小竹町	合計
面積	213.96k㎡	135.11k㎡	20.14k㎡	14.28k㎡	383.49k㎡

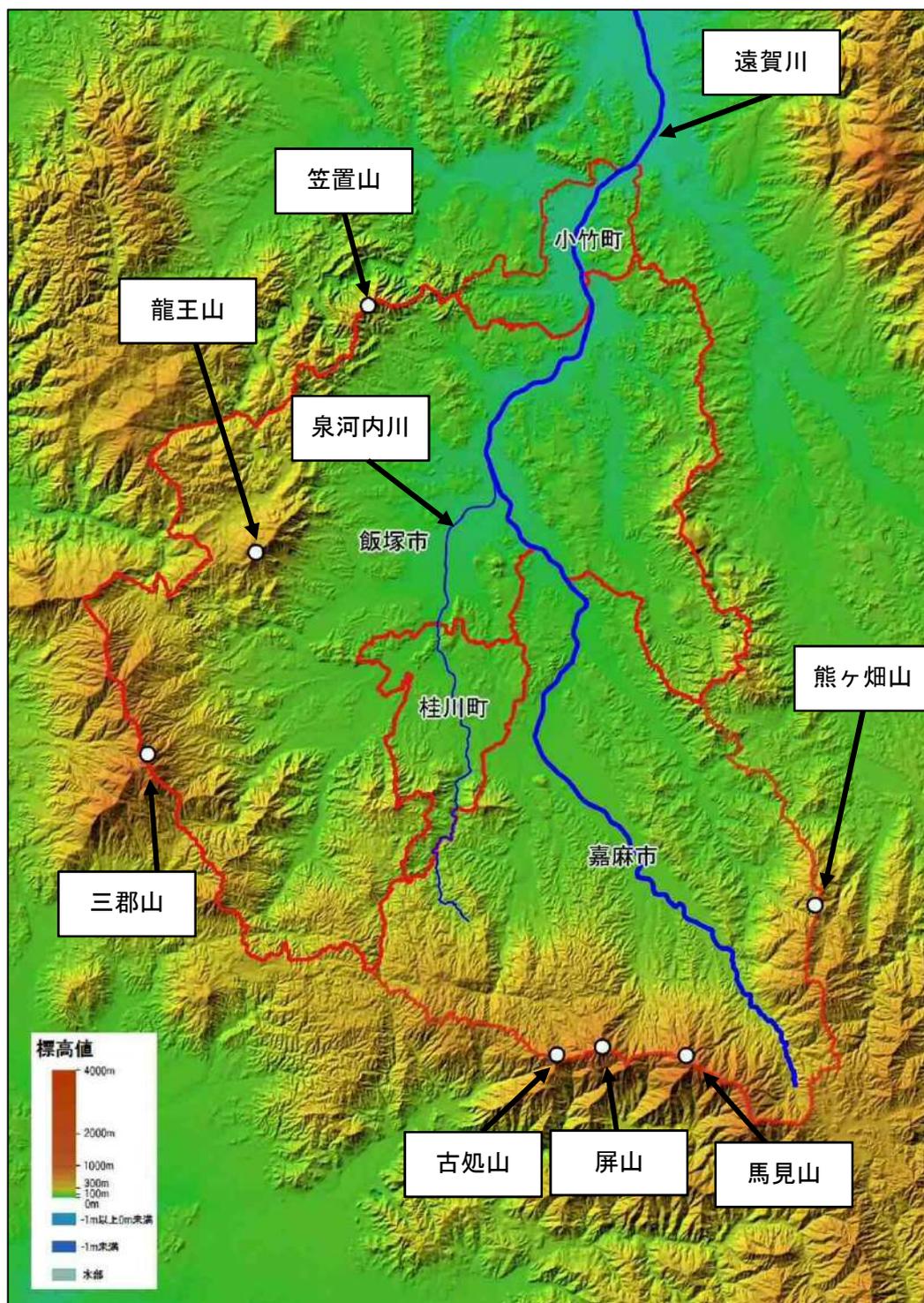
出典：全国都道府県市区町村別面積調(令和3年1月1日時点)

1-2 地勢

本地域は、北部に笠置山(425m)、西部に龍王山(615m)、三郡山(936m)、南部に嘉麻アルプスを構成する古処山(860m)、屏山(927m)、馬見山(978m)、東部に熊ヶ畑山(533m)に囲まれた盆地で形成されています。

また、本地域では、1級河川の遠賀川が飯塚市、嘉麻市、小竹町を、遠賀川水系の泉河内川が桂川町を縦断して流れています。

◆図表 2-2 地勢



出典：国土地理院

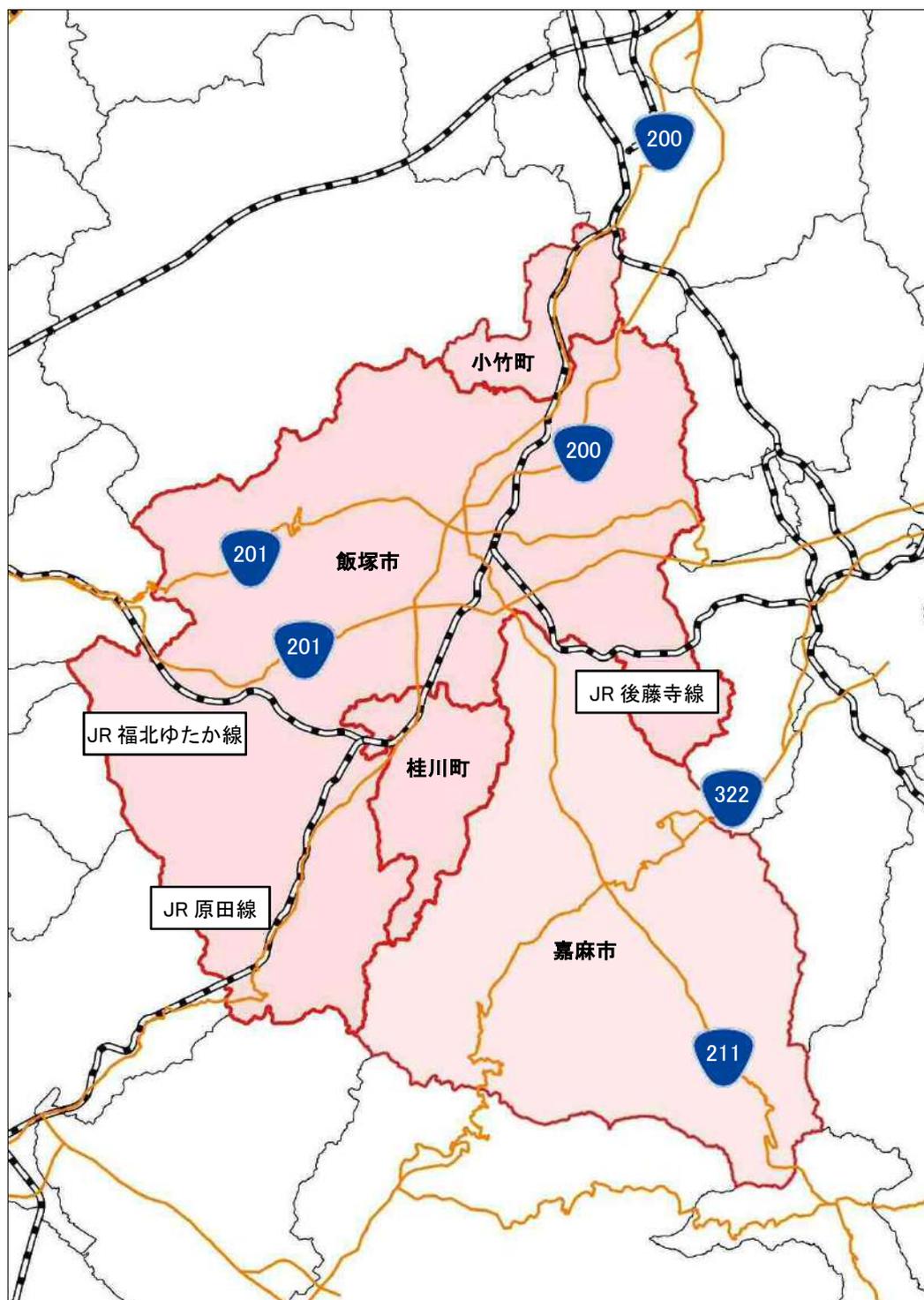
1-3 交通

本地域の主要な道路交通網は、国道 200 号、国道 201 号、国道 211 号、国道 322 号となっています。

鉄道網としては、黒崎駅と博多駅を結ぶ JR 福北ゆたか線、田川後藤寺駅と新飯塚駅を結ぶ JR 後藤寺線、桂川駅と原田駅を結ぶ JR 原田線が通っています。

本地域の交通網は、福岡市と北九州市の両政令都市を繋ぐ交通の要衝となっています。

◆図表 2-3 交通網



第2節 社会環境

2-1 人口及び世帯数

本組合管内の人口は減少傾向にあり、平成27年の193,461人から令和2年にかけて185,450人まで減少しています。

一方で、世帯数は平成27年の90,440世帯と比べ、令和2年では91,209世帯と増加していますが、1世帯当たりの人口が平成27年の2.14人から令和2年で2.03人と減少していることから、核家族化や単独世帯が増加しているものと考えられます。

年齢階層別人口割合は、0～14歳は横ばい、15～64歳は減少傾向となっているのに対し、65歳以上の高齢者は増加傾向となっています。

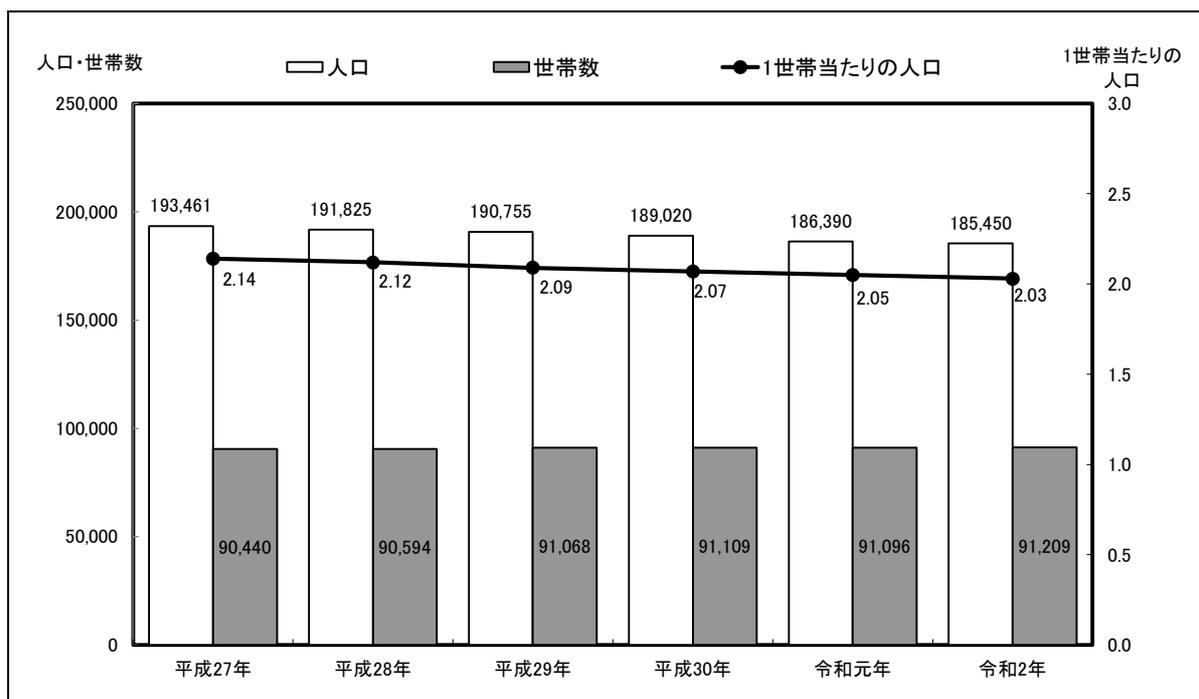
◆図表 2-4 人口及び世帯数の推移

		(人・世帯)					
項目		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
飯塚市	人口	130,664	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
	世帯数	61,116	61,394	61,982	62,218	62,386	62,651
	1世帯当たりの人口	2.14	2.12	2.10	2.08	2.04	2.04
嘉麻市	人口	40,691	39,877	39,239	38,558	37,867	37,088
	世帯数	19,087	18,955	18,871	18,732	18,634	18,474
	1世帯当たりの人口	2.13	2.10	2.08	2.06	2.03	2.01
桂川町	人口	13,954	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328
	世帯数	6,281	6,304	6,297	6,256	6,217	6,242
	1世帯当たりの人口	2.22	2.20	2.18	2.17	2.15	2.14
小竹町	人口	8,152	8,025	7,877	7,760	7,574	7,429
	世帯数	3,956	3,941	3,918	3,903	3,859	3,842
	1世帯当たりの人口	2.06	2.04	2.01	1.99	1.96	1.93
本組合	人口	193,461	191,825	190,755	189,020	186,390	185,450
	世帯数	90,440	90,594	91,068	91,109	91,096	91,209
	1世帯当たりの人口	2.14	2.12	2.09	2.07	2.05	2.03

※10月1日時点
※総人口には外国人人口を含む

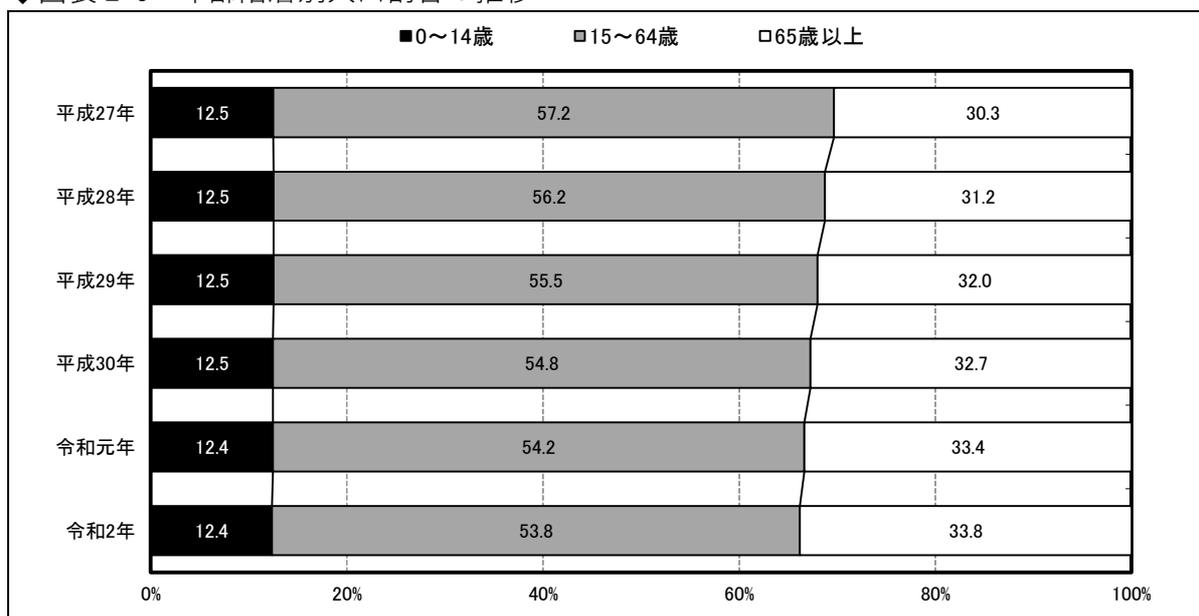
出典：各市町提供資料

◆図表 2-5 人口及び世帯数の推移



出典：各市町提供資料

◆図表 2-6 年齢階層別人口割合の推移



出典：各市町提供資料

2-2 産業

本組合管内の産業別事業所数は、「卸売業、小売業」が 2,008 事業所と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 884 事業所、「生活関連サービス業、娯楽業」が 817 事業所の順となっています。

従業者数は「医療、福祉」が 16,157 人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が 14,609 人、「製造業」が 11,686 人の順となっています。

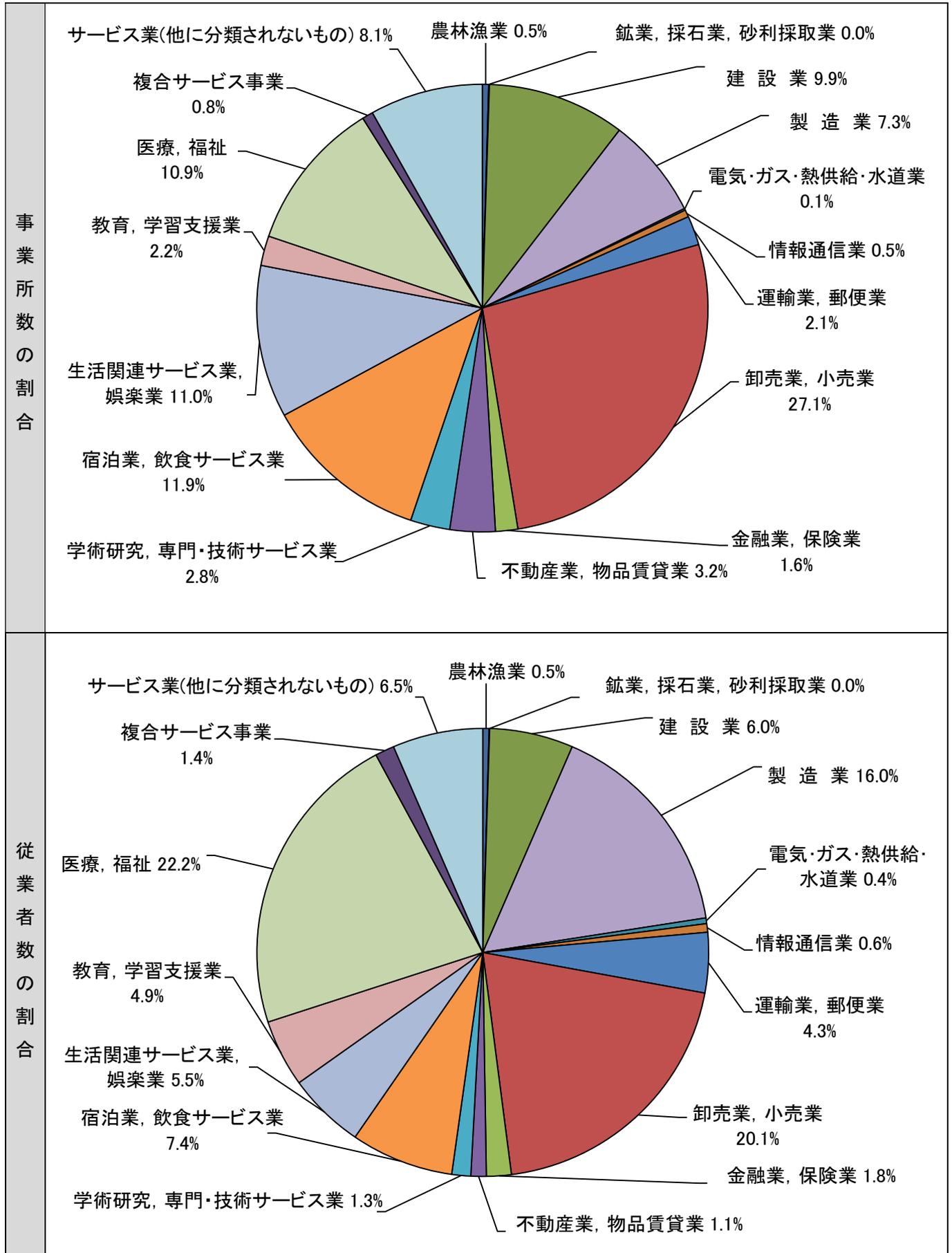
◆図表 2-7 産業別事業所数及び従業員数

事業名	飯塚市		嘉麻市		桂川町		小竹町		本組合	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)								
第一次産業	14	171	13	123	1	8	6	32	34	334
農林漁業	14	171	13	123	1	8	6	32	34	334
第二次産業	822	10,627	295	3,061	79	980	81	1,407	1,277	16,075
鉱業、採石業、砂利採取業	3	24	-	-	-	-	-	-	3	24
建設業	475	3,101	172	725	47	266	40	273	734	4,365
製造業	344	7,502	123	2,336	32	714	41	1,134	540	11,686
第三次産業	4,481	45,023	1,131	7,871	339	2,073	161	1,441	6,112	56,408
電気・ガス・熱供給・水道業	8	292	-	-	1	6	-	-	9	298
情報通信業	35	405	3	40	1	5	-	-	39	450
運輸業、郵便業	91	2,092	34	463	17	286	15	320	157	3,161
卸売業、小売業	1,504	11,945	375	1,925	76	396	53	343	2,008	14,609
金融業、保険業	100	1,173	17	111	1	1	1	16	119	1,301
不動産業、物品賃貸業	189	644	26	88	21	57	4	14	240	803
学術研究、専門・技術サービス業	171	888	24	62	10	26	5	7	210	983
宿泊業、飲食サービス業	699	4,583	129	524	51	223	5	36	884	5,366
生活関連サービス業、娯楽業	581	3,167	160	560	61	235	15	78	817	4,040
教育、学習支援業	126	3,414	24	95	9	23	1	3	160	3,535
医療、福祉	532	11,828	187	3,212	56	660	35	457	810	16,157
複合サービス事業	34	853	16	97	5	26	3	19	58	995
サービス業(他に分類されないもの)	411	3,739	136	694	30	129	24	148	601	4,710
計	5,317	55,821	1,439	11,055	419	3,061	248	2,880	7,423	72,817

※「経済センサス-活動調査」(平成 28 年)では、公営事業所を調査対象としていないため、数値は公営事業所を含まない。

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(平成 28 年)

◆図表 2-8 産業別事業所数及び従業員数の割合



2-3 観光

本組合管内には、四季折々楽しめる伝統行事、文化財等があります。

飯塚市では、平成26年にNHK連続テレビ小説の舞台となった旧伊藤伝右衛門邸等の歴史文化遺産を有しています。

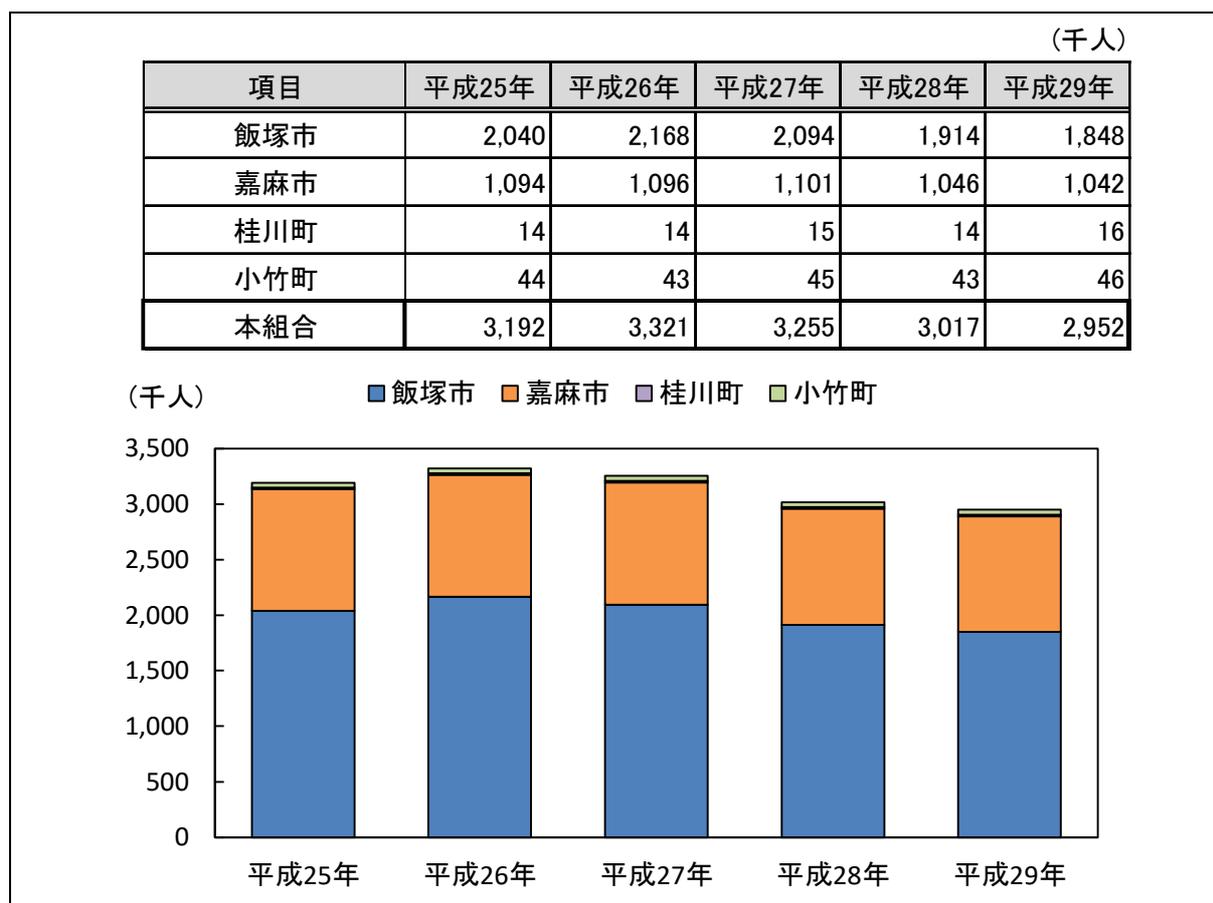
嘉麻市では、生産された農産物や加工品などを展示販売する施設である道の駅うすいや、カッホー馬古屏を有しており、観光行事としては一夜城まつりや献鮭祭など歴史ある伝統行事があります。

桂川町では、6世紀中ごろに作られたとされ、装飾古墳の頂点として昭和27年に国の特別史跡に指定された王塚古墳を有しており、年に2回、石室内の公開を行っております。

小竹町では、6世紀後半に築造された石室古墳の合屋古墳を有しており、観光行事としては南良津獅子舞など歴史ある伝統行事があります。

本組合管内の観光客数の推移としては、平成25年から平成26年にかけて増加していますが、平成29年には緩やかな減少傾向となっています。

◆図表 2-9 観光客数の推移



出典：福岡県「福岡県観光入込客推計調査」

第3節 上位計画

3-1 飯塚市の計画

(1) 第2次飯塚市総合計画

- 【計画名称】 : 第2次飯塚市総合計画
- 【計画期間】 : 平成29年度～令和8年度
- 【策定年】 : 平成28年度
- 【人口目標値】 : 123,000人(令和8年度)
- 【将来都市像】 : 人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち
- 【一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理に関する施策】
- 上下水道の整備
 - 快適な生活環境づくり
 - 環境にやさしいまちづくり
- 【実現に向けての基本事業】
- ①合併浄化槽設置事業の推進、河川の水質保全
 - ②環境美化活動の推進、産業廃棄物対策の推進
 - ③環境教育の充実、3R(ごみの発生抑制・再使用・再生利用)の推進
 - ④省エネ活動の啓発と低炭素型エネルギーの利活用推進
 - ⑤ごみ処理施設の適正管理と整備



(2) 第2次飯塚市環境基本計画

- 【計画名称】 : 第2次飯塚市環境基本計画
【計画期間】 : 平成24年度～令和3年度
【策定年】 : 平成24年3月
【将来像】 : ～人+自然+やさしいまち=いづかを目指して～
【目指すべき将来像】

基本目標	内容
①循環型社会の形成	限りある資源をしっかりと循環させる、ごみゼロの社会づくり
②自然との共生	命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり
③低炭素社会の構築	次世代に誇って継ぐことのできる、自然エネルギーを無駄なく使う低炭素の環境づくり
④人の環づくりと活動実践	豊かな資源（自然・人材等）や地域コミュニティを活かした人づくり



【環境目標達成のための取組】

- ごみ減量化
 - ①ごみ発生抑制のための取組の普及
 - ②ごみ出しルールの徹底
 - ③不法投棄防止のための美しい環境整備
 - ④市民一斉ごみ拾い日等、市民参画の促進
 - ⑤環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用
- 分別の徹底
 - ①リサイクル率向上のための施策
 - ②拠点ボックスのさらなる活用
 - ③生ごみの資源としての活用
- 河川等水質の改善
 - ①排水の指導と意識啓発
 - ②下水道普及率(接続率)の向上と未整備区域への対応
 - ③廃食用油の資源としての活用

(3) 飯塚市汚水処理構想

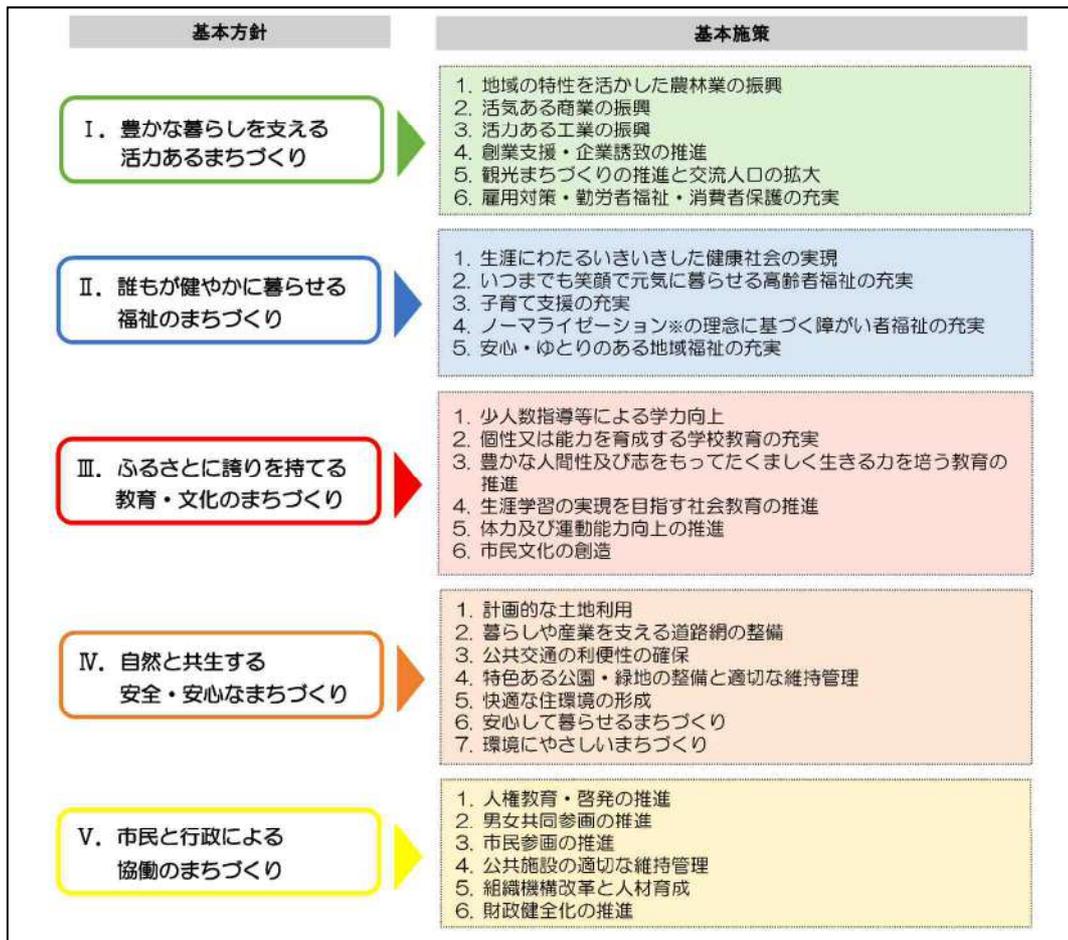
- 【計画名称】 : 飯塚市汚水処理構想
【計画期間】 : 平成 27 年度～令和 17 年度
【策定年】 : 平成 27 年 3 月
【整備計画のとりまとめ】

課題・指標	整備・運営管理内容等
汚水処理人口普及率	平成 25 年末現在 : 75.9% → 令和 7 年 : 85.9%、令和 17 年 : 94%
公共下水道	社会資本整備総合交付金を有効活用し、既整備施設の適切な改築更新を推進するとともに、工事コスト縮減を図り、経済的かつ効率的な下水道の整備を促進する
農業集落排水	区域は現状のままとし、適正な運営を継続する
コミュニティプラント	区域は現状のままとし、適正な運営を継続する
浄化槽	市民の河川水質環境に対する意識向上のための啓発を図り、また、補助金制度を活用して、浄化槽の整備を促進する

3-2 嘉麻市の計画

(1) 第2次嘉麻市総合計画

- 【計画名称】 : 第2次嘉麻市総合計画
- 【計画期間】 : 平成29年度～令和8年度
- 【策定年】 : 平成28年度
- 【将来像】 : いきたい 住みたい つながりたい 遠賀川源流のまち 嘉麻
～みんなで創る “誇れるふるさと” “未来のふるさと”～
- 【基本方針及び施策の体系】



(2) 第2次嘉麻市環境基本計画

- 【計画名称】 : 第2次嘉麻市環境基本計画
【計画期間】 : 令和3年度～令和12年度
【策定年】 : 令和3年3月
【環境像】 : 豊かな自然と共生する遠賀川源流の心やすらぐまち

【計画の対象範囲】

地球環境→地球温暖化、低炭素社会、循環型社会、交通 など
自然環境→生物多様性、農林業、自然を活用した地域づくり など
生活環境→大気環境、騒音・振動、水環境、地下水・地盤環境 など
人づくり→環境教育、環境学習、環境保全活動 など

【環境像の実現に向けた取り組み】

●循環型社会の形成

・市の取組み

- ・ごみの分別の周知徹底や生ごみの減量化・資源化を推進し、ごみの排出抑制とリサイクルに努めるとともに、子ども会や行政区等が行う資源回収活動への支援を推進します
- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化・資源化を推進します。3Rに関する周知・啓発に努めるとともに、市民・事業者のごみの減量化・資源化に関する取り組みを支援します
- ・分別収集の強化や不法投棄・野焼き防止に関する啓発に努めます。また、不法投棄の巡回パトロールを実施します
- ・食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発に努めます
- ・海洋プラスチックごみの問題について理解を深めるとともに、使い捨てのプラスチック製品の使用を削減するよう啓発します

・市民の取組み

- ・すぐにごみになるようなものは、できるだけ買わないようにする
- ・マイバックを持参します
- ・水切りや堆肥化などにより生ごみの減量化に努めます
- ・リサイクルできる商品や詰め替えできる商品を買います
- ・バザー・フリーマーケットなどを積極的に活用します
- ・不法投棄をしないようにします
- ・使い捨てプラスチック製品の使用を削減します
- ・食材の使い切りや食べ残しをしないなどの食品ロス削減に向けた取り組みを実践します
- ・ごみを出す際は、市の分別収集のルールを守ることを徹底します

・事業者の取組み

- ・グリーン購入に努め、廃棄物は適正に処理する
- ・マイバック持参運動や簡易包装の推進に努める
- ・他業種間のネットワークをつくり、リサイクルを推進する
- ・リユースしやすいように配慮した製品の製造や販売に努めます
- ・不法投棄をしないようにする
- ・製造・販売方法を見直し、食品ロスを削減します

(3) 嘉麻市污水处理構想

- 【計画名称】 : 嘉麻市污水处理構想
【計画期間】 : 平成 28 年度～令和 22 年度
【策定年】 : 平成 27 年 12 月

【整備方針と施策】

方針 と 施 策	①経済性による処理区域判定後の区域の見直しの整理状況 →概算事業費より勘案し経済性のみにより区域の設定を行い、市全域を浄化槽整備区域とした。浄化槽の設置促進に向け10人槽以下の浄化槽設置時の補助基準額を上乗せするほか、住民への普及啓発を実施する
	②事業間(市町村間を含む)連携 →現設置の各コミュニティプラント間において地理的地形的に接続困難であるため現状の形態をとる
	③概算事業の算定における改築更新費用 →既に整備済みであるコミュニティプラントについて当面は維持管理で対応し、水質の状況をみて必要性を検討する
	④ベンチマーク(指標)の設定と目標値
	⑤住民の意向の把握への対応 →嘉麻市構想案を平成27年度末までに公表する
	⑥「見える化」の対応 →本構想の目標値(ベンチマーク)に対する達成状況を定期的に公表する

3-3 桂川町の計画

(1) 第6次桂川町総合計画

<p>【計画名称】 : 第6次桂川町総合計画</p> <p>【計画期間】 : 令和3年度～令和12年度</p> <p>【策定年】 : 令和3年3月</p> <p>【人口目標値】 : 12,500人（令和12年度）</p> <p>【将来像】 : 自然と文化が息づく笑顔あふれるまち“けいせん”</p> <p>【廃棄物処理に関する政策と施策内容】</p> <p>廃棄物処理環境の整ったまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・資源化の推進 ・安定的なごみ処理体制の確保 ・適正な汚水処理環境の整備 	
基本施策	内容
①ごみの減量化・資源化の推進	<p>ごみの減量化・資源化を目指し、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）に向けた意識啓発に取り組みます。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル活動の啓発・推進（リサイクル用収納ボックスの周知・利用促進） ・生ごみ処理容器及び電動生ごみ処理機の助成制度 ・ごみの品目ごとの処理体制の再検討
②安定的なごみ処理体制の確保	<p>ふくおか県央環境広域施設組合とともに適切かつ効率的なごみ収集・処理体制の構築を目指します。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別収集体制の整備 ・不法投棄防止対策の強化 ・食品ロス削減に向けた周知・啓発 ・ふくおか県央環境広域施設組合との連携
③適正な汚水処理環境の整備	<p>適正な汚水処理環境の整備を図るため、合併処理浄化槽の整備による生活排水の適正処理を推進します。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の整備による生活排水の適正処理の推進

(2) 第2次桂川町環境基本計画

【計画名称】 : 第2次桂川町環境基本計画

【計画期間】 : 令和2年度～令和7年度

【策定年】 : 令和2年3月

【桂川町の目指す環境像】

「環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり」

●第5次桂川町総合計画

計画推進のための施策

①町民と行政が創造するまちづくり

②合理的で効率的な行政運営と広域行政の推進



●第2次桂川町環境基本計画の核

～環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり～

【ごみ処理に関する方針と施策】

(1) きれいで住みやすい環境づくり

基本方針：①環境に配慮した適正なごみ処理体制の維持とより広域的な体制の構築

②ごみの減量化・資源化の推進

(2) 主要施策

【環境に配慮したごみの適正処理】

・広域的なごみ処理体制の構築

・ごみ分別収集体制の整備

・不法投棄防止対策の強化

【ごみの減量化・資源化の推進】

・リサイクル活動の推進

・生ごみ処理対策の推進

【生活排水処理に関する方針と施策】

(1) 下水処理環境の整ったまちづくり

基本方針：①し尿の適正な処理体制の維持

②健全な污水处理環境を計画的に整える

(2) 主要施策

【し尿の適正処理の推進】

・し尿を含めた生活排水の適正処理

【健全な污水处理環境の整備】

・合併処理浄化槽の整備による生活排水の適正処理の推進

3-4 小竹町の計画

(1) 第5次小竹町総合計画

- 【計画名称】 : 第5次小竹町総合計画
- 【計画期間】 : 平成29年度～令和8年度
- 【策定年】 : 平成29年3月
- 【人口目標値】 : 7,000人（令和8年10月1日時点）
- 【将来像】 : 住みたい！育てたい！訪ねたい！あなたが主役 幸せ実感 小竹町
- 【まちづくりの基本テーマ】
- ①優しさを感じ住みたいと思える町
 - ②活気に満ち発展を続ける町
 - ③安全・安心を実感し快適に暮らせる町
 - ④みんなが主役 絆によって集う町
 - ⑤町民の信頼に応え住み続けられる町

【ごみ処理に関する取り組み】

- ・ごみの分別方法や減量方法等の啓発活動を行い、ごみの減量化とリサイクルの促進
- ・資源回収団体やごみ集積箱、生ごみ処理容器の購入に対する補助制度の対策の推進
- ・家庭ごみや粗大ごみの不法投棄の防止
- ・飼い犬等のふんの放置などの迷惑行為の防止等

【し尿処理等の污水処理に関して】

- ・現在の一部事務組合による処理体制を維持し、遠賀川中流流域下水道事業を推進
- ・供用開始による加入促進を積極的に努める
- ・農業集落排水事業への加入促進に努める
- ・公共下水道整備計画区域外の地域に対する合併処理浄化槽設置の支援の推進



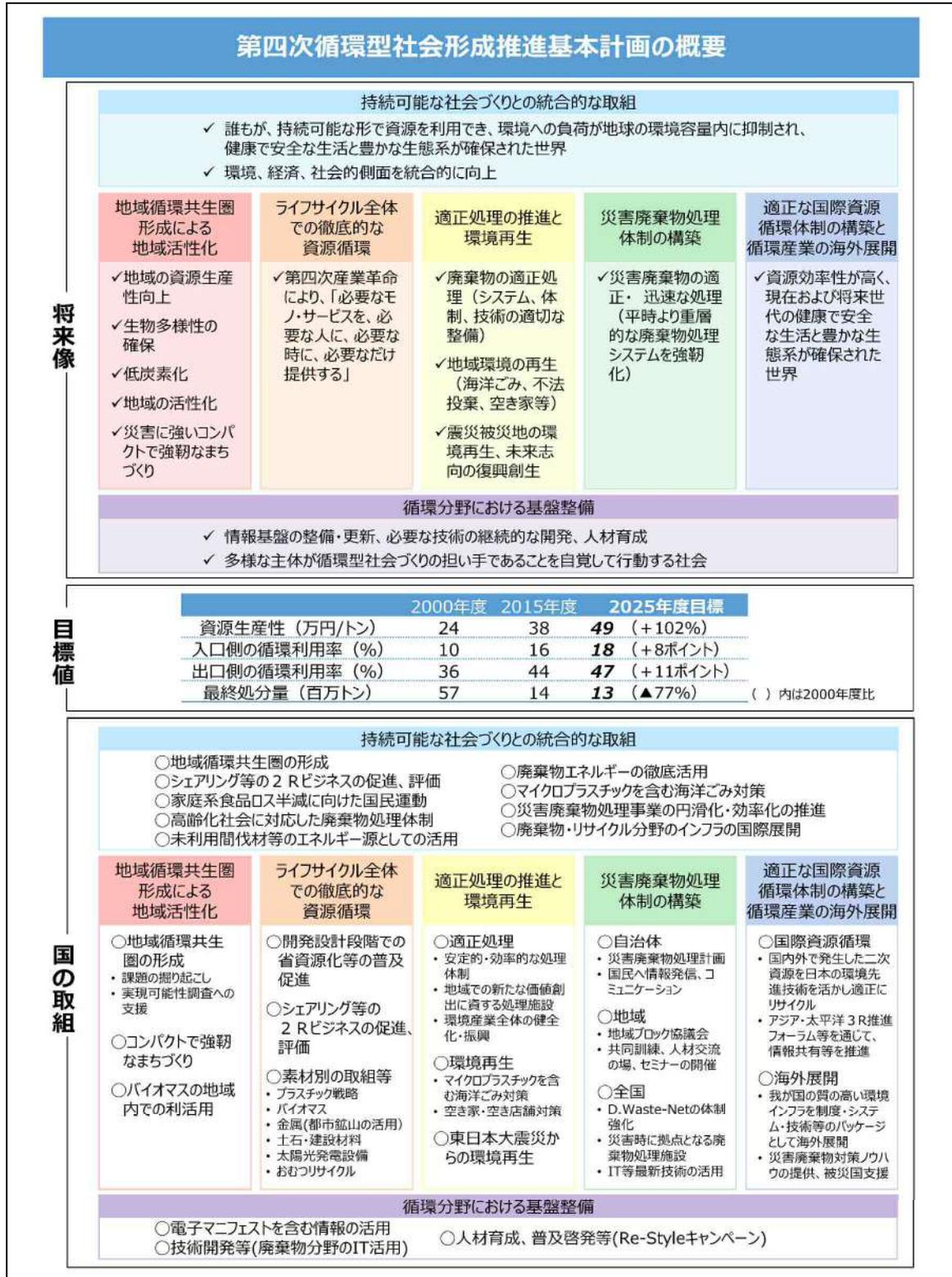
これらの下水道関連事業の整備を効率的かつ計画的に行うことにより、河川等の汚濁負荷を低減し水質浄化に努め、豊かな自然環境と生物の多様性の保全を図る

3-5 国の計画

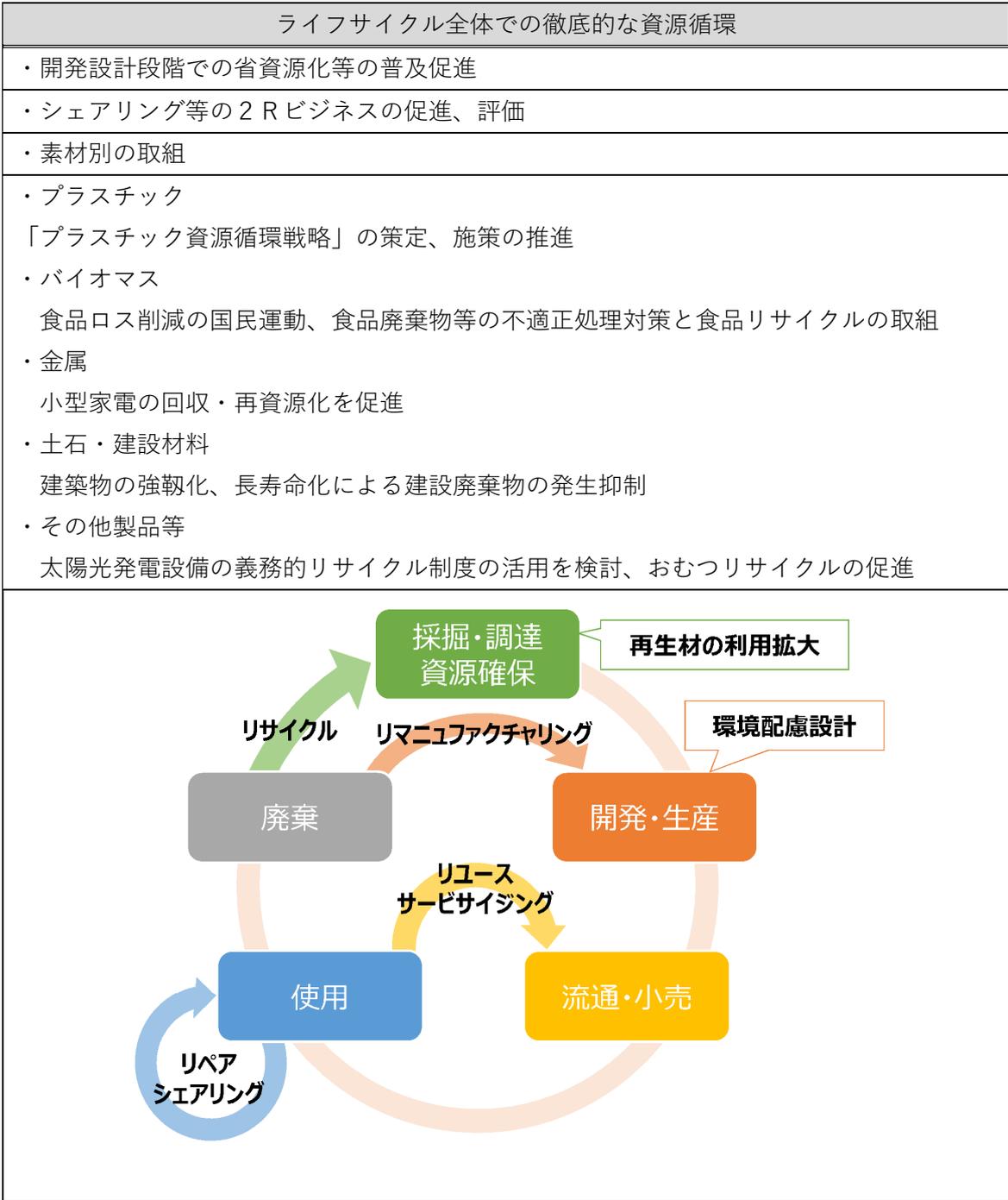
(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されており、概要は以下に示すとおりです。

【第四次循環型社会形成の構成と指標及び目標値】



出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（概要）



出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（概要）

(2) 国の基本方針

環境省は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を平成 13 年 5 月に定めており、平成 28 年 1 月に平成 28 年度以降の新たな目標値と、非常災害時に関する事項が追加されています。基本方針には、令和 2 年度を目標年度とする廃棄物の減量化、資源化及び最終処分に関する目標値が示されています。

【基本方針に基づく一般廃棄物の目標値】

項目	令和 2 年度目標値	【前回計画参考】 平成 27 年度目標値
排出量	一般廃棄物：平成 24 年度比約 12%削減 産業廃棄物：平成 24 年度に対し増加を 3%抑制	一般廃棄物：平成 19 年度比約 5%削減 産業廃棄物：平成 19 年度に対し増加を 1%抑制
再生利用率	一般廃棄物：約 27%に増加 産業廃棄物：約 56%に増加	一般廃棄物：約 25%に増加 産業廃棄物：約 53%に増加
最終処分量	一般廃棄物：平成 24 年度比約 14%削減 産業廃棄物：平成 24 年度比約 1%削減	一般廃棄物：平成 19 年度比約 22%削減 産業廃棄物：平成 19 年度比約 12%削減
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500グラムとする。	—

【一般廃棄物減量化の取組と目標】

取組	目標値
家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数	200 市町村（平成 30 年度）
家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合	100%（平成 30 年度）
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	80%（平成 30 年度）

【一般廃棄物処理施設の整備の取組と目標】

取組	目標値
中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進	—
焼却された一般廃棄物量のうち熱回収可能な施設で処理されたものの量の割合	平成 24 年度：約 79%
発電設備の設置された焼却施設で処理されたものの割合	令和 2 年度：約 69%

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成30年6月に廃棄物処理法に基づき、平成30年度から令和4年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。当計画は、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた地域循環共生圏の考え方等を視野に入れ、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図る整備計画が定められています。

当計画は、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や人口減少等の社会構造の変化、東日本大震災以降の災害廃棄物への意識の高まりに加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することを特徴としています。また、従来から取り組んできた3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保について強調しています。

【一般廃棄物に係る基本理念及び目標】

基本理念	
①基本原則に基づいた3Rの推進 ②気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 ③地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備	
一般廃棄物に係る目標及び指標	
ごみの発生量を減らし、適正な循環的利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する	ごみのリサイクル率：21%→27%
	最終処分場の残余年数 2017年度の水準（20年分）を維持
焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19%→21%
し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 53%→70%

3-6 福岡県の計画

(1) 福岡県廃棄物処理計画

- 【計画名称】 : 福岡県廃棄物処理計画
【計画期間】 : 令和3年度～令和7年度
【策定年】 : 令和3年3月
【一般廃棄物の実績と目標値】

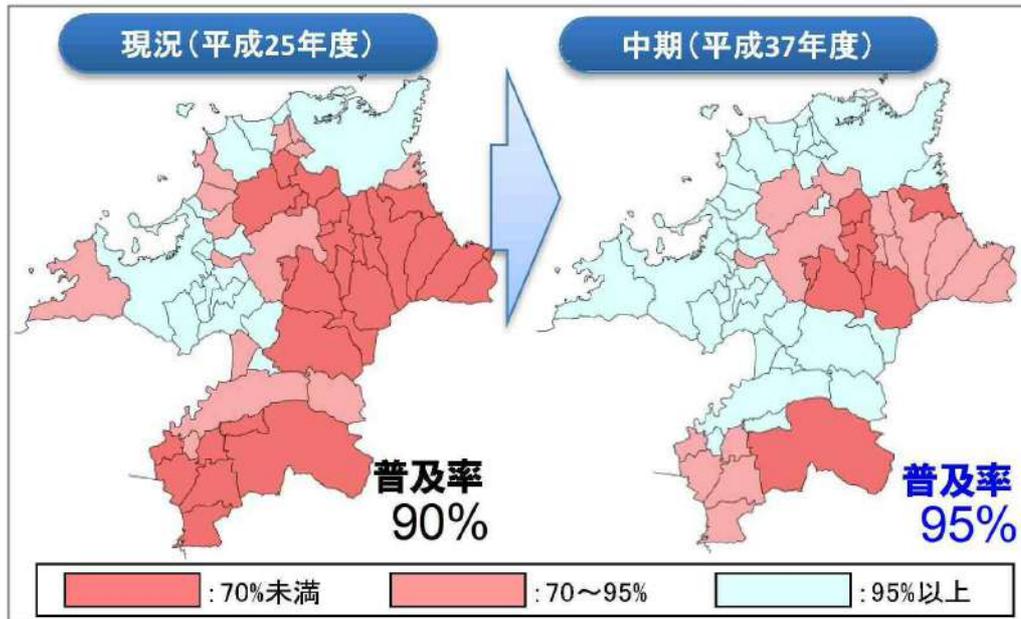
区分	平成30年度 実績	令和7年度目標値 (平30年度比)	目標値の計算量
ごみ総排出量	1,769千t	-5%	1,681千t
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	528g	-2%	516g
再生利用率	21.6%	22%	-
最終処分量	182千t	-6%	171千t

【主要施策】

- 資源の消費抑制
 - ・持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進
 - ・持続可能な社会を実現するための人づくり
- 資源循環利用の推進
 - ・各種リサイクル法に基づく取組みの推進
 - ・リサイクル製品の利用促進
 - ・プラスチック資源循環の促進
 - ・資源循環型まちづくりの推進
 - ・各種バイオマスの利用促進
 - ・福岡県リサイクル総合研究事業化センター
 - ・エコタウン事業
- 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
 - ・一般廃棄物の適正処理の推進
 - ・産業廃棄物の適正処理の確保
 - ・廃棄物の不適正処理の防止
 - ・災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成・リサイクル製品の利用促進

(2) 福岡県汚水処理構想

- 【計画名称】 : 福岡県汚水処理構想～ふくおか水環境ビジョン～
【計画期間】 : 平成 29 年度～令和 7 年度
【策定年】 : 平成 29 年 3 月
【目標】 : 汚水処理人口普及率 95% (令和 7 年度)



【現状・課題】

- ① 汚水処理普及状況の地域差
 - ・ 県全体の普及率は、全国平均を上回っているが、生活圏別に見ると格差が生じている
- ② 汚水処理施設の稼働率の低下
 - ・ 汚水処理施設の稼働率低下による収支の悪化が懸念される
- ③ 改築更新費用の増加
 - ・ 今後、汚水処理施設の老朽化による改築更新費用の増加が懸念される

【今後の取組み】

- ① 低コスト整備手法の導入促進
- ② 集合処理計画区域での汚水処理の早期普及を目的に、弾力的な浄化槽の導入
- ③ 運営管理の効率化やコスト縮減を図るため、汚水処理施設立地の適正化の促進
- ④ 県民に対して、汚水処理の普及促進・早期整備に向けた啓発活動
- ⑤ 民間の資金、経営的・技術的能力を活用する官民連携手法の導入

第1節 ごみの分別

1-1 ごみの分別

構成市町の分別区分は、図表 3-1～3 に示すとおりです。

◆図表 3-1 飯塚市のごみの種類別分別

分別区分		ごみの例
可燃ごみ		生ごみ、食用油、木切れ、紙おむつ、皮革製品、かばん、紙類、布類、布くず、白色以外のトレー、ビニール、ゴム製品、発泡スチロール
不燃ごみ		飲料用以外の空きかん、飲料用以外の空きびん、割れた空きびん、袋に入る粗大ごみ
資源ごみ	古紙・古布	新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パック、布製の衣類、布団カバー、毛布
	資源プラスチック	ペットボトル(判別マーク PET1)、白色トレー
	空きかん・空きびん	飲料用の空きかん、飲食用の空きびん
	廃食用油	植物油
有害ごみ		乾電池、蛍光灯、水銀体温計
粗大ごみ		ミシン、電気こたつ、スピーカー、ステレオ、じゅうたん、すだれ、マットレスなど

◆図表 3-2 嘉麻市のごみの種類別分別

(山田・嘉穂・碓井地区)

分別区分		ごみの例
可燃ごみ		生ごみ、皮革製品、紙くず、布くず、紙おむつ、ビニール、ゴム製品、食用油、発泡スチロール、木切れ、プラスチック製品、ディスク(CDなど)、ビデオテープ など
不燃ごみ		油のついた空きかん、空きびん、飲料用以外の空きかん、飲食用以外の空きびん、ガラス製品、金属類、陶器類、家電類、空缶詰 など
資源ごみ	空きかん 空きびん	飲料用の空きかん、飲食用の空きびん
	ペットボトル	ペットボトル(判別マーク PET1)
	古紙類	ダンボール、新聞、雑誌類(※1)
有害ごみ		家庭で使用した食用廃油(※2)
		蛍光灯、乾電池、水銀体温計(※3)
粗大ごみ		網戸、衣装ケース、いす、テーブル、ガスレンジ、鏡台、こたつ、座椅子、自転車、ソファ、タンス など

※1 古紙類は各庁舎にて無料回収を実施

※2 食用廃油は各庁舎にて無料回収を実施、回収された食用廃油は石鹼として資源化されている

※3 割れていない蛍光灯、乾電池、水銀体温計は各庁舎にて無料回収しており、不燃ごみとしても収集している

(稲築地区)

分別区分		ごみの例
可燃ごみ		生ごみ、皮革製品、紙くず、布くず、紙おむつ、ビニール、ゴム製品、食用油、発泡スチロール、木切れ、プラスチック製品、ディスク（CDなど）、ペットボトル など
不燃ごみ		油のついた空きかん、空きびん、飲料用以外の空きかん、飲食用以外の空きびん、ガラス製品、金属類、陶器類、家電類、缶詰 など
布団類ごみ		掛け・敷き布団、毛布、カセットテープ、ゴムホース、ビデオテープ、ロープ など
資源ごみ	空きかん 空きびん	飲料用の空きかん、飲食用の空きびん
	古紙類	ダンボール、新聞、雑誌類(※1)
有害ごみ		家庭で使用した食用廃油(※2)
		蛍光灯、乾電池、水銀体温計(※3)
粗大ごみ		網戸、衣装ケース、いす、テーブル、ガスレンジ、鏡台、こたつ、座椅子、自転車、ソファ、タンス など

※1 古紙類は各庁舎にて無料回収を実施

※2 食用廃油は各庁舎にて無料回収を実施、回収された食用廃油は石鹼として資源化されている

※3 割れていない蛍光灯、乾電池、水銀体温計は各庁舎にて無料回収しており、不燃ごみとしても収集している

◆図表 3-3 桂川町のごみの種類別分別

分別区分		ごみの例
可燃ごみ		生ごみ、食用油、木切れ、紙おむつ、皮革製品、かばん、紙類、布類、布くず、白色以外トレイ、ペットボトル、ビニール、ゴム製品、発泡スチロール
不燃ごみ		油のついた空きかん・空きびん、飲料用以外の空きかん、飲料用以外の空きびん、ガラス製品、金属類、陶器類、家電類、缶詰
資源ごみ	古紙・古布	新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パック、布製の衣類、下着、布団カバー
	資源プラスチック	ペットボトル(判別マーク PET1)、白色トレイ
	空きかん	飲料用の空きかん
	空きびん	飲食用の空きびん
有害ごみ		乾電池、蛍光灯、水銀体温計
粗大ごみ		網戸、アンテナ、いす、羽毛布団、応接台、こたつ、自転車、食器棚、ソファ、机 など

※ごみの例について、表記を統一しているため、各構成市町の資料の表記名が異なる場合がある。

出典：各市町提供資料

1-2 収集体制・収集頻度

構成市町の収集体制は、現在、飯塚市は飯塚地区、穂波・筑穂地区、庄内・穎田地区の3地区に分かれています。また、嘉麻市は山田・嘉穂・碓井地区と稲築地区の2地区に分かれています。この体制は、各地区で処理施設が異なるため相違しています。

◆図表 3-4 飯塚市の家庭ごみの収集頻度・排出方法
(飯塚地区)

分別区分		収集頻度/収集形態	排出方法	回収方法	
可燃ごみ		週2回/直営・委託	指定袋	ステーション 収集	
不燃ごみ		月1回/直営・委託	指定袋	ステーション 収集	
資源ごみ	古紙 古布	古紙	ひもで十文字にしぼる	拠点回収	
		紙バック	ひもや輪ゴムで束ねる		
		古布	ひもで十文字にしぼる		
	空きかん・空きびん		月2回/直営・委託	指定袋	ステーション 収集
	資源プラスチック		月1回/直営・委託	拠点収納ボックス 回収ボックス	拠点回収
	廃食用油		拠点/随時	食用油の入っていた容器 ペットボトル	拠点回収
有害ごみ		月1回/直営・委託	拠点収納ボックス (蛍光灯は購入時の箱等に入れる)	拠点回収	
粗大ごみ		随時/直営	指定シール	各戸収集	

(穂波・筑穂地区)

分別区分		収集頻度/収集形態	排出方法	回収方法	
可燃ごみ		週2回/委託	指定袋	穂波：各戸収集 筑穂：ステーション収集	
不燃ごみ		月1回/委託	指定袋	穂波：各戸収集 筑穂：ステーション収集	
資源ごみ	古紙 古布	古紙	ひもで十文字にしぼる	拠点回収	
		紙バック	ひもや輪ゴムで束ねる		
		古布	ひもで十文字にしぼる		
	空きかん・空きびん		月2回/委託	指定袋	穂波：各戸収集 筑穂：ステーション収集
	資源プラスチック		月1回/委託	拠点収納ボックス 回収ボックス	拠点回収
	廃食用油		拠点/委託	食用油の入っていた容器 ペットボトル	拠点回収
有害ごみ		月1回/委託	拠点収納ボックス (蛍光灯は箱に入れる)	拠点回収	
粗大ごみ		随時/委託	指定シール	各戸収集	

(庄内・穎田地区)

分別区分		収集頻度/収集形態	排出方法	回収方法	
可燃ごみ		週2回/委託	指定袋	各戸収集	
不燃ごみ		月1回/委託	指定袋	各戸収集	
資源ごみ	古紙 古布	古紙 紙バック 古布	月1回/委託	ひもで十文字にしぼる	拠点回収
			ひもや輪ゴムで束ねる		
			ひもで十文字にしぼる		
	空きかん・空きびん		月2回/委託	指定袋	各戸収集
	資源プラスチック		月1回/委託	拠点収納ボックス 回収ボックス	拠点回収
廃食用油		拠点/随時	食用油の入っていた容器 ペットボトル	拠点回収	
有害ごみ		月1回/委託	拠点収納ボックス (蛍光灯は箱に入れる)	拠点回収	
粗大ごみ		随時/委託	指定シール	各戸収集	

◆図表 3-5 嘉麻市の家庭ごみの収集頻度・排出方法

(山田・嘉穂・碓井地区)

分別区分		収集頻度/収集形態	排出方法	回収方法	
可燃ごみ		週2回/委託	指定袋	戸別又は ステーション	
不燃ごみ		月1回/委託	指定袋	戸別又は ステーション	
資源ごみ	空きかん・空きびん		月1回/委託	指定袋	戸別又は ステーション
	ペットボトル		月1回/委託	指定袋	戸別又は ステーション
	古紙類		拠点/自己搬入	ひもや袋でまとめる	拠点回収
有害ごみ	食用油廃油、 蛍光灯・乾電池・水銀 体温計	拠点/自己搬入	食用油廃油はペットボトル 等の容器	拠点回収	
粗大ごみ		月1回(要予約)/委託	指定シール	戸別又は ステーション	

(稲築地区)

分別区分		収集頻度/収集形態	排出方法	回収方法
可燃ごみ		週2回/委託	指定袋	戸別又はステーション
不燃ごみ		月1回/委託	指定袋	戸別又はステーション
布団類ごみ		月1回/委託	指定袋又は指定シール	戸別又はステーション
資源ごみ	空きかん・空きびん	月1回/委託	指定袋	戸別又はステーション
	古紙類	拠点/自己搬入	ひもや袋でまとめる	拠点回収
有害ごみ	食用油廃油、 蛍光灯・乾電池・水銀 体温計	拠点/自己搬入	食用油廃油はペットボトル 等の容器	拠点回収
粗大ごみ		月1回/委託	指定シール	戸別又はステーション

◆図表 3-6 桂川町の家庭ごみの収集頻度・排出方法

分別区分		収集頻度/収集形態	排出方法	回収方法
可燃ごみ		週2回/委託	指定袋	各戸収集
不燃ごみ		月1回/委託	指定袋	各戸収集
資源ごみ	古紙・古布	拠点/委託	十文字にしぼる	拠点回収
	資源プラスチック	拠点/委託	収納ボックス	拠点回収
	空きかん	月1回/委託	指定袋	各戸収集
	空きびん	月1回/委託	指定袋	各戸収集
有害ごみ		拠点/委託	収納ボックス (蛍光灯は購入時の箱等に入れる)	拠点回収
粗大ごみ		年10回/委託	指定シール	各戸収集

出典：各市町提供資料

1-3 有料指定袋手数料

構成市町の指定袋等に関する手数料は、図表 3-7～9 に示すとおりです。

◆図表 3-7 飯塚市の有料指定袋手数料

分別区分		種類	大きさ	料金	
家庭用	可燃ごみ	指定袋	大	550 円/10 枚	
			中	330 円/10 枚	
			小	165 円/10 枚	
	不燃ごみ	指定袋	大	550 円/10 枚	
			中	330 円/10 枚	
			小	165 円/10 枚	
	資源ごみ	空きかん 空きびん	指定袋	大	550 円/10 枚
				中	330 円/10 枚
				小	165 円/10 枚
事業用	可燃ごみ	指定袋	大	770 円/10 枚	
			中	495 円/10 枚	
	不燃ごみ	指定袋	大	770 円/10 枚	
	資源ごみ	空きかん 空きびん	指定袋	大	770 円/10 枚
粗大ごみ		シール	-	275 円/枚(※1)	

※1：1m及び10kg以内：1枚、1.5m及び20kg以内：2枚、2m及び20kg以上：4枚

※2：上記の金額は令和4年4月1日から適用される

◆図表 3-8 嘉麻市の有料指定袋手数料

分別区分		料金
家庭系可燃ごみ		指定袋 大(50L)：550 円/10 枚 小(30L)：330 円/10 枚 極小(15L)：165 円/10 枚
事業系可燃ごみ		指定袋 大(50L)：550 円/10 枚 小(30L)：330 円/10 枚
不燃ごみ		指定袋 大(50L)：550 円/10 枚 小(30L)：330 円/10 枚 極小(15L)：165 円/10 枚
資源ごみ	空きかん 空きびん	指定袋 大(50L)：550 円/10 枚 小(30L)：330 円/10 枚 極小(15L)：165 円/10 枚
	ペットボトル	指定袋 大(50L)：550 円/10 枚 小(30L)：330 円/10 枚
粗大ごみ		専用シール (330 円/枚)

※可燃ごみ以外については、家庭系及び事業系で併用する。

◆図表 3-9 桂川町の有料指定袋手数料

分別区分		料金
可燃ごみ		指定袋 大：550 円/10 枚 小：330 円/10 枚 極小：165 円/10 枚
不燃ごみ		指定袋 大：550 円/10 枚 小：330 円/10 枚
資源ごみ	空きびん	指定袋 大：550 円/10 枚 小：330 円/10 枚
	空きかん	指定袋 大：550 円/10 枚 小：330 円/10 枚
粗大ごみ		シール (330 円/枚)

出典：各市町提供資料

第2節 ごみ処理の流れ

2-1 飯塚市

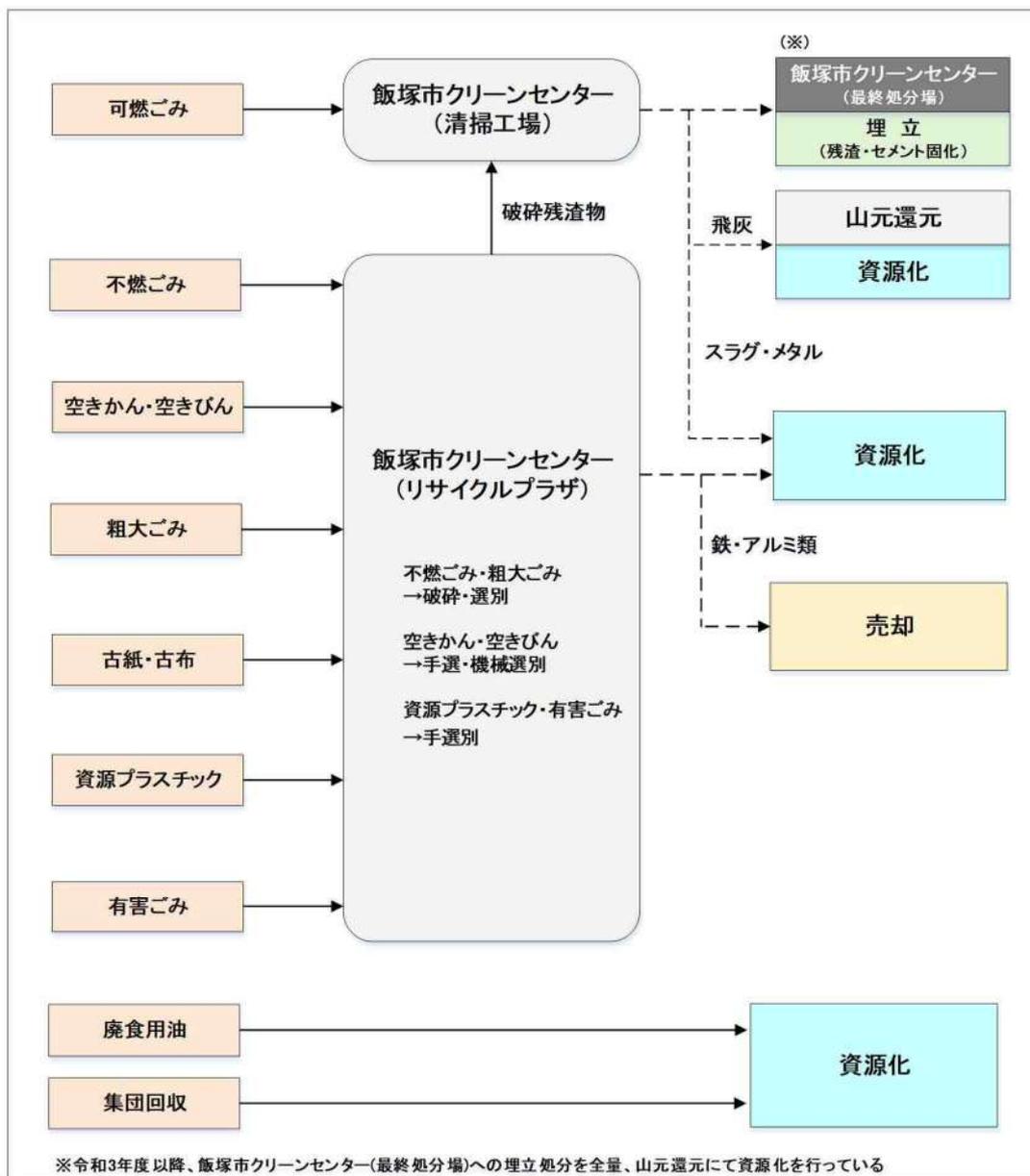
(1) 飯塚地区

飯塚地区から排出された可燃ごみは、飯塚市クリーンセンター(清掃工場)でガス化・溶融処理を行います。飛灰は山元還元を行い、発生したスラグ及びメタルは資源化を行っています。また、残渣及びセメント固化物は飯塚市クリーンセンター(最終処分場)で埋立処分しています。

不燃ごみ、空きかん・空きびん、粗大ごみ、古紙・古布、資源プラスチック、有害ごみは飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)で破碎・選別を行い、鉄・アルミ類等を資源化・売却しています。破碎残渣物は飯塚市クリーンセンター(清掃工場)にてガス化・溶融処理を行っています。

廃食用油、集団回収物は資源化を行っています。

◆図表 3-10 飯塚地区のごみ処理の流れ



(2) 穂波・筑穂地区

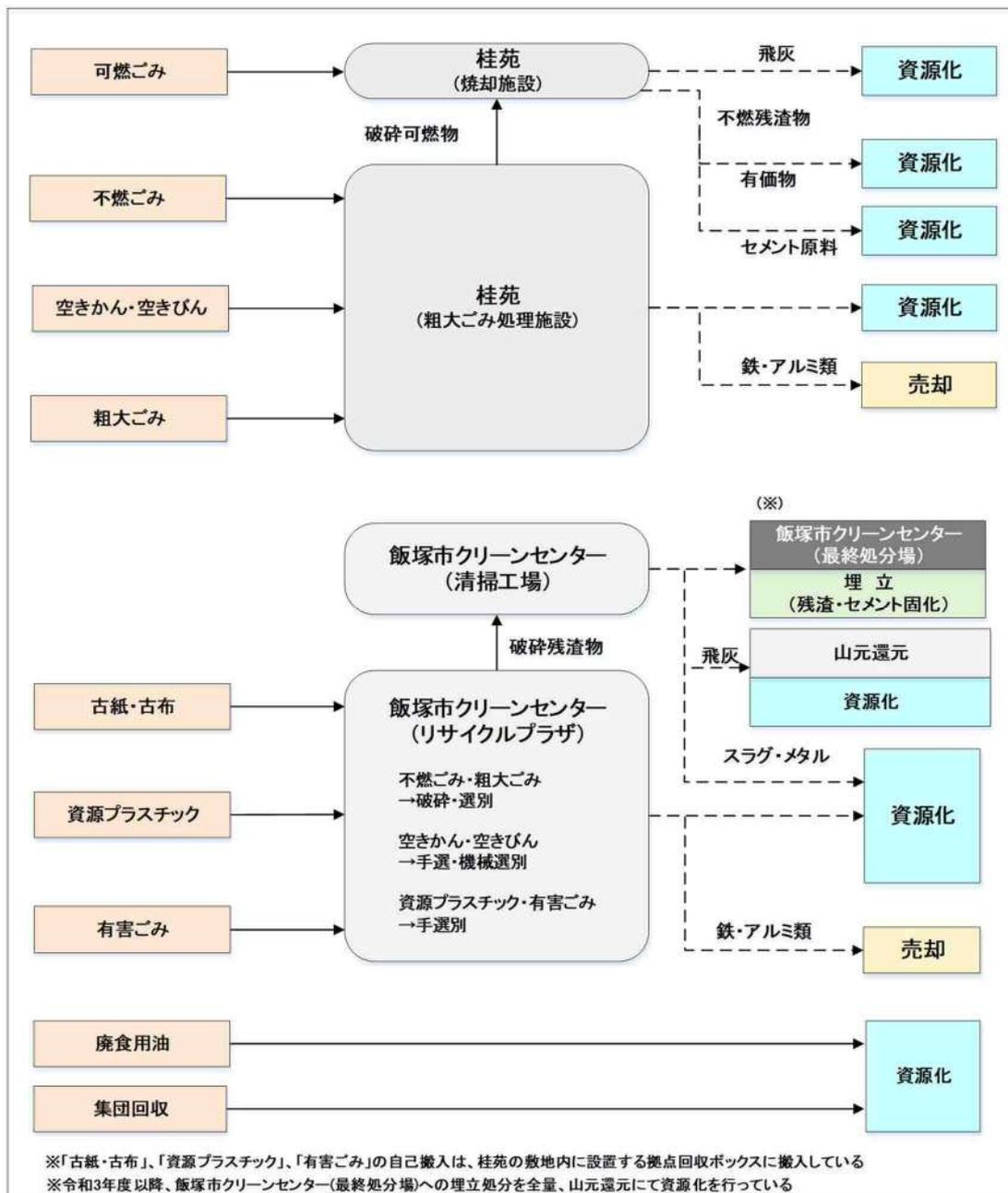
穂波・筑穂地区から排出された可燃ごみは、桂苑（焼却施設）で処理を行い、飛灰を資源化し、不燃残渣物から選別された有価物は資源化、残りの残渣はセメント原料化しています。

また、不燃ごみ、粗大ごみ、空きかん・空きびんは、桂苑（粗大ごみ処理施設）で破碎・選別を行い、鉄・アルミ類等を資源化・売却し、破碎可燃物は桂苑（焼却施設）にて焼却処理を行っています。

資源プラスチック、古紙・古布、有害ごみは、飯塚市クリーンセンター（リサイクルプラザ）で破碎・選別を行い、鉄・アルミ類等を資源化・売却しています。破碎残渣物は飯塚市クリーンセンター（清掃工場）にてガス化・溶融処理を行っています。

廃食用油、集団回収物は資源化を行っています。

◆図表 3-11 穂波・筑穂地区のごみ処理の流れ



(3) 庄内・穎田地区

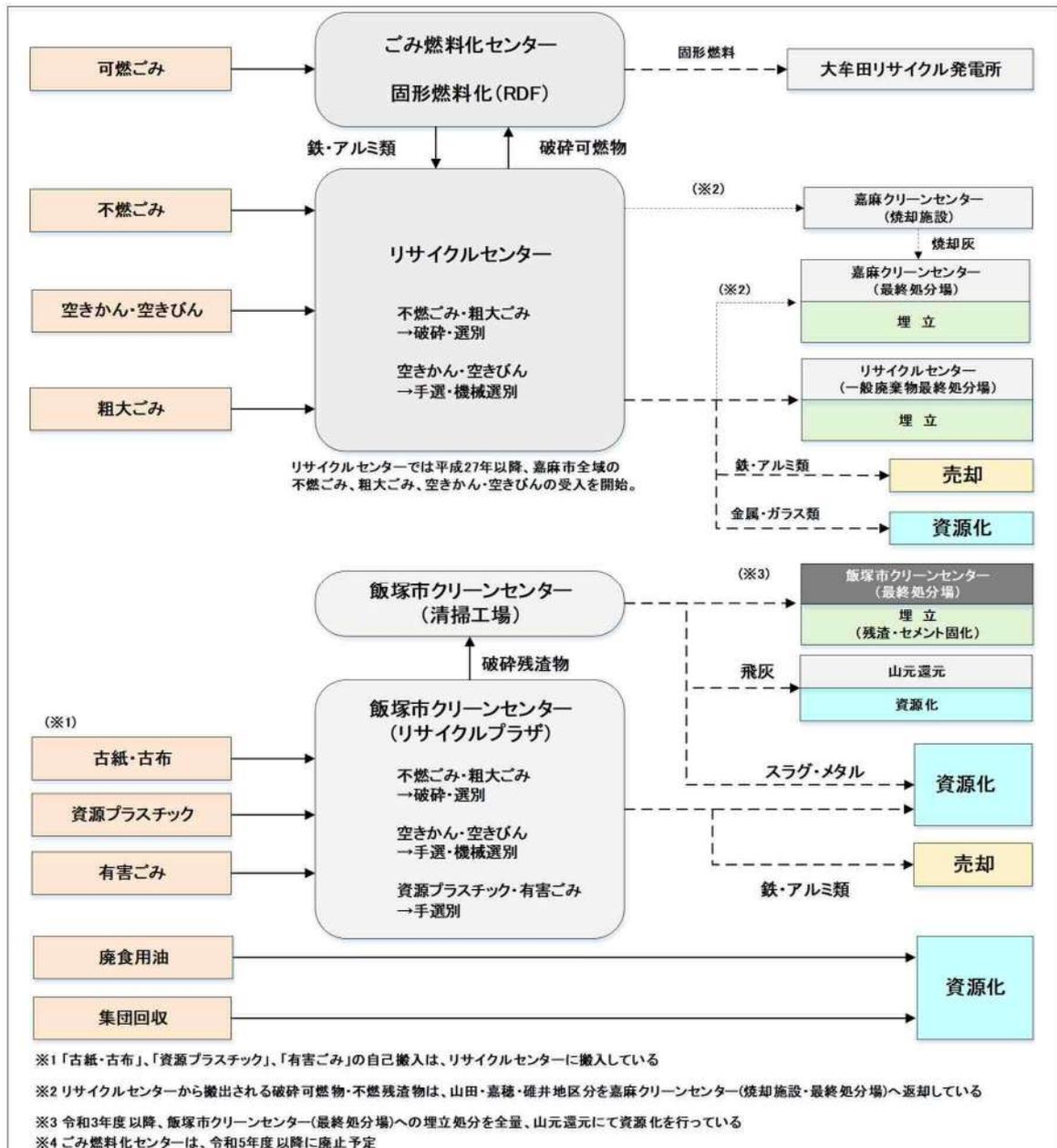
庄内・穎田地区から排出された可燃ごみは、ごみ燃料化センターにおいて固形燃料(RDF)に加工され、大牟田リサイクル発電所の燃料源として利用されています。製造過程で選別された鉄・アルミ類はリサイクルセンターへ搬出しています。

不燃ごみ、空きかん・空きびん、粗大ごみはリサイクルセンターで破碎・選別を行い、鉄・アルミ類は売却、金属・ガラス類は資源化、破碎可燃物はごみ燃料化センターにて固形燃料化、不燃残渣物はリサイクルセンター(一般廃棄物最終処分場)にて埋立処分しています。

古紙・古布、資源プラスチック、有害ごみは、飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)で破碎・選別を行い、資源化しています。破碎残渣物は飯塚市クリーンセンター(清掃工場)にてガス化・溶融処理を行っています。

廃食用油、集団回収物は資源化を行っています。

◆図表 3-12 庄内・穎田地区のごみ処理の流れ



2-2 嘉麻市

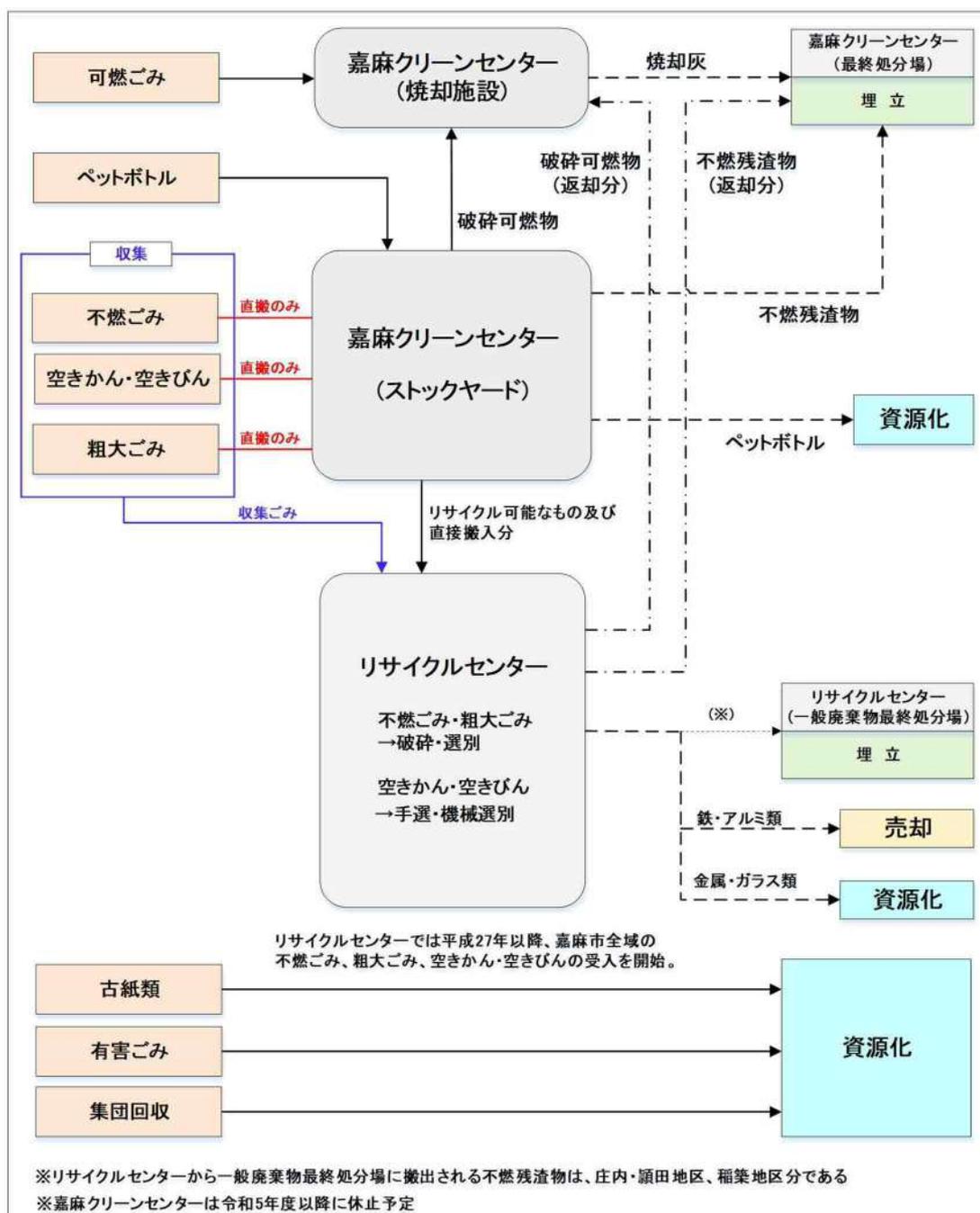
(1) 山田・嘉穂・碓井地区

山田・嘉穂・碓井地区から排出された可燃ごみは、嘉麻クリーンセンター（焼却施設）で処理を行い、焼却灰を嘉麻クリーンセンター最終処分場で埋立処分しています。

収集された不燃ごみ、粗大ごみ、空きかん・空きびんは、リサイクルセンターで破碎・選別を行い、鉄・アルミ類は売却、金属・ガラス類は資源化しています。平成 27 年以降、嘉麻クリーンセンターから不燃ごみ、粗大ごみ、空きかん・空きびんの受入を行っており、山田・嘉穂・碓井地区分の破碎可燃物は嘉麻クリーンセンター（焼却施設）にて焼却処理、不燃残渣物は嘉麻クリーンセンター（最終処分場）にて埋立処分しています。

ペットボトル、古紙類、集団回収物、有害ごみは資源化を行っています。

◆図表 3-13 山田・嘉穂・碓井地区のごみ処理の流れ



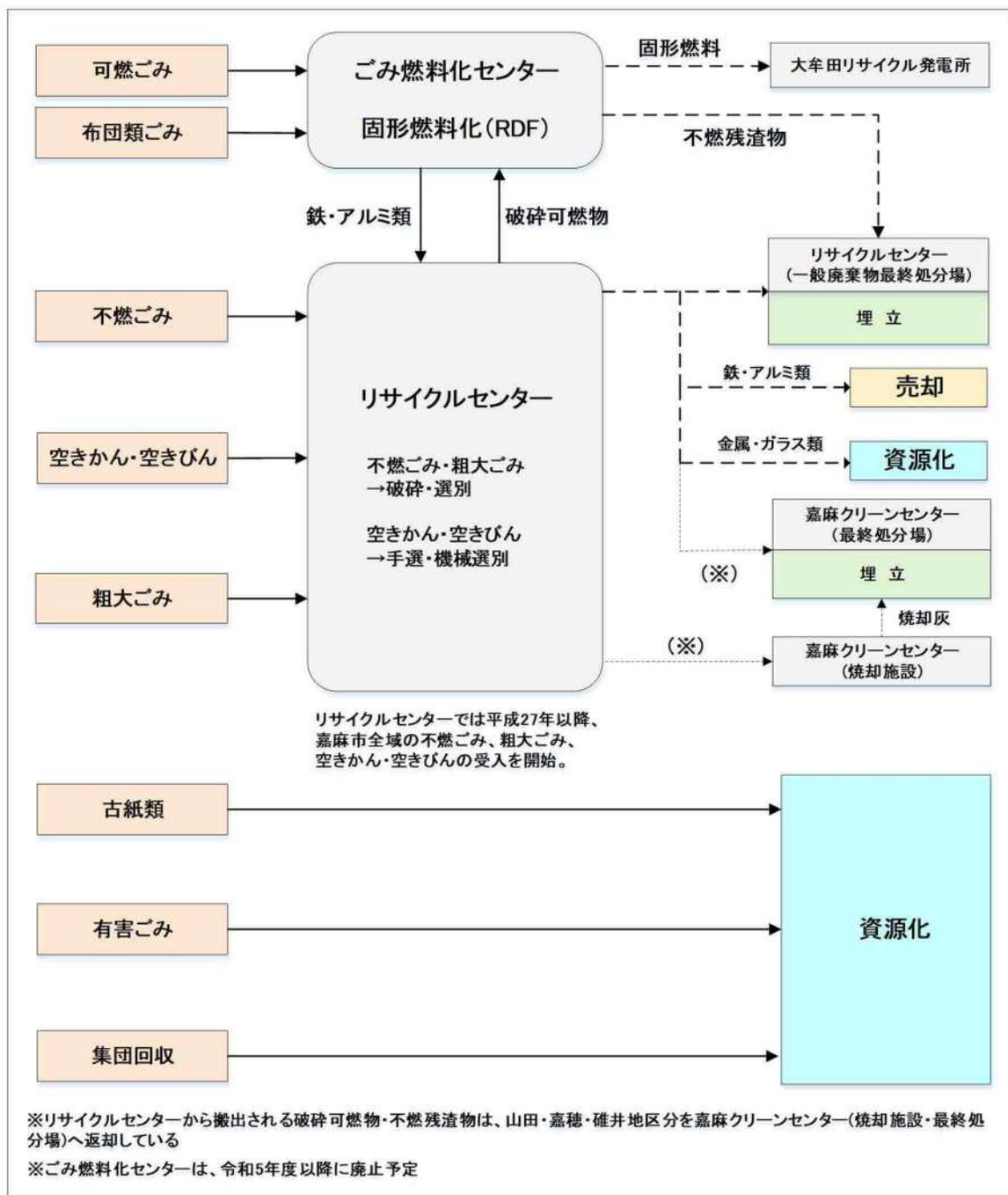
(2) 稲築地区

稲築地区から排出された可燃ごみ及び布団類ごみは、ごみ燃料化センターにおいて固形燃料(RDF)に加工され、大牟田リサイクル発電所の燃料源として利用されています。製造過程で選別された鉄・アルミ類はリサイクルセンターへ搬出しています。

不燃ごみ、粗大ごみ、空きかん・空きびんはリサイクルセンターで破碎・選別を行い、鉄・アルミ類は売却、金属・ガラス類は資源化しています。破碎可燃物はごみ燃料化センターにて固形燃料化、不燃残渣物はリサイクルセンター(一般廃棄物最終処分場)にて埋立処分しています。

古紙類、集団回収物、有害ごみは資源化を行っています。

◆図表 3-14 稲築地区のごみ処理の流れ



第3節 ごみ処理施設

3-1 ごみ処理施設

本組合管内のごみ処理は飯塚市クリーンセンター(清掃工場)、飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)、嘉麻クリーンセンター、桂苑(焼却・粗大)、ごみ燃料化センター、リサイクルセンターの7施設にて行い、資源化・売却されなかった残渣等は飯塚市クリーンセンター(最終処分場)、嘉麻クリーンセンター(最終処分場)、リサイクルセンター(一般廃棄物最終処分場)にて埋立処分を行っています。なお、令和3年度以降、飯塚市クリーンセンター(最終処分場)への埋立分を山元還元にて資源化を行っています。

◆図表 3-16 各地区のごみ処理施設
(飯塚市)

地区	ごみ分別項目						
	可燃ごみ	不燃ごみ	空きかん 空きびん	粗大	古紙 古布	資源 プラスチック	有害ごみ
飯塚地区	飯塚市 クリーンセンター (清掃工場)	飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)					
穂波・筑穂地区	桂苑 (焼却施設)	桂苑(粗大ごみ処理施設)			収集: 飯塚市クリーンセンター (リサイクルプラザ) 直搬: 桂苑(拠点回収ボックス)		
庄内・穎田地区	ごみ燃料化 センター	庄内・穎田支所(拠点回収ボックス)			収集: 飯塚市クリーンセンター (リサイクルプラザ) 直搬: 庄内・穎田支所 (拠点回収ボックス)		

(嘉麻市)

地区	ごみ分別項目						
	可燃ごみ	ペットボトル	不燃ごみ	粗大 ごみ	空きかん 空きびん	古紙類	有害ごみ
山田・嘉穂・碓井地区	嘉麻クリーンセンター (焼却施設)	資源化	直搬: 嘉麻クリーンセンター (ストックヤード) 収集: リサイクルセンター		資源化		

地区	ごみ分別項目						
	可燃ごみ	布団類ごみ	不燃ごみ	粗大 ごみ	空きかん 空きびん	古紙類	有害ごみ
稲築地区	ごみ燃料化センター		リサイクルセンター		資源化		

(桂川町)

地区	ごみ分別項目						
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	空きかん 空きびん	資源 プラスチック	古紙 古布	有害ごみ
桂川町	桂苑 (焼却施設)	桂苑 (粗大ごみ処理施設)			飯塚市クリーンセンター (リサイクルプラザ)		

◆図表 3-17 本組合管内のごみ処理施設位置図



3-2 ごみ処理施設の概要

◆図表 3-18 ごみ処理施設の概要

施設名	飯塚市クリーンセンター(清掃工場)	
所在地	飯塚市吉北 118 番地 2	
供用開始年度	平成 10 年	
処理能力	180t/日 (90t/24H×2 基)	
処理方法	ガス化・高温溶融一体型方式	
外観図		

施設名	桂苑	
	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
所在地	桂川町九郎丸 275 番地 21	
供用開始年度	平成 6 年	
処理能力	74t/日 (37t/16H×2 基)	20t/日 (20t/5H×1 基)
処理方法	准連続燃焼方式(流動床方式)	破碎・選別
外観図		

施設名	嘉麻クリーンセンター
所在地	嘉麻市上 815 番地
供用開始年度	昭和 62 年
処理能力	40t/日 (20t/16H×2 基)
処理方法	准連続燃焼方式(階段ストーカ方式)
外観図	

施設名	ごみ燃料化センター
所在地	嘉麻市岩崎 124 番地
供用開始年度	平成 14 年
処理能力	54t/日 (54 t × 14H × 1 基)
処理方法	ごみ固形燃料化方式
外観図	

施設名	飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)	
所在地	飯塚市吉北 118 番地 2	
供用開始年度	平成 10 年	
処理能力	不燃ごみ・粗大ごみ	18t/5H
	空きかん・空きびん	15t/5H
	資源プラスチック	2t/5H
処理方法	不燃ごみ・粗大ごみ：破碎・選別 空きかん・空きびん：手選・機械選別 資源プラスチック：手選別	
外観図		

施設名	リサイクルセンター	
所在地	飯塚市入水 757 番地 1	
供用開始年度	平成 11 年	
処理能力	不燃ごみ・粗大ごみ	10t/日
	空きかん・空きびん	2 t /日
処理方法	不燃ごみ・粗大ごみ：破碎・選別 空きかん・空きびん：手選・機械選別	
外観図		

施設名	飯塚市クリーンセンター(最終処分場)	
所在地	飯塚市吉北 118 番地 2	
供用開始年度	平成 10 年	
埋立容積	26,800m ³	
埋立終了	令和 2 年度末	
外観図		

施設名	嘉麻クリーンセンター(最終処分場)
所在地	嘉麻市上 815 番地外
供用開始年度	平成 13 年
埋立容積	55,000m ³
埋立終了予定	令和 16 年 6 月末
外観図	

施設名	リサイクルセンター(一般廃棄物最終処分場)
所在地	飯塚市入水 757 番地 1
供用開始年度	平成 11 年
埋立容積	40,690m ³
埋立終了予定	令和 32 年度末
外観図	

第4節 ごみ排出量

4-1 ごみ排出量

本組合管内のごみ排出量は、令和元年度（63,780t）に一時的な増加はあるものの、平成27年度（65,316t）から令和2年度（60,360t）にかけて減少傾向となっております。

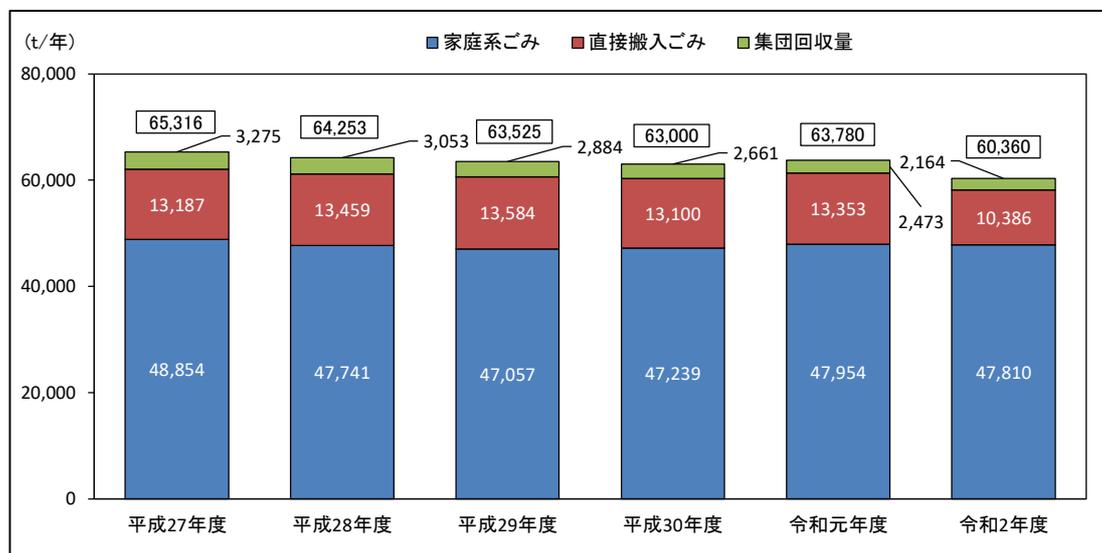
家庭系ごみは、平成28年度以降、増減はあるものの横ばい傾向となっております。

直接搬入ごみも平成27年度（13,187t）から令和元年度（13,353t）にかけて増減はあるものの横ばいで推移していましたが、令和2年度（10,386t）に減少傾向となっております。

集団回収量は、平成27年度（3,275t）から令和2年度（2,164t）にかけて減少傾向となっております。

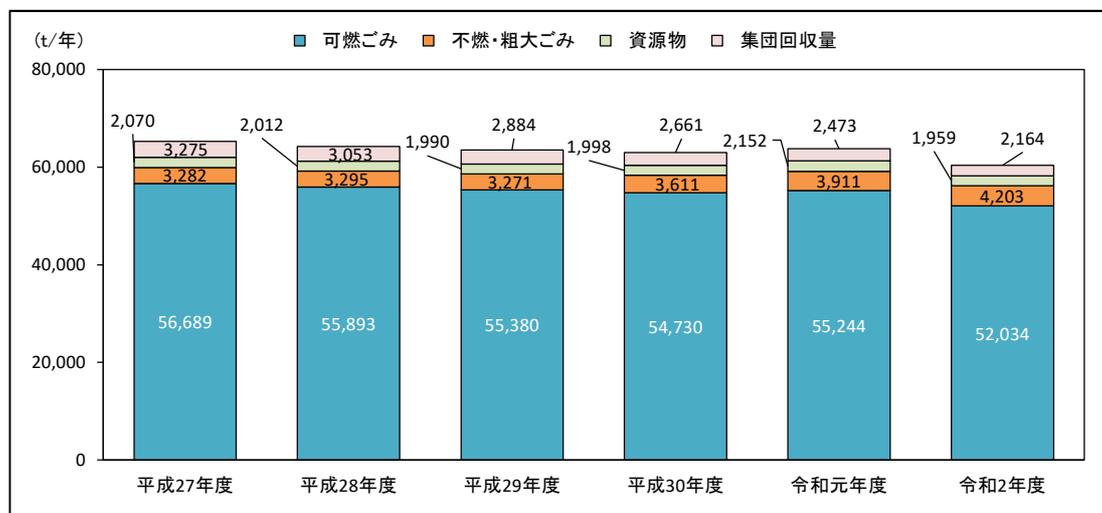
ごみの種類別にみると可燃ごみは令和2年度以降に減少傾向、不燃・粗大ごみは令和元年度以降に増加傾向、資源物は横ばいの傾向となっております。

◆図表 3-19 ごみ排出量の推移



出典：各市町提供資料

◆図表 3-20 ごみ種類別排出量の推移



出典：各市町提供資料

◆図表 3-21 ごみ排出量の推移

項 目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口	人	185,309	183,800	182,878	181,260	178,816	178,021
飯塚市	人	130,664	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
嘉麻市	人	40,691	39,877	39,239	38,558	37,867	37,088
桂川町	人	13,954	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328
家庭系ごみ	t/年	48,854	47,741	47,057	47,239	47,954	47,810
可燃ごみ	t/年	44,362	43,305	42,665	42,603	42,821	42,652
飯塚市	t/年	30,667	30,128	29,695	29,699	29,973	29,501
嘉麻市	t/年	10,645	10,164	9,936	9,879	9,799	10,092
桂川町	t/年	3,050	3,013	3,034	3,025	3,049	3,059
不燃・粗大ごみ	t/年	2,582	2,583	2,551	2,803	3,129	3,314
飯塚市	t/年	1,832	1,870	1,887	2,038	2,053	2,349
嘉麻市	t/年	580	549	480	572	868	710
桂川町	t/年	170	164	184	193	208	255
資源物	t/年	1,910	1,853	1,841	1,833	2,004	1,844
飯塚市	t/年	1,519	1,455	1,454	1,446	1,480	1,432
嘉麻市	t/年	265	268	256	255	400	289
桂川町	t/年	126	130	131	132	124	123
直接搬入ごみ(家庭系+事業系)	t/年	13,187	13,459	13,584	13,100	13,353	10,386
可燃ごみ	t/年	12,327	12,588	12,715	12,127	12,423	9,382
飯塚市	t/年	9,515	9,997	10,199	9,732	9,985	7,308
嘉麻市	t/年	1,291	1,115	1,163	1,023	1,083	655
桂川町	t/年	1,521	1,476	1,353	1,372	1,355	1,419
不燃・粗大ごみ	t/年	700	712	720	808	782	889
飯塚市	t/年	329	332	363	418	503	642
嘉麻市	t/年	281	278	251	289	170	90
桂川町	t/年	90	102	106	101	109	157
資源物	t/年	160	159	149	165	148	115
飯塚市	t/年	123	124	113	131	108	90
嘉麻市	t/年	8	9	11	7	15	1
桂川町	t/年	29	26	25	27	25	24
集団回収量	t/年	3,275	3,053	2,884	2,661	2,473	2,164
飯塚市	t/年	2,759	2,568	2,431	2,170	2,012	1,738
嘉麻市	t/年	307	299	279	321	304	215
桂川町	t/年	209	186	174	170	157	211

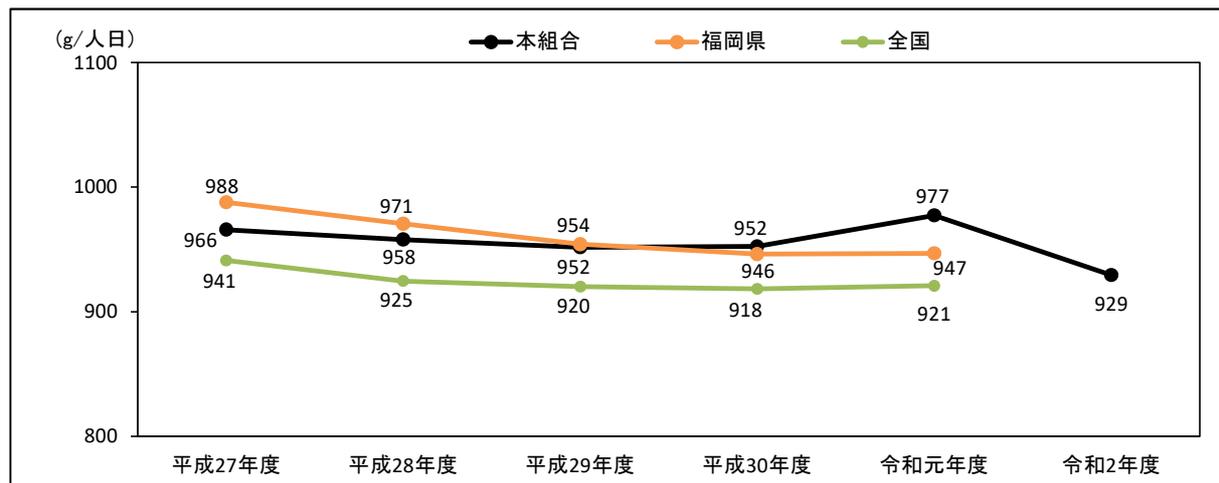
出典：一般廃棄物処理実態調査結果及び各市町提供資料

4-2 1人1日当たりのごみ排出量

本組合管内の1人1日当たりのごみ排出量(家庭系ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)は、令和元年度(977g/人日)に一時的な増加はあるものの、平成27年度(966g/人日)から令和2年度(929g/人日)にかけて減少しています。

令和元年度の実績で全国及び福岡県と比較すると、本組合が最も多く977g/人日、次いで福岡県が947g/人日、全国平均が921g/人日となっています。

◆図表 3-22 1人1日当たりのごみ排出量の推移

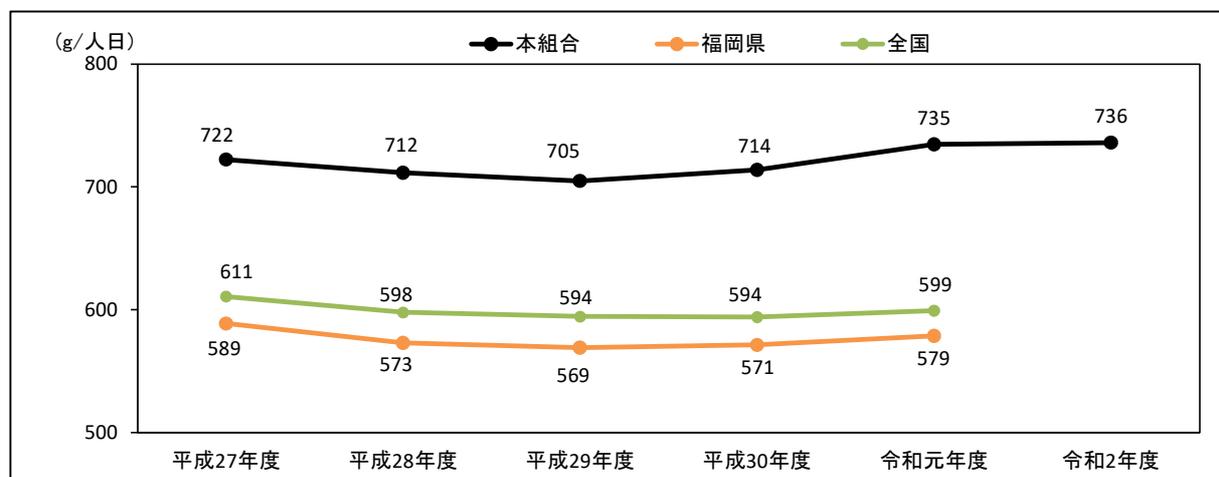


※1人1日当たりの排出量(g/人・日) = 年間当たりの排出量(t/年) × 10⁶ ÷ 人口(人) ÷ 365(日/年)

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成27年度(722g/人日)から平成29年度(705g/人日)にかけて減少していますが、令和2年度(736g/人日)にかけて増加傾向となっています。

令和元年度の実績で全国及び福岡県と比較すると、本組合が最も多く735g/人日、次いで全国平均が599g/人日、福岡県が579g/人日となっています。

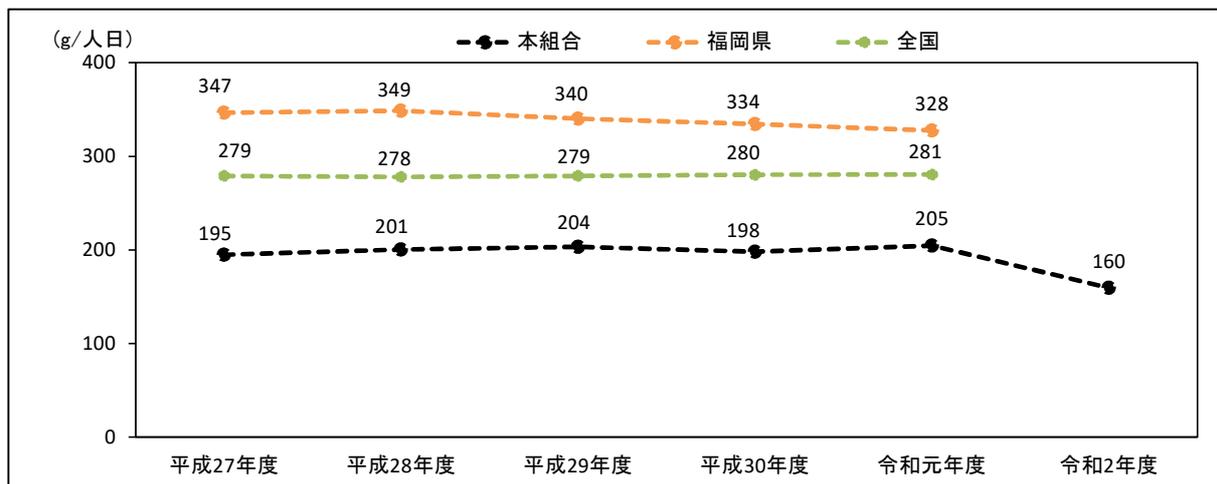
◆図表 3-23 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移



1人1日当たりの直接搬入系ごみ排出量は、平成27年度(195g/人日)から令和元年度(205g/人日)にかけて横ばいの傾向となっていましたが、令和2年度(160g/人日)にかけて減少しています。

令和元年度の実績で全国及び福岡県と比較すると、福岡県が最も多く 328g/人日、次いで全国平均が 281g/人日、本組合が 205g/人日となっています。

◆図表 3-24 1人1日当たりの直接搬入系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果及び各市町提供資料

4-3 資源化率と最終処分率

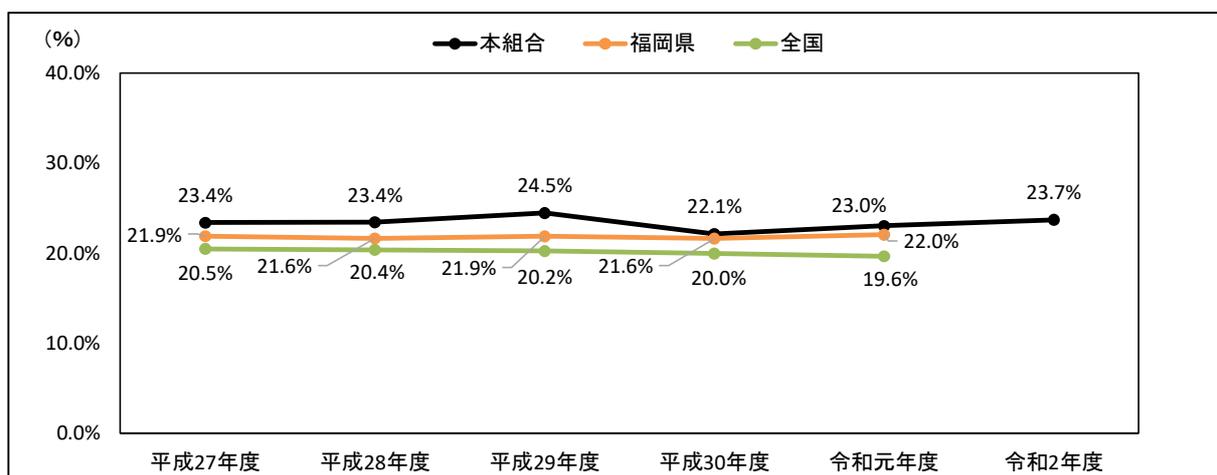
本組合の資源化率は、全国及び福岡県と大きな差はなく推移しています。

最終処分率については、本組合が最も低く、次いで全国、福岡県となっています。本要因としては、飯塚市クリーンセンターではガス化・溶融処理に伴うスラグ化、ごみ燃料化センターにおいて固形燃料化（RDF）したものを大牟田リサイクル発電所の燃料源として利用、桂苑では飛灰及び不燃残渣物の資源化など、各施設の焼却処理方法に合わせた資源化処理を実施しています。

◆図表 3-25 本組合の資源化率及び最終処分率の推移

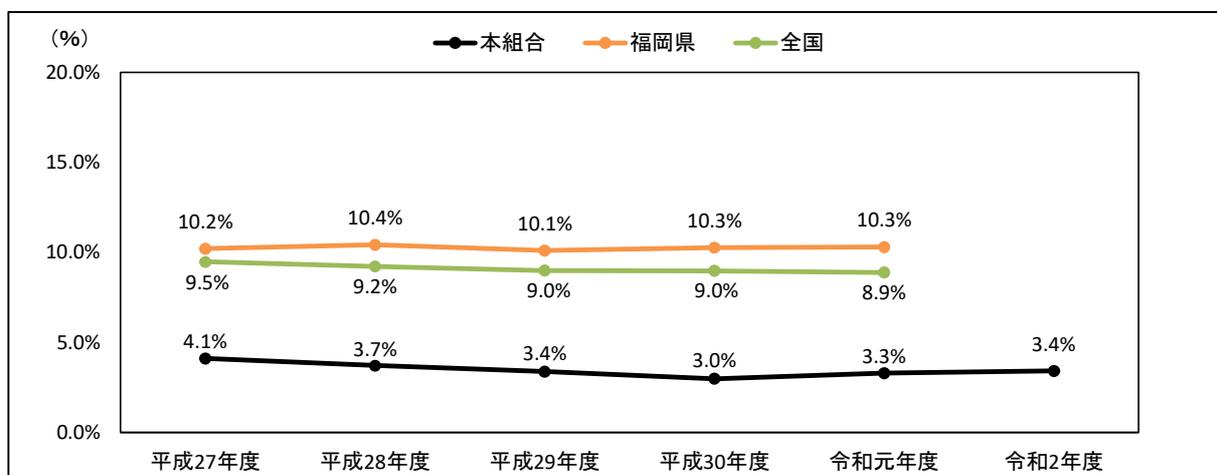
項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
資源化率	本組合	23.4%	23.4%	24.5%	22.1%	23.0%	23.7%
	福岡県	21.9%	21.6%	21.9%	21.6%	22.0%	-
	全国	20.5%	20.4%	20.2%	20.0%	19.6%	-
最終処分率	本組合	4.1%	3.7%	3.4%	3.0%	3.3%	3.4%
	福岡県	10.2%	10.4%	10.1%	10.3%	10.3%	-
	全国	9.5%	9.2%	9.0%	9.0%	8.9%	-

◆図表 3-26 本組合の資源化率



※資源化率=（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）÷ごみ排出量×100

◆図表 3-27 本組合の最終処分率



※最終処分率=最終処分量÷ごみ排出量×100

出典：一般廃棄物処理実態調査結果及び各市町提供資料

4-4 ごみ処理年間経費

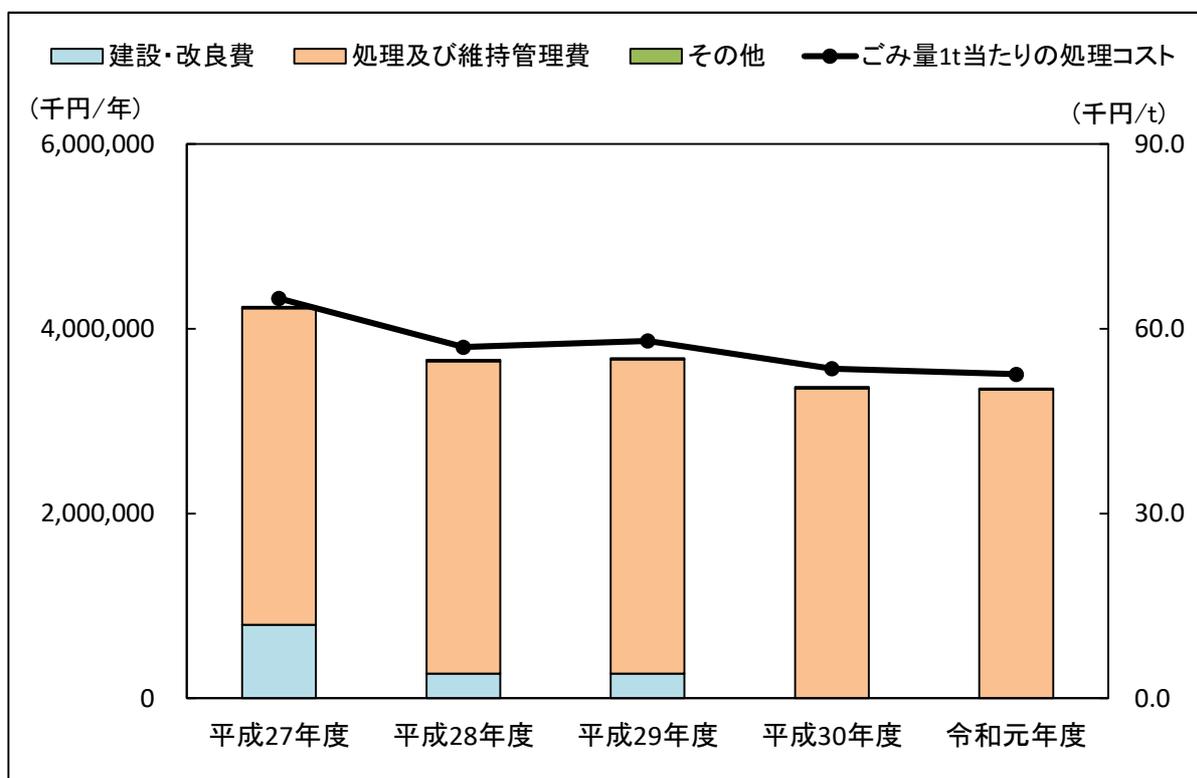
本組合のごみ処理年間経費及びごみ 1t 当たりの処理コストの推移は、平成 27 年度をピークに減少傾向となっています。

なお、平成 27 年度から平成 29 年度までは、嘉麻クリーンセンターの設備改修工事等を実施したことから、建設・改良費分に費用が計上されているため、ごみ処理経費及びごみ量 1t 当たりの処理コストが高く推移しています。

◆図表 3-28 本組合のごみ処理年間経費

項目	記号	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ排出量	①	t/年	65,316	64,253	63,525	63,000	63,780
建設・改良費	②	千円/年	794,817	266,284	266,177	0	0
処理及び維持管理費	③+④	千円/年	3,424,797	3,380,854	3,400,659	3,353,903	3,339,388
組合分担金	③	千円/年	1,138,143	1,082,715	1,039,313	937,132	1,881,182
組合分担金以外	④	千円/年	2,286,654	2,298,139	2,361,346	2,416,771	1,458,206
その他	⑤	千円/年	17,517	16,975	15,674	17,565	15,136
合計	⑥	千円/年	4,237,131	3,664,113	3,682,510	3,371,468	3,354,524
ごみ量1t当たりの処理コスト	⑥÷①	千円/t	64.9	57.0	58.0	53.5	52.6

◆図表 3-29 本組合の年間経費及びごみ 1t 当たりの処理コスト



出典：一般廃棄物処理実態調査結果及び各市町提供資料

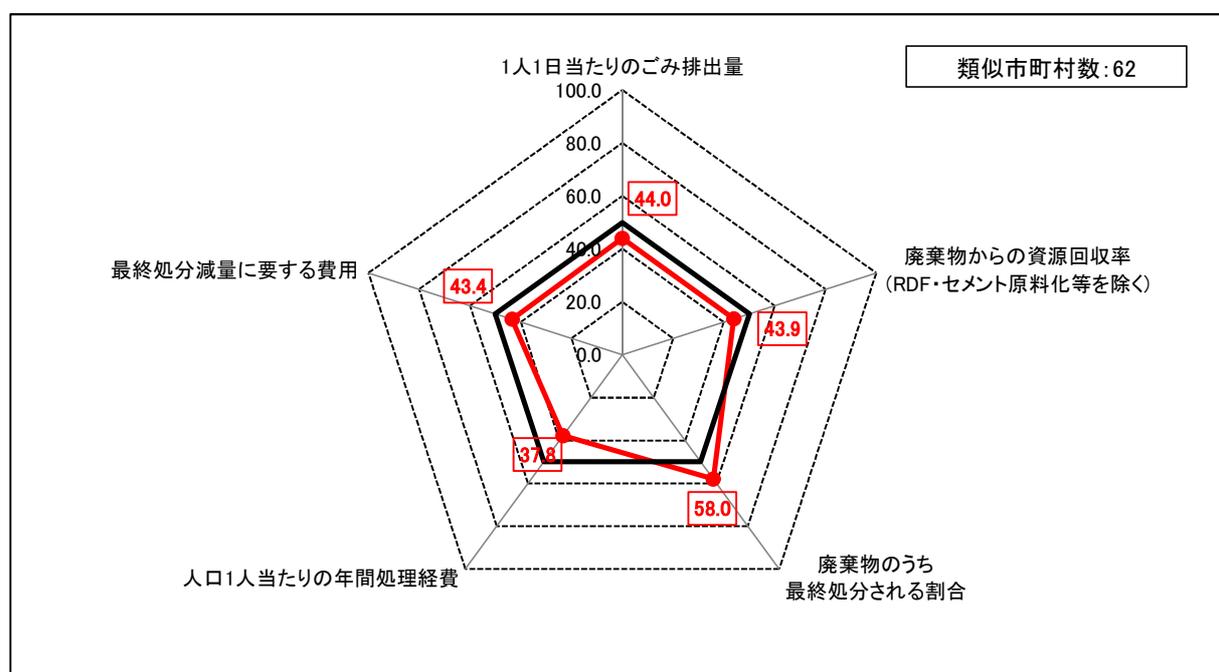
4-5 ごみ処理の評価

本組合のごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、同規模の人口の自治体と比較評価した結果は、以下に示すとおりとなっています。本評価は、標準偏差 50 を上回れば類似自治体と比較して良好な状態として判断するものとなっています。

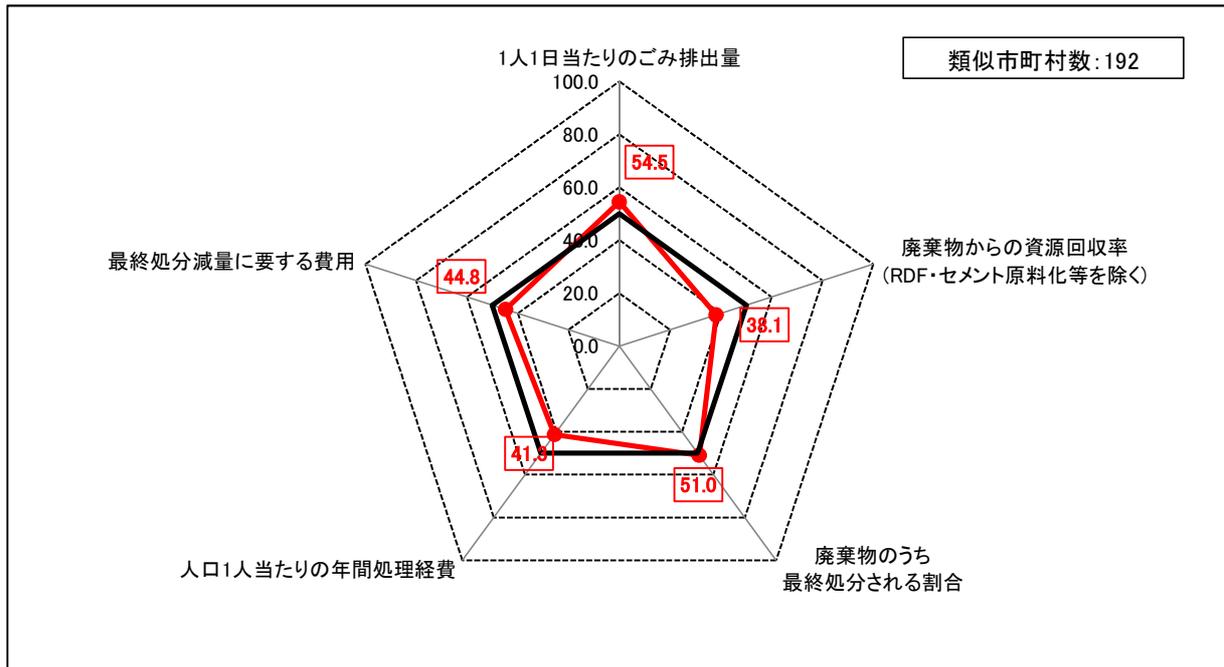
◆図表 3-30 ごみ処理の評価項目

	指標	指標の見方
循環型社会形成	人口1人1日当たりのごみ排出量	指数が大きいほど、ごみ搬出量は少なくなる
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等を除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる
経済性	人口1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる

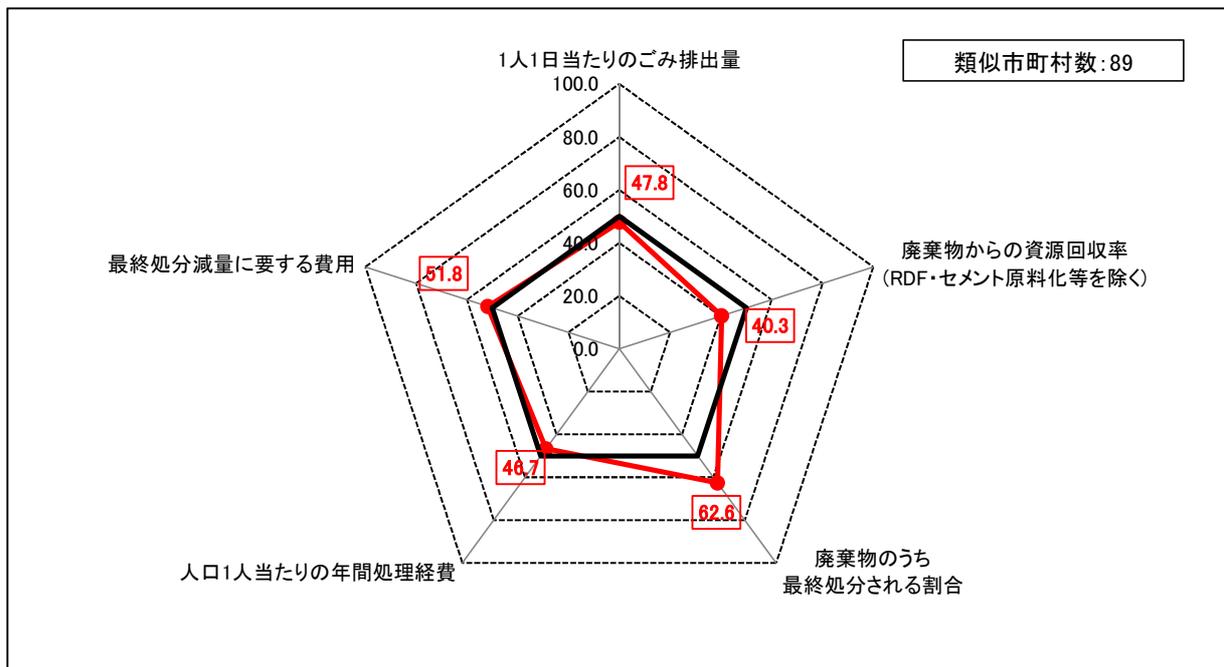
◆図表 3-31 ごみ処理の評価（飯塚市）



◆図表 3-32 ごみ処理の評価（嘉麻市）



◆図表 3-33 ごみ処理の評価（桂川町）



出典：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

第5節 ごみの減量化及び再資源化のこれまでの取組み

5-1 集団回収量の推移

本組合の構成市町では、ごみの減量及び再資源化のための取組みとして、施設へ搬入する資源ごみとは別に、独自で古紙・古布類などの集団回収を行っており、その回収量は、平成27年度以降減少傾向となっています。

本要因としては、電子書籍や民間による古紙回収拠点の普及、古紙の買取単価の下落などが影響しているものと考えられます。

◆図表 3-34 集団回収量の推移

項目	(t/年)					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
飯塚市	2,759	2,568	2,431	2,170	2,012	1,738
嘉麻市	307	299	279	321	304	215
桂川町	209	186	174	170	157	211
合計	3,275	3,053	2,884	2,661	2,473	2,164

出典：一般廃棄物処理実態調査結果及び各市町提供資料

5-2 ごみ処理に関する補助制度

(1) 飯塚市

①資源回収団体奨励補助金制度

【対象】

- ・飯塚市内の自治会、子供会、老人会、婦人会、公民館、PTAなどで、あらかじめ資源回収団体登録をしている団体。

【対象品目及び補助金額】

対象品目	補助金額
紙類(新聞紙、雑誌類、ダンボール)	1kg 当たり 8 円
布類	
空きかん(アルミ缶、スチール缶)	1kg 当たり 5 円
空きびん	
お菓子類等のかん	

②ごみ集積器具設置補助制度

【対象】

- ・1基につき利用世帯が5世帯以上であること。

【補助金額】

- ・購入金額(消費税を除く)に3分の2を乗して得た額。

※1,000円未満の端数切り捨て、45,000円を限度額

【ごみ収集器具設置補助件数】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助件数	15	13	14	11	18	10

③ごみネット等購入補助制度

※ごみネット等にはごみネットを固定するための支柱やチェーン等の付属品も含まれる

【対象】

- ・ごみ集積所を2世帯以上で共同利用する住民(自治会及び隣組を含む)。

【補助金額】

- ・購入価格(消費税含む)の3分の2。

※100円未満切り捨て、上限3,000円(1箇所につき)

(2) 嘉麻市

①リサイクル活動団体に対する奨励補助

【対象】

- ・嘉麻市に居住する住民で構成され、市が登録認定した地域団体等(自治会、子供会、PTA等)。

【対象品目及び補助金額】

対象品目	補助金額
新聞紙	1kg 当たり 8 円
段ボール	
雑誌等古紙	
古布	

②生ごみ処理容器等の購入者に対する補助

【対象】

- ・嘉麻市に居住する世帯(事業所を除く)で、新規に未使用の生ごみ処理容器等を購入して使用する住民。

【対象容器等】

- ・生ごみ処理容器、電動式又は手動式生ごみ処理機、ダンボールコンポスト。

【対象品目及び補助金額】

対象容器等	補助金額	補助対象数
生ごみ処理容器	購入額の 1/2 (上限額 3,000 円)	1 年間につき 2 個
電動又は手動式 生ごみ処理機	購入額の 1/2 (上限額 25,000 円)	5 年間につき 1 台
ダンボールコンポスト	購入額の 1/2 (上限額 1,500 円)	1 年間につき 4 個 (基材を含む)

(3) 桂川町

①生ごみ処理容器普及促進補助

【対象】

- ・桂川町に居住する住民(事業所を除く)で、町が斡旋する容器を購入し設置する住民。

【対象容器等】

- ・生ごみ処理容器。

【補助金額】

- ・容器 1 個につき、2,500 円(1 世帯 2 個を限度)。

②リサイクル活動団体に対する奨励補助

【対象】

- ・桂川町に居住する住民で構成する、町が登録認定した町内会、公民館、婦人会、子供会、PTA、老人クラブ等の団体。

【対象品目及び補助金額】

対象品目	補助金額
新聞紙、ダンボール、雑誌等古紙	紙類、カン類等 1kg 当たり 10 円
布類	
空きかん	ビン類 1kg 当たり 5 円
ペットボトル	
空きびん	

③電動生ごみ処理機購入費補助

【対象】

- ・新規に生ごみ処理機を購入した住民で、桂川町内に居住し、かつ、住民登録している住民。

【対象品目及び補助金額】

- ・購入費(本体価格)の2分の1の額(20,000円を限度)。
※1世帯につき1基

第6節 ごみ処理の課題

6-1 ごみの排出抑制

本組合管内の1人1日当たりのごみ排出量は、平成30年度の全国及び福岡県平均値を上回り、令和元年度には更に増加傾向となっています。本組合のごみ排出量の特徴としては、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量が全国及び福岡県と比較して大幅に高いのに対し、直接搬入系ごみ1人1日当たりの排出量の数値が低くなっています。このことから、特に家庭系ごみの減量化に重点を置いた施策を展開する必要があると考えます。

6-2 資源化の推進

本組合の資源化率は平成27年度から令和元年度にかけて22.1～24.5%前後で推移しており、資源化率は減少傾向となっています。収集系の資源ごみについては、電子書籍やペーパーレス化による古紙の減少、レジ袋有料化、各種容器の軽量化など資源化につながるごみの排出量が減少傾向となっていることから、今後もこうした傾向が続くものと考えられるため、収集量の増加は見込みづらい状況となっています。また、飯塚市クリーンセンターにおける飛灰のスラグ化や、ごみ燃料化センターにおける固形燃料化が、本組合の資源化率を上昇させていますが、令和4年度末にごみ燃料化センターが廃止する方針であることから、資源化率の減少が見込まれます。

6-3 事業所への啓発及び情報提供

構成市町のごみの搬出量の抑制に関する取組みはいずれも家庭系ごみを対象に行われており、事業系ごみに対しては行われていません。

そのため、事業者を対象とした資源化に取り組める施策を充実化させる必要があると考えます。また、他の自治体で行われている先進的な取組みの情報提供を行うなど事業者の意識向上を図る必要があると考えます。

6-4 将来的なごみ処理施設の集約化

本組合は現在、4つのごみ処理施設を有しており、いずれも稼働から約20年～35年が経過していることから、機械設備及び建物等において老朽化・劣化が確認されています。

このため、本組合管内のごみを効率的・経済的に処理を行うためにも将来的にごみ処理施設の集約化を行う必要があります。また、ごみ処理施設の集約化については、今後計画する新ごみ処理施設が供用開始するまでの期間に、飯塚市クリーンセンター及び桂苑の2施設に集約化するため、利用者への広報等を行う必要があります。

あわせて、構成市町において分別区分の統一及び収集ごみの運搬先の変更に関する各種検討及び調整が必要となっています。

◆図表 3-35 ごみ処理施設の稼働経過年数

施設名称	処理方法	供用開始年度	稼働経過年数
飯塚市クリーンセンター (焼却施設)	ガス化・高温溶融一体型方式	平成10年	24年
桂苑	流動床方式	平成6年	28年
嘉麻クリーンセンター (焼却施設)	階段ストーカ方式	昭和62年	35年
ごみ燃料化センター	ごみ固形燃料化方式	平成14年	20年

6-5 災害廃棄物の処理体制

近年、大規模な自然災害が各地で発生しており、その都度大量の災害廃棄物が発生することから、被災地の復興には災害廃棄物の迅速な対応が不可欠です。

令和元年度の台風15号(房総半島台風)、19号(東日本台風)の被害報告では千葉県内のごみ処理施設の被災(停電)、収集運搬体制の確保、仮置場の設置・管理・運営、広域処理を含む処理先の確保など、様々な課題が浮き彫りになりました。また、近年では福岡県においても広範囲に伴う大雨の影響により、組合管内でも浸水被害等の水害が発生しています。

国は災害廃棄物の対策として、関連機関とのさらなる連携の強化・円滑化に向けて、意見交換や連携マニュアルを作成しており、円滑で迅速な災害廃棄物処理体制の構築を目指しています。また、令和7年度までに災害廃棄物処理計画の策定率を60%にするという数値目標を掲げています。福岡県内の令和2年度末時点での災害廃棄物処理計画の策定状況は、全60自治体のうち32の自治体が策定(見込み含む)しており、本組合の構成市町においても、令和3年度末を目指して策定を進めています。



出典：環境省ホームページ

6-6 循環型社会形成交付金の交付条件の追加

環境省では、「2050年にCO₂（二酸化炭素）の排出を実質ゼロにする」ゼロカーボンシティを表明しており、都道府県及び市町村においても脱炭素化や温室効果ガスの排出抑制等に向けた取組みを実施するように努めるものとされています。

こうした背景から環境省では、ごみ処理施設やリサイクル施設の整備等を支援する循環型社会形成交付金の交付条件に「プラスチックごみをリサイクル資源として収集する」という新しい条件を適用する方針とし、プラスチックごみの焼却処理によるCO₂排出を減らすことを目的としています。

また、新たにごみ処理施設の整備を進める場合は、一般廃棄物処理会計基準の導入を図る必要があります。令和3年度以降からは交付申請書に検討状況を記載する必要があります。

本組合では令和12年度以降に新清掃工場の稼働を目指しており、循環型社会形成推進交付金制度の活用にあたっては上記の内容を踏まえて、構成市町との協議・検討を行う必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の目標

1-1 基本理念

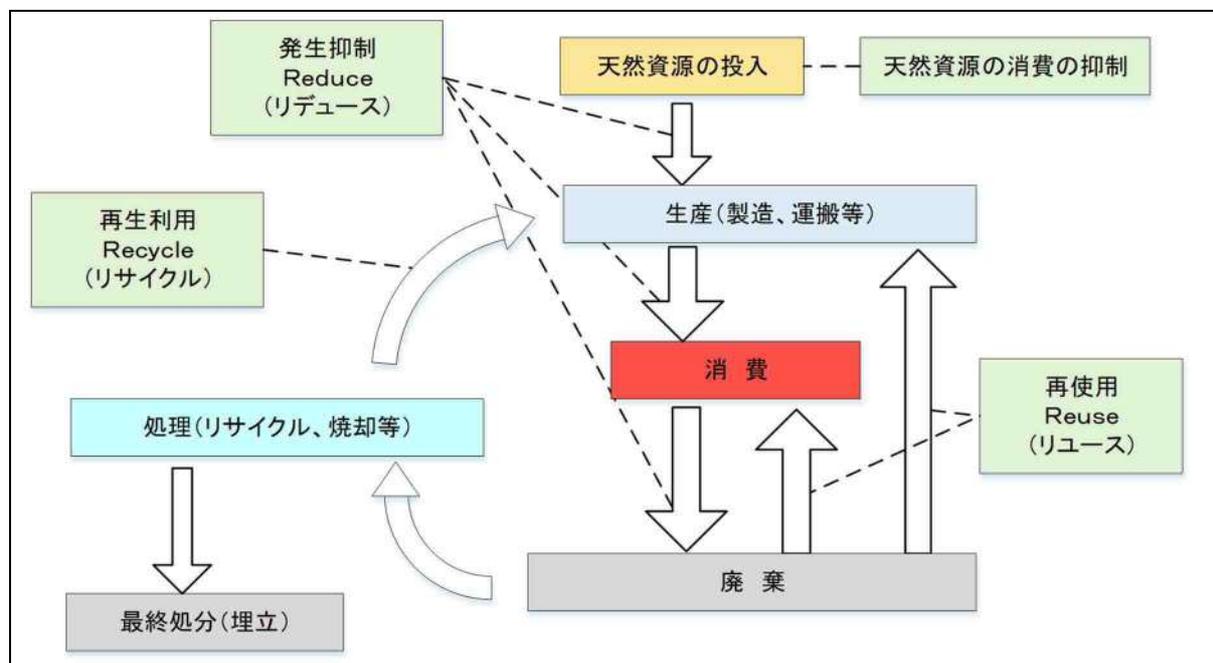
環境省は循環型社会形成推進基本法において「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会と提示しています。

以上のことから、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、循環型社会形成推進基本法で定められた優先順位（図表4-1）を踏まえて、ごみの発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3R活動を推進することにより、限りある資源の活用とエネルギーの削減を促進していくものとします。

本組合では循環型社会の構築に向けて、住民・事業者・行政の三者が協働して、ごみの発生抑制に取り組むことを基本理念として掲げ、実行します。

基本理念：ごみの発生抑制に向けた住民・事業者・行政による循環型社会の構築

◆図表4-1 循環型社会に向けた処理の優先順位

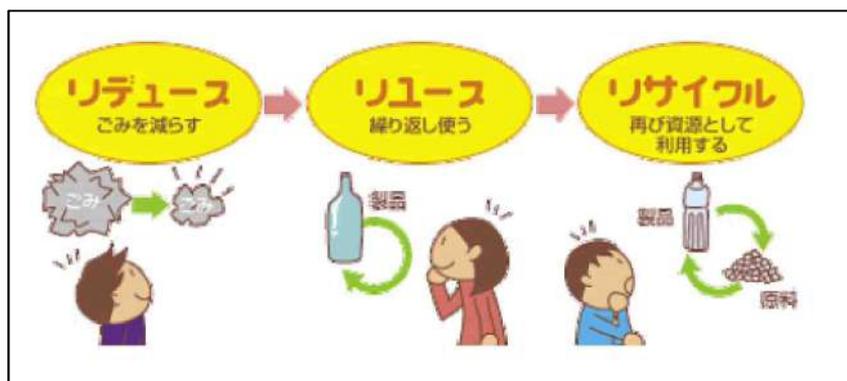


1-2 基本方針

本計画における基本理念のもと、本組合のごみ処理における基本方針は、住民・事業者・行政の三者が協働し、基本理念の実現に向けた基本的な方針を「住民・事業者・行政が連携した3Rの推進」「再生利用・再資源化の推進」「ごみの適正な収集・運搬・処理・処分」の3つとします。

基本方針1：住民・事業者・行政が連携した3Rの推進

「発生抑制」を主体とする3R運動（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）に取り組み、住民・事業者・行政の三者が連携して、循環型社会の構築を目指す方針とします。



基本方針2：再生利用・再資源化の推進

組合構成市町で行っているごみの減量化を目的とした施策の推進及び事業系ごみを対象とした施策等を拡充することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図ります。

基本方針3：ごみの適正な収集・運搬・処理・処分

住民・事業者・行政が協働し、それぞれの役割を果たしながら環境に配慮した安全・安心で効率的なごみの収集・運搬及び適正な処理・処分を行う方針とします。

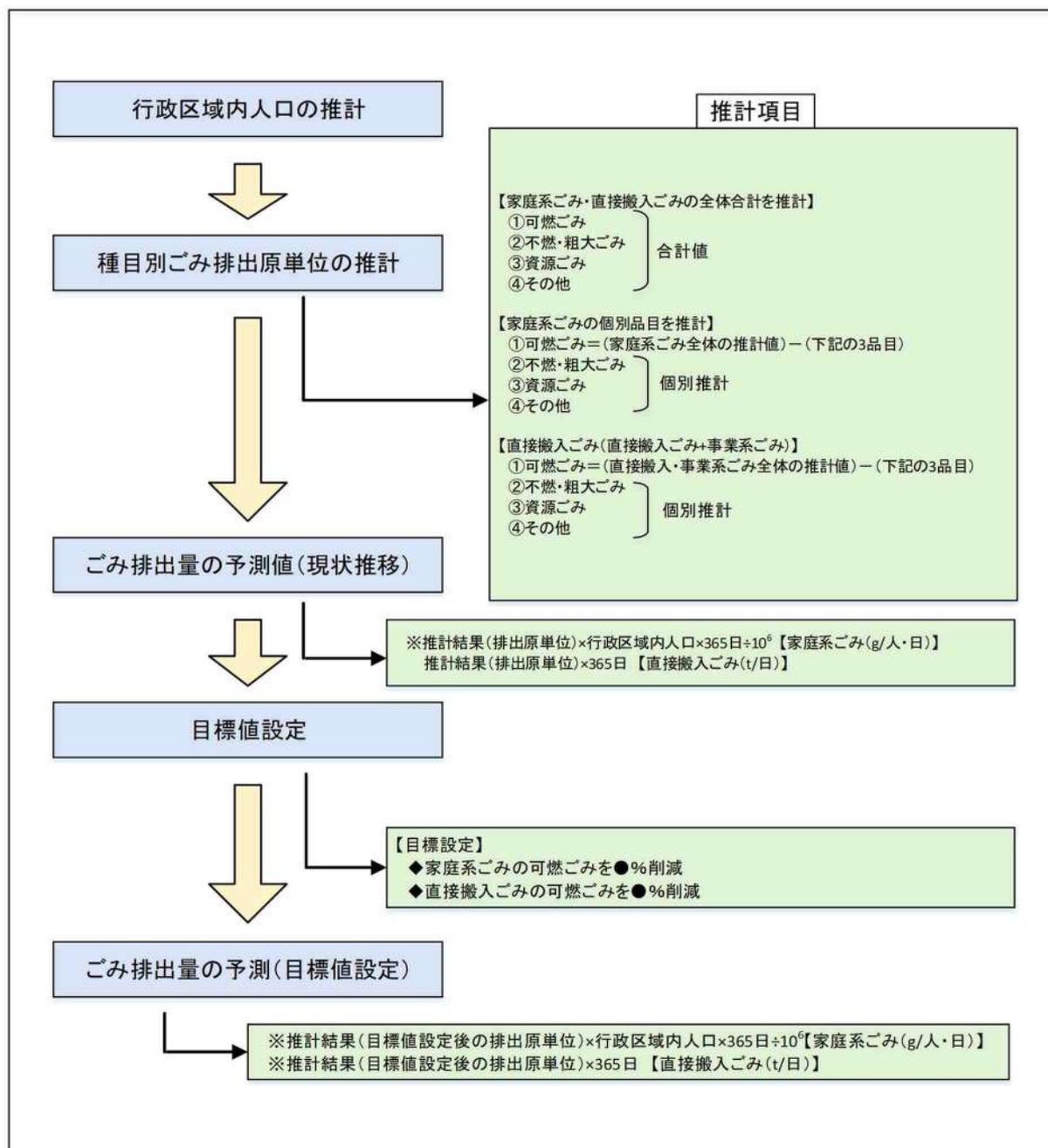
第2節 目標値の設定

2-1 推計方法の概要

令和2年度は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された年度であり、ごみ排出量の実績が例年と異なるため、令和元年度を基準年としました。

ごみ排出量の将来の推計は、構成市町毎に過去5年間(平成27年度～令和元年度)の実績値をもとに推計しています。各構成市町のごみ排出量の推計方法は以下に示すとおりとなっています。

◆図表 4-2 各構成市町のごみ排出量の推計方法



2-2 人口推計

本組合の人口推計は、各構成市町で行っている人口推計の合計値を採用しました。推計値は5年間隔で予測結果が示されていることから、各年度の数值は等差的に補間させる推計値としました。

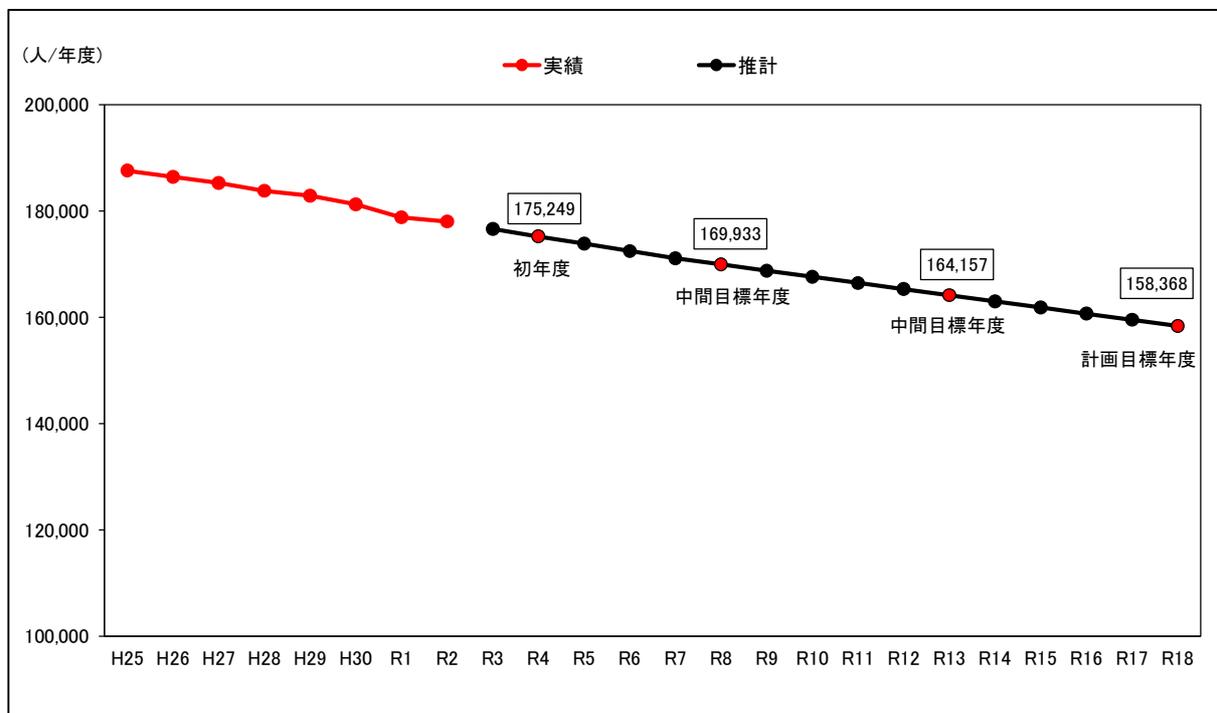
◆図表 4-3 各構成市町の人口推計出典

構成市町	出典
飯塚市	第2次飯塚市 まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月)
嘉麻市	まち・ひと・しごと創生 嘉麻市人口ビジョン第2期総合戦略(令和2年3月)
桂川町	第2期桂川町まち・ひと・しごと創生 総合戦略/人口ビジョン (令和3年3月改訂)

◆図表 4-4 各構成市町の人口推計

構成市町	実績値						初年度	中間目標年度		計画目標年度
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
飯塚市	130,664	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605	125,823	122,454	118,991	115,530
嘉麻市	40,691	39,877	39,239	38,558	37,867	37,088	36,264	34,649	32,750	30,842
桂川町	13,954	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328	13,162	12,830	12,416	11,996
本組合	185,309	183,800	182,878	181,260	178,816	178,021	175,249	169,933	164,157	158,368

◆図表 4-5 本組合の人口推計

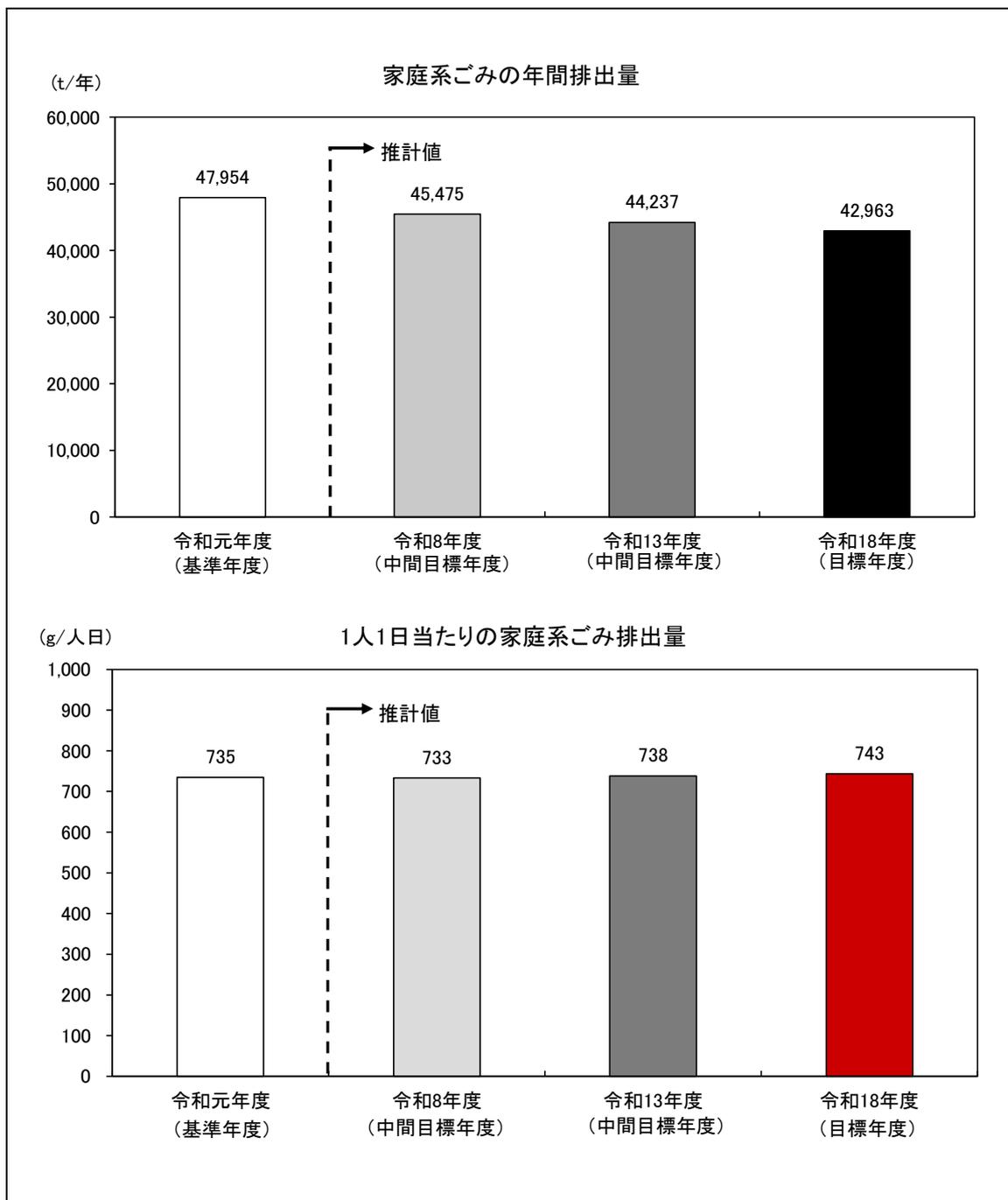


2-3 ごみ排出量の将来推計

(1) 家庭系ごみ排出量の将来見込み(現状推計)

家庭系ごみの年間排出量は、将来人口の減少により減少傾向となっていますが、1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度の735g/人日から令和18年度にかけて743g/人日と増加傾向になると予測されます。

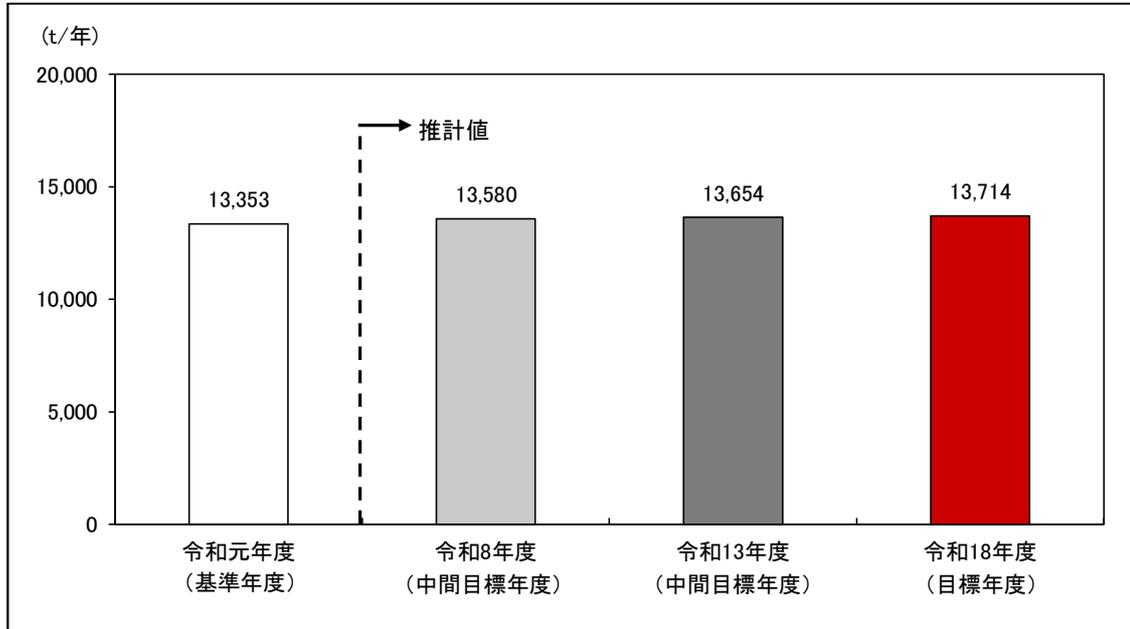
◆図表 4-6 家庭系ごみ排出量の将来見込み(現状推計)



(2) 直接搬入ごみ排出量の将来見込み(現状推計)

直接搬入ごみの年間排出量は、令和元年度の 13,353t/年から令和 18 年度にかけて 13,714t/年と緩やかな増加傾向になると予測されます。

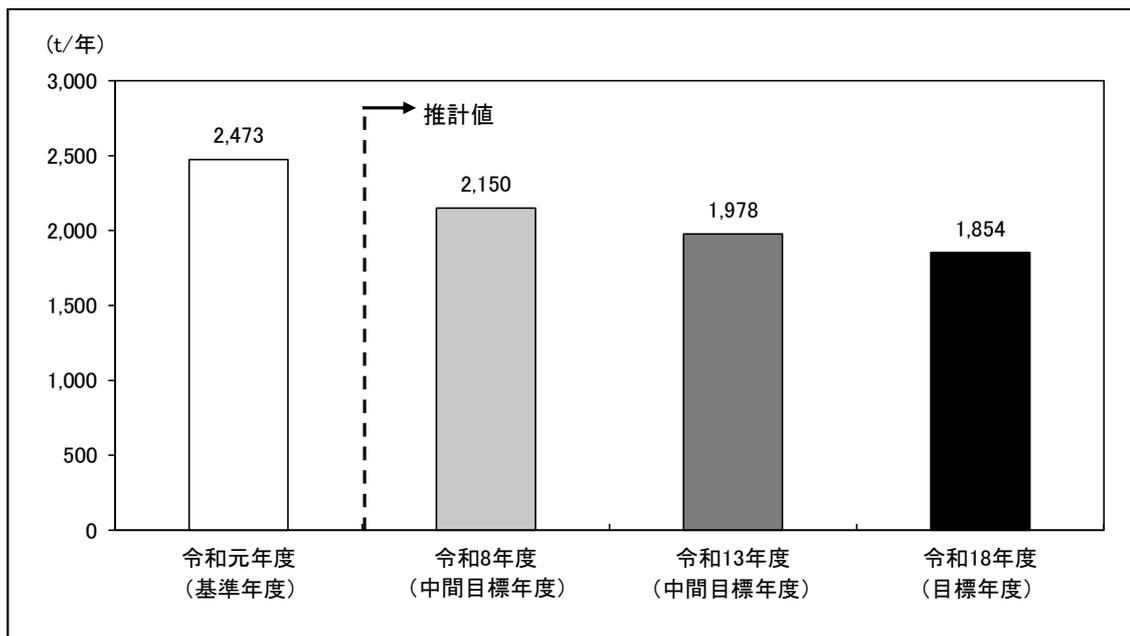
◆図表 4-7 直接搬入ごみ排出量の将来見込み(現状推計)



(3) 集団回収量の将来見込み(現状推計)

集団回収量の年間排出量は、令和元年度の 2,473t/年から令和 18 年度にかけて 1,854t/年と減少傾向になると予測されます。

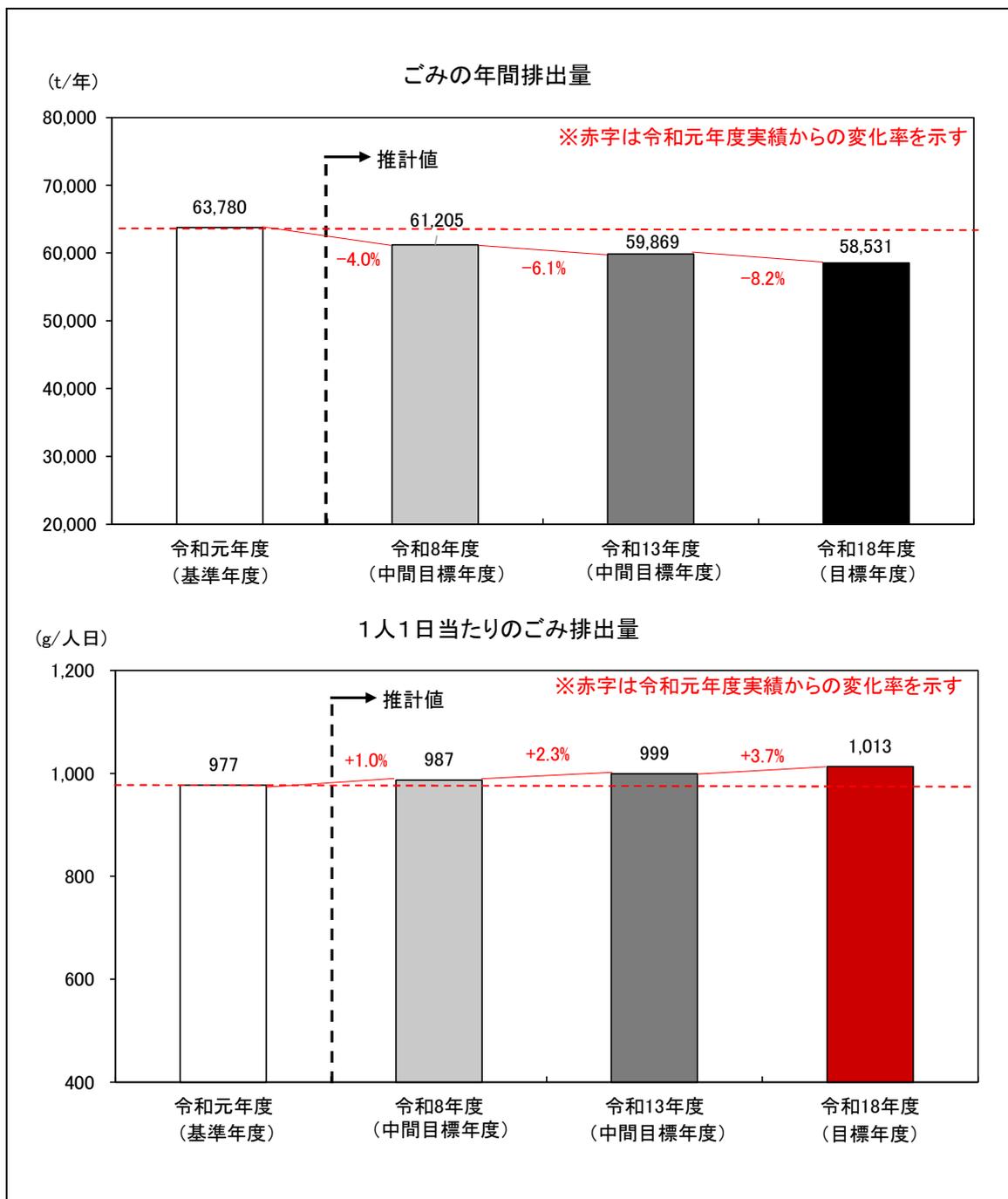
◆図表 4-8 集団回収量の将来見込み(現状推計)



(4) ごみ排出量の将来見込み（現状推計）

年間のごみ排出量は、令和元年度の 63,780t/年から令和 18 年度にかけて 58,531t/年と減少傾向になりますが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、令和元年度の 977g/人日から令和 18 年度にかけて 1,013g/人日と増加傾向になると予測されます。

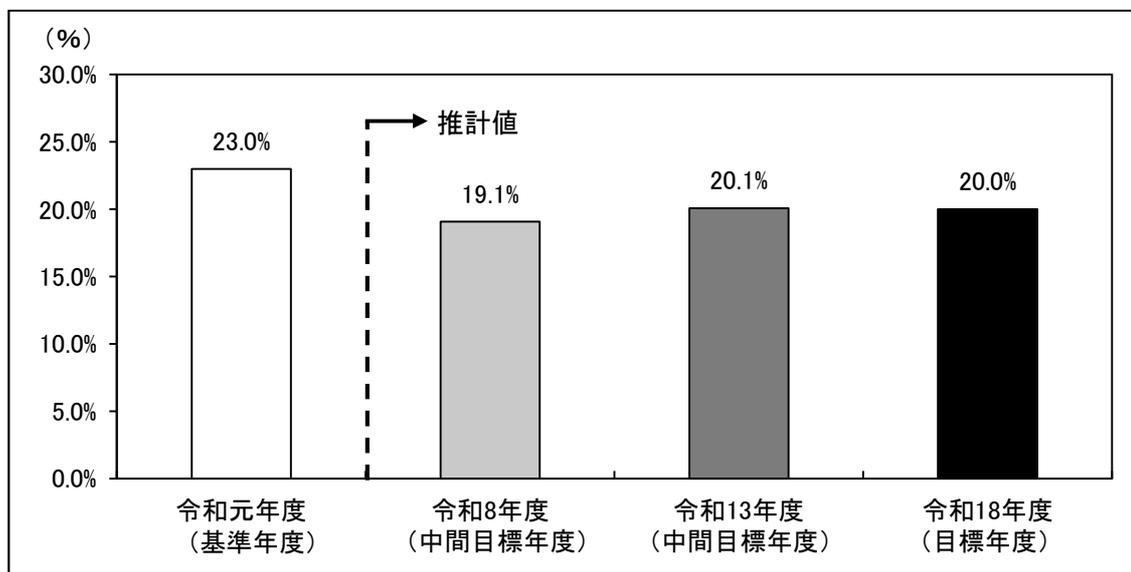
◆図表 4-9 ごみ排出量の将来見込み（現状推計）



(5) 資源化率の将来見込み（現状推計）

資源化率は、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、令和元年度の 23.0%から令和 18 年度にかけて 20.0%と減少傾向になると予測されます。

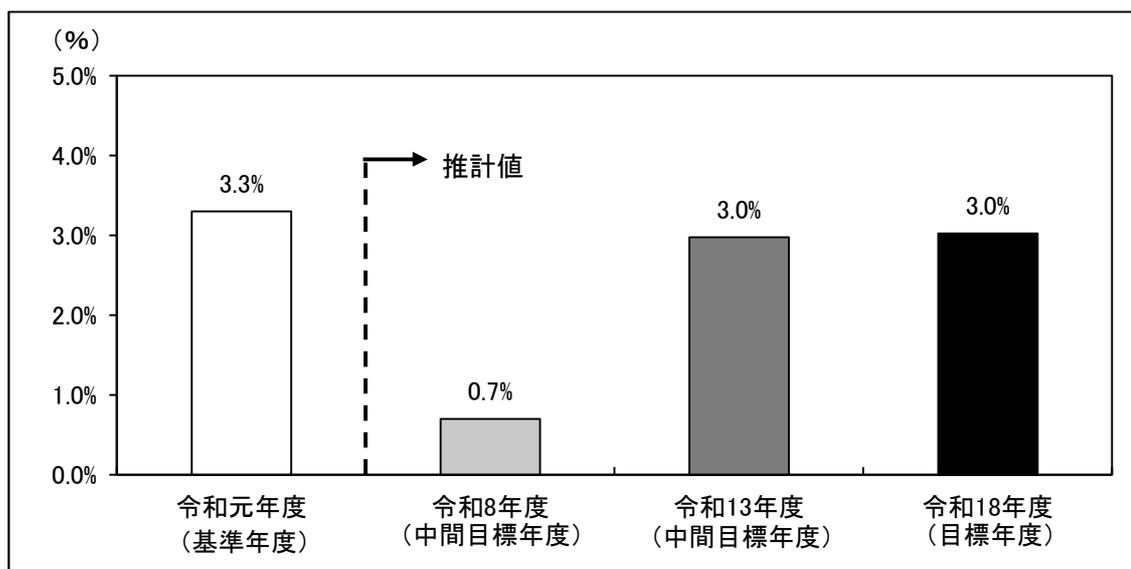
◆図表 4-10 資源化率の将来見込み(現状推計)



(6) 最終処分率の将来見込み（現状推計）

最終処分量は、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、令和元年度の 3.3%から令和 18 年度にかけて 3.0%と減少傾向になると予測されます。

◆図表 4-11 最終処分率の将来見込み（現状推計）



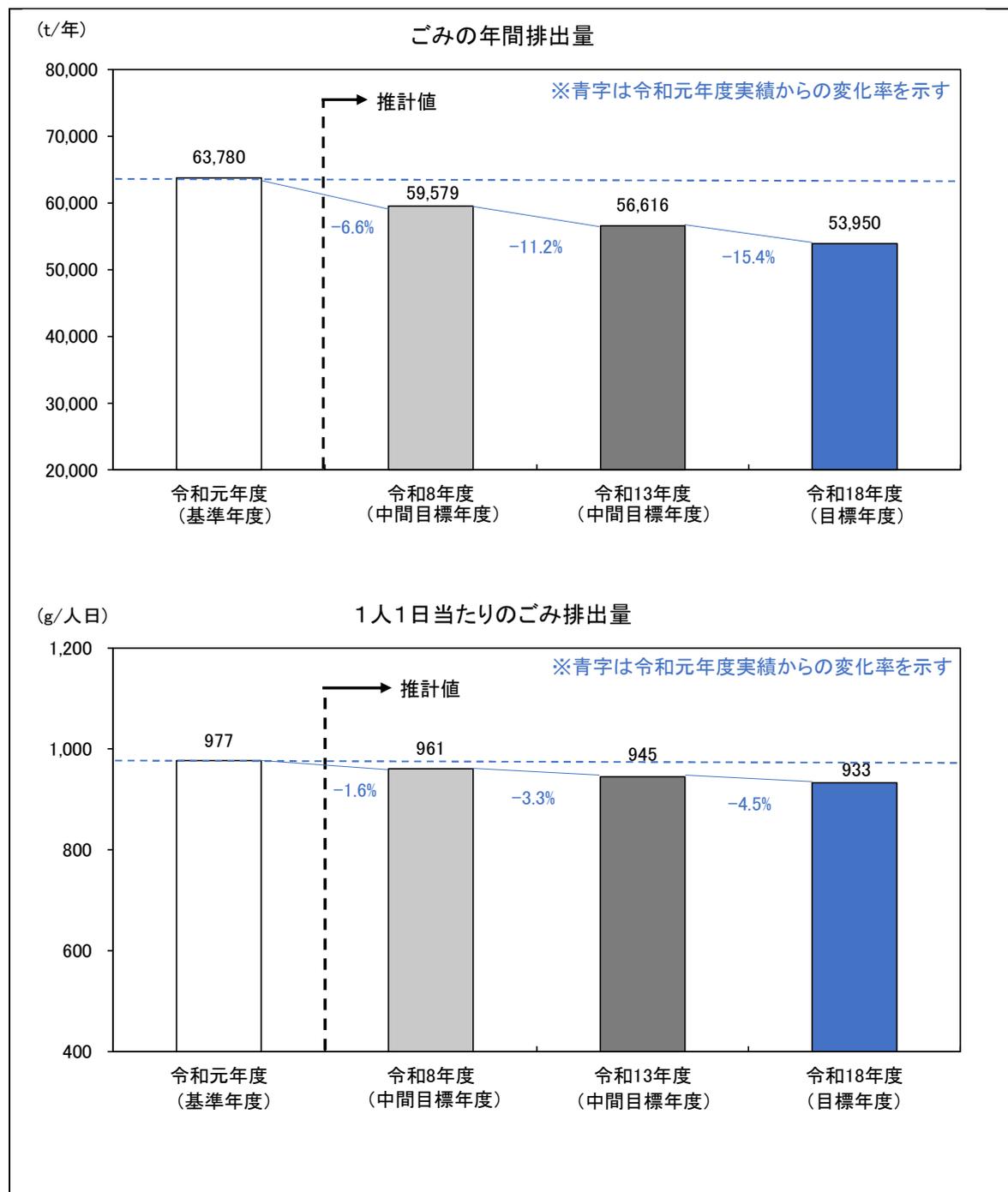
※集約化する施設においては、焼却残渣等の資源化を行っているため、令和 8 年度の再編時においても同様の取組みを行うことを想定して算出しています。

2-4 目標値の設定

目標 1：ごみ排出量を約 15.4%削減

本組合の可燃ごみを中心に、各構成市町で実施する食品ロス対策、水切り施策や各種広報活動を行うことにより、計画目標年度（令和 18 年度）において、令和元年度のごみ排出量に対し、組合合計で約 15.4%削減、1 人 1 日当たりのごみ排出量においては約 4.5%削減します。

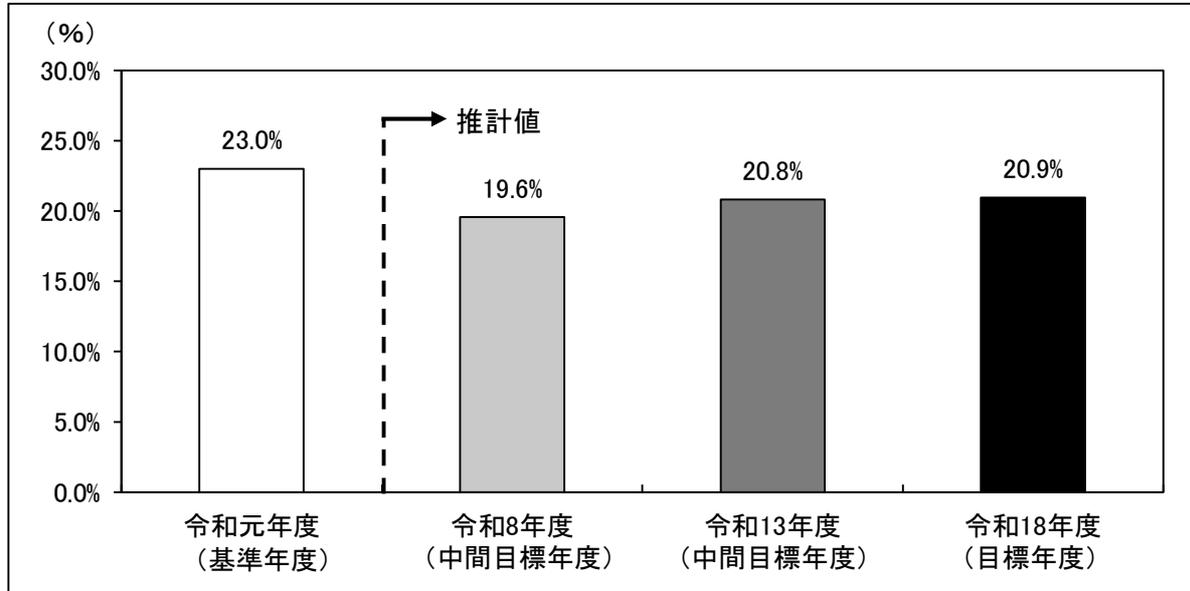
◆図表 4-12 ごみ排出量の目標値



目標 2：資源化率の目標値は 20.9%

本組合では、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、適正分別の継続やごみ減量化を進めることにより、計画目標年度（令和 18 年度）の資源化率を約 20.9%とします。

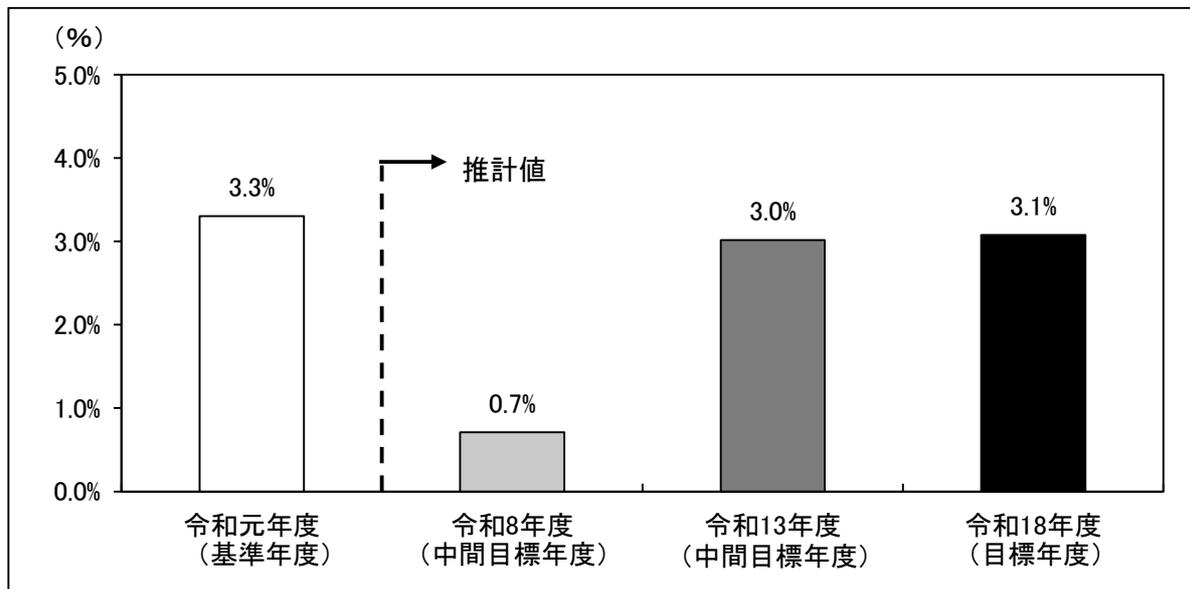
◆図表 4-13 資源化率の目標値



目標 3：最終処分率を 3.1%まで削減

本組合では、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、計画目標年度（令和 18 年度）の最終処分率を 3.1%とします。

◆図表 4-14 最終処分率の目標値



※集約化する施設においては、焼却残渣等の資源化を行っているため、令和 8 年度の再編時においても同様の取組みを行うことを想定して算出しています。

◆図表 4-15 目標値のまとめ

項目	令和元年度 (基準年度)	令和 8 年度 (中間目標年度)	令和 13 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (計画目標年度)
家庭系ごみ (t/年)	47,954	44,269	41,987	40,004
直接搬入ごみ (t/年)	13,353	12,908	12,286	11,662
集団回収量 (t/年)	2,473	2,402	2,343	2,284
ごみ排出量 (t/年)	63,780	59,579	56,616	53,950
資源化率 (%)	23.0	19.6	20.8	20.9
最終処分率 (%)	3.3	0.7	3.0	3.1

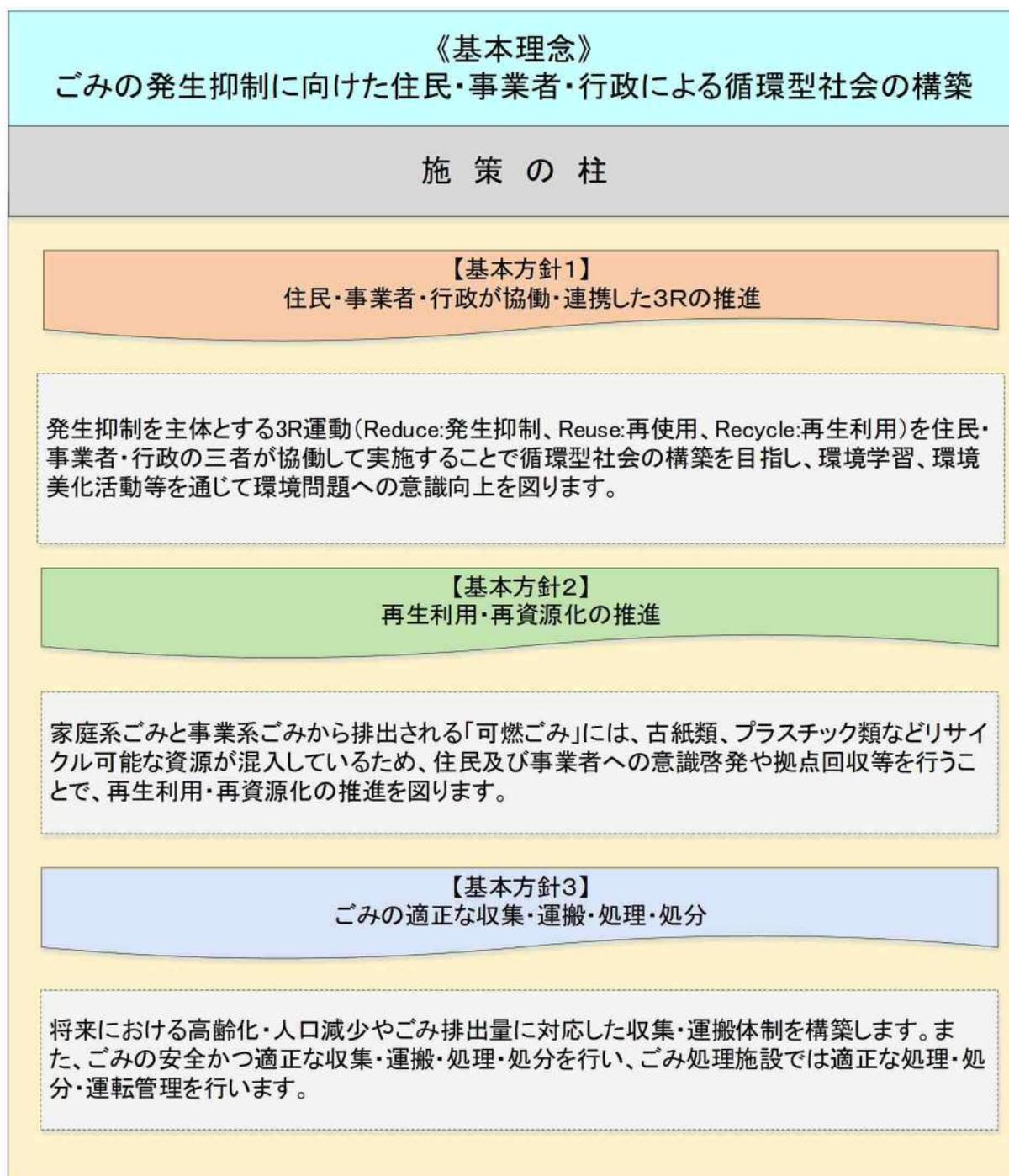
第3節 目標達成に向けた取組み

3-1 基本理念及び基本方針

本計画におけるごみ減量化及び資源化に向けた基本理念及び基本方針は、本組合を構成する市町と協力して遂行することとなるため、構成市町と同じ基本理念及び基本方針を掲げています。

なお、以降に示す基本方針に対する各種取組みについては、図表 4-16 に示した所掌範囲に基づき、本計画では本組合が実施する施策を示しました。

◆図表 4-16 基本理念及び基本方針



第4節 基本施策

基本方針 1：住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進

前節に示すごみの発生・排出削減の目標を達成するためには、住民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要です。

こうした連携を深めていくために、消費者である住民は、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、また事業者は、資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、そして行政は、様々な角度から住民、事業者の取組みを支援する行動を、三者協働により実行していかなければなりません。

具体的な協働の形態として、環境問題の啓発などに取り組む NPO 団体の活動をはじめ、地域団体等が行う資源物回収活動や事業所が行う店頭回収、また三者が一体となり環境についての協議や活動を行うパートナーシップなどの取組みがあります。

今後においては更に、住民・事業者・行政が、ごみの発生・排出抑制という共通の目標に向かって、これまでの枠にとらわれることなく新たな視点で、それぞれができることから具体的な取組みをしていくことが必要です。

本組合においては、構成市町が進めるごみの発生・排出抑制及び再資源化に関する施策と並行して、以下の施策を行う方針とします。

ごみ処理施設を活用した意識啓発等の推進

循環型社会の形成に向けて、住民や事業者が環境やごみ問題に向き合い、自発的にごみの減量や再資源化の取組みを実践していく必要があります。

このため、本組合においても、本組合が管理運営する各種ごみ処理施設の見学会などを通じて、ごみ問題や地球環境問題について環境学習の場を提供し、環境教育やごみの減量化・資源化に対する意識啓発の推進に努めます。

その他の具体的施策

その他の具体的な施策については、構成市町の個別計画において定めた各種施策を展開し、ごみの発生・排出抑制及び再資源化に関する施策を推進し、住民・事業者への意識啓発等を推進していくものとします。

基本方針 2：再生利用・再資源化の推進

リサイクルの推進は入口対策（資源物の収集）のみならず、出口対策（再資源の利用先の確保）も重要な要素となります。

入口対策としては適正分別の推進、出口対策としてはリサイクル製品や環境保全型商品（エコマーク商品、テトラパック製品、詰め替え利用可能製品）の購入の推進などの活用により、再生利用・再資源化の推進を行う必要があります。

本組合においては、構成市町が進める再生利用や再資源化の促進施策と並行して、以下の施策を行う方針とします。

各種情報提供の推進

本組合のホームページ等を活用し、構成市町で実施される各種資源化等に関連するイベント情報を掲載し、構成市町の取組みについて広報活動を通じて積極的に推進します。

また、本組合が管理運営する施設の見学者等に対し、構成市町が実施している各種施策の説明や、PRを積極的に実施します。

その他の具体的施策

その他の具体的な施策については、構成市町の個別計画において定めた各種施策を展開し、再生利用・再資源化の推進を図るものとします。

基本方針 3：ごみの適正な収集・運搬・処理・処分

4-1 収集・運搬計画

構成市町における適正な収集運搬の実施

収集・運搬に関する計画については、構成市町において、適正なごみの収集・運搬体制を維持すると共に、ごみの適正な分別を行うことで収集作業時の安全確保を図るものとします。

具体的な施策については、構成市町の個別計画において定めた各種施策を展開し、適正な収集・運搬計画の推進を図るものとします。

4-2 中間処理計画

ごみ処理施設の適正な処理の継続

本組合が管轄するごみ処理施設は、経年劣化や老朽化が進んでいることから、今後も適正処理を継続するために、必要となる補修工事を行い、適正処理が滞らないように管理する方針とします。また、可燃ごみを処理する施設においては、必要に応じて施設に持ち込まれる搬入車両に対し、展開検査などを実施し、ごみの適正分別に関する監視を行う方針とします。

環境負荷への配慮

世界的な環境問題となっている化石燃料資源の依存や温室効果ガスの発生抑制等に配慮し、環境負荷に努めるとともに、焼却施設の余熱を利用した発電などのエネルギーの再利用・有効利用に努める方針とします。

広域処理施設の整備

本組合では、経年劣化や老朽化が進んだ複数の類似施設を保有していることから、施設の延命化対策の必要性など経済的な負担が大きくなることが想定されます。

こうした中で、ごみ燃料化センターについては、固形燃料(RDF)を大牟田リサイクル発電所の燃料源として利用されていますが、令和 4 年度で本事業が終了となるため、当該施設も令和 4 年度末で廃止する方針としています。また、嘉麻クリーンセンターについても、建築物や各種主要機器の老朽化等が進行していることを踏まえて、ごみ燃料化センターと同時期に休止する方針としています。そのため、令和 5 年度を目安に、本組合管内の可燃ごみについては、飯塚市クリーンセンター及び桂苑の 2 施設で適正処理を継続する方針としています。

ただし、飯塚市クリーンセンター及び桂苑の 2 施設とも老朽化が認められる施設であり、長期間の利用は困難となることが考えられることから、安定的かつ効率的なごみ処理を図るため、令和 12 年以降に新たなごみ処理施設の稼働を行う方針としています。また、これに伴い施設の集約に関する各種検討を進める方針とします。

4-3 最終処分計画

既存の最終処分場の適正な維持管理の継続

本組合が管轄する最終処分場においては、一定の残余容量は確保できているものの、構成市町におけるごみの減量化・資源化施策を積極的に推進することにより、最終処分量の減量化を図ります。

また、最終処分場の浸出水処理施設については、適正な維持管理を継続し、安定した運転管理を行い、延命化を図ります。

第5節 その他

5-1 ごみの減量目標達成に向けた施策の効果的な推進

本組合では、構成市町が実施するごみの減量目標達成に向けた施策や取組みについて情報提供や啓発等のサポートを行います。

ごみ処理施設の見学会等を通じた環境学習の実施

本組合が管轄するごみ処理施設において、構成市町が企画するごみ処理施設の見学会の参加者に対して、ごみ減量の必要性やごみの適正処理による環境負荷低減効果等の周知・啓発に取り組むなど、環境学習の充実に努めます。

ごみの展開検査の実施及び構成市町への情報提供

ごみの分別状況の把握や搬入禁止物の混入を防止するため、ごみ処理施設に持ち込まれるごみの展開調査を定期的に行い、構成市町へ情報提供を行います。

また、本組合のホームページ等を利用して適正分別の実施に関する啓発等を行います。

食品ロスの削減や水切り実践等のごみ減量施策に関する啓発の実施

構成市町が行う食品ロス削減や水切り実践等のごみ減量施策の推進に加え、本組合においても、ホームページ等で広報・啓発を行います。

また、構成市町が開催するリユース品の活用に繋がるフリーマーケット等のイベントについて、本組合のホームページ等で広報・案内等を実施します。

5-2 災害廃棄物への対応

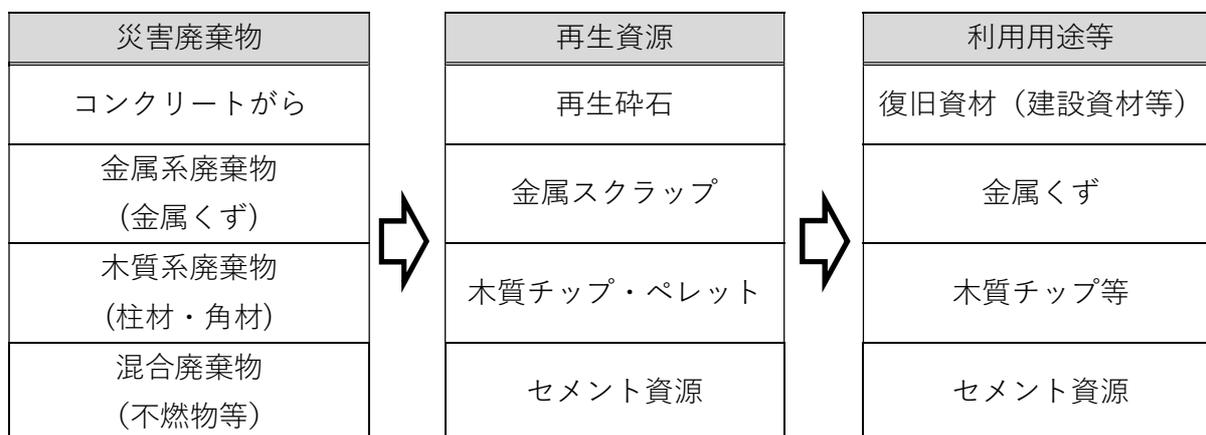
災害時に多量に排出される廃棄物は各所で至る所に散在し、人命救助や支援物の輸送などの妨げになることから、早急な撤去が求められています。そのため、県や構成市町及び近隣自治体との連携を行い、災害廃棄物の処理を図る必要があります。

また、環境省の「廃棄物処理基本方針」において、市町村は「非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定する」とされており、本組合においても災害廃棄物を迅速かつ効率的に処理を行う必要があることから、災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。

災害廃棄物の中には再生利用や再資源化が可能なものも多く含まれるため、福岡県災害廃棄物処理計画では、再利用可能なものは極力活用し、使用できないものに対しては焼却処理または埋立処理する方針としています。本組合及び構成市町においても災害廃棄物の種類に応じて再生利用や再資源化の推進を図る必要があります。

構成市町は、下記の計画で対応を行っています。

◆図表 4-17 福岡県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物の資源化に関して



出典：福岡県災害廃棄物処理計画(令和3年)

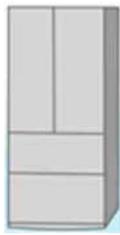
◆図表 4-18 組合構成市町における災害時の計画

構成市町	災害時に対応する計画
飯塚市	飯塚市地域防災計画
嘉麻市	嘉麻市地域防災計画 嘉麻市災害廃棄物処理計画
桂川町	桂川町地域防災計画 桂川町災害廃棄物処理計画

5-3 行政で処理できないものの周知

(1) 特定家庭用機器再生商品化法（家電リサイクル法）

特定家庭用機器再生商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）に適用される家電製品は自治体での処理が困難であり、廃棄された際の減量及び再生が十分に行われていなかったため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、平成13年4月に法律が施行されました。本組合を構成する市町においても家電リサイクル法に基づく再商品化を進めていくため、引き取りは販売業者または家電リサイクル協力店が実施することとし、その啓発に努めます。対象は、一般の家庭で通常使用される機器のうち、以下に掲げるものとなります。

エアコン (室外機含む)	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機
			

出典：経済産業省

(2) 家庭系パソコンリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルが実施されています。この制度は、消費者がパソコンを購入する際に、処理責任を負うメーカーが処理費用を前払い方式で徴収し、排出時には無料で回収・リサイクルを請け負うことになっています。前払い方式が適用されるパソコンには「PCリサイクルマーク」が貼られており、判別が可能となっています。一方で、制度開始以前に購入されたPCリサイクルマークが付いていないパソコンについても、リサイクル制度等を活用した処理を啓発する方針とします。

5-4 不法投棄への対応

本組合の構成市町においては、現在、不法投棄対策として、関係機関と連携を取りながら、監視パトロールなどを実施しています。

今後も、家電製品や家具などを中心とした不法投棄の取り締まりをさらに強化していきます。不法投棄の撲滅に向けて、より効果的な不法投棄の取り締まりなど、今後の不法投棄対策のあり方について、調査・研究します。

第1節 生活排水処理の流れ

1-1 生活排水処理の体系

本組合を構成する市町では、公共下水道、コミュニティプラント施設、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽にて、し尿及び生活雑排水の処理を行っています。

上記施設から収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設である飯塚市環境センター、穂波苑、汚泥再生処理センター、嘉麻浄化センターの4施設で処理を行っています。

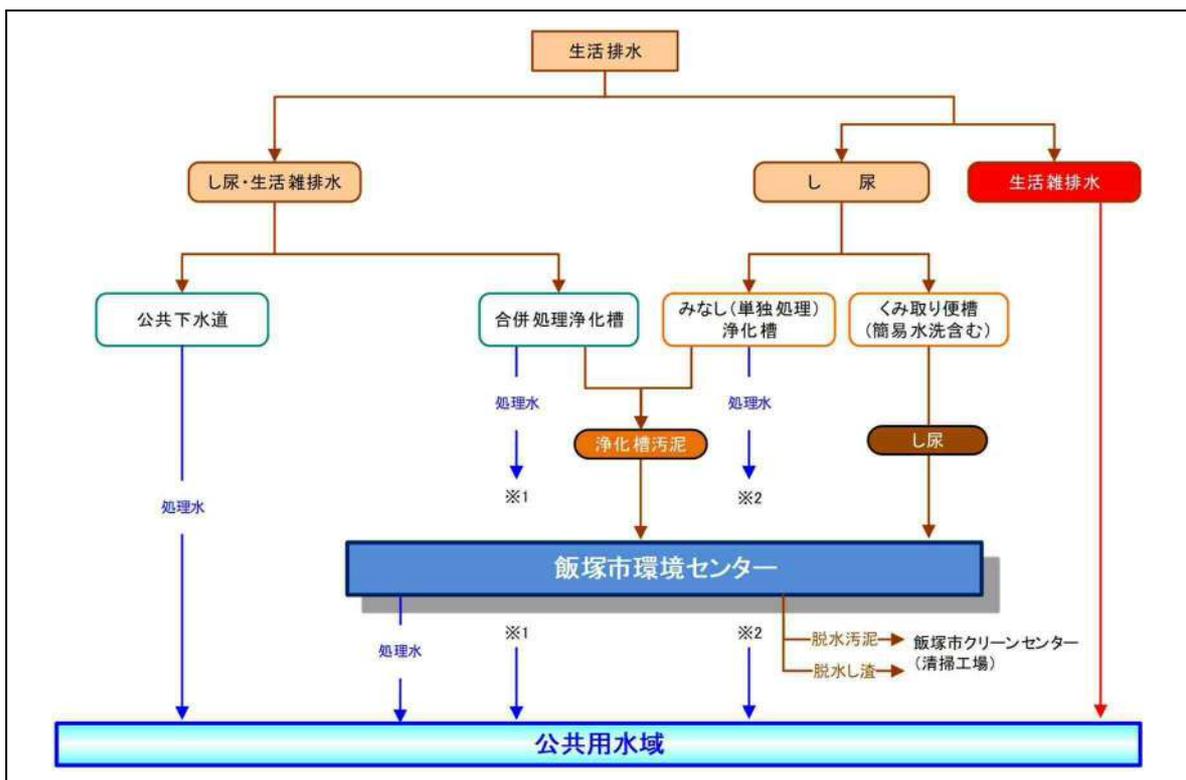
1-2 飯塚市

(1) 飯塚地区

飯塚地区から排出されるし尿及び生活雑排水は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽により処理されていますが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共水域に放流されています。

浄化槽（合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽）の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、飯塚市環境センターにおいて処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥及び脱水し渣は、飯塚市クリーンセンター（清掃工場）でガス化・熔融処理しています。

◆図表 5-1 飯塚地区の生活排水処理の流れ

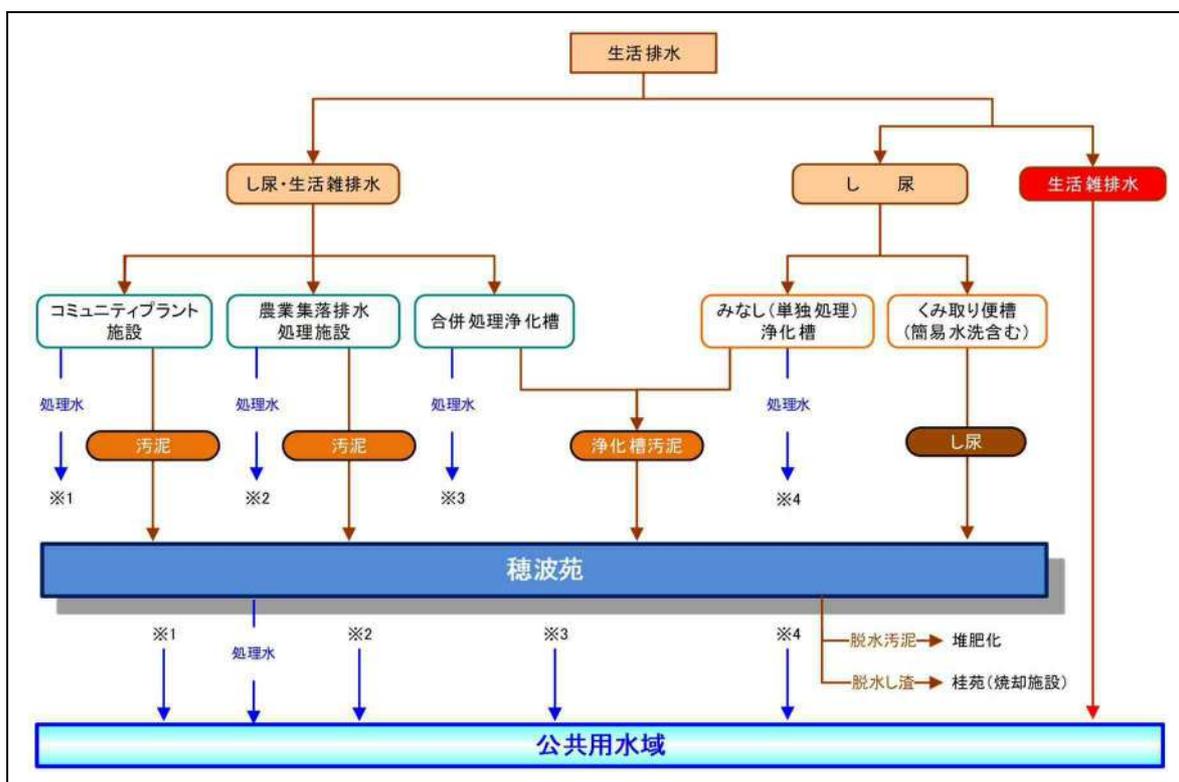


(2) 穂波・筑穂地区

穂波・筑穂地区から排出されるし尿及び生活雑排水は、コミュニティプラント施設、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽により処理されていますが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

コミュニティプラント施設、農業集落排水処理施設、浄化槽（合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽）の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、穂波苑において処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥は同施設内で堆肥化し、脱水し渣は桂苑（焼却施設）で焼却処理しています。

◆図表 5-2 穂波・筑穂地区の生活排水処理の流れ



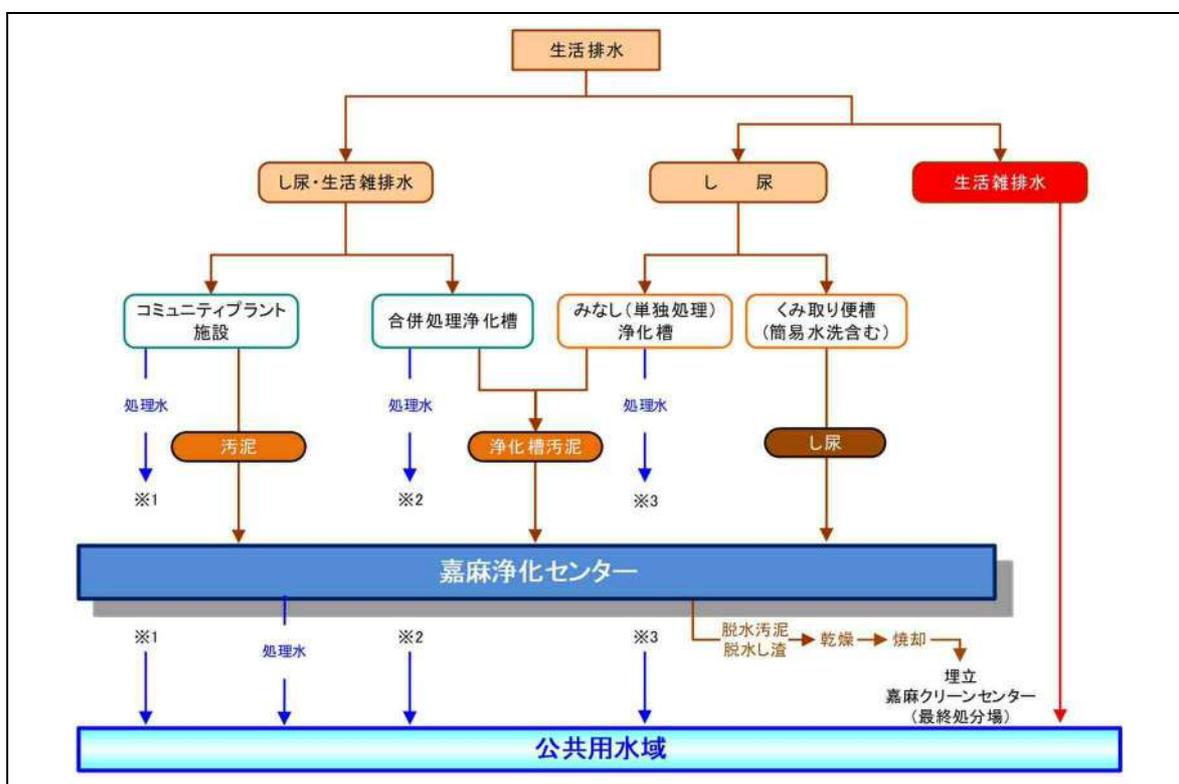
1-3 嘉麻市

(1) 山田・嘉穂・碓井地区

山田・嘉穂・碓井地区から排出されるし尿及び生活雑排水は、コミュニティプラント施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽により処理されていますが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共水域に放流されています。

コミュニティプラント施設、浄化槽（合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽）の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、嘉麻浄化センターにおいて処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥及び脱水し渣については施設内で乾燥・焼却処理され、嘉麻クリーンセンター(最終処分場)で埋立処分されています。

◆図表 5-4 山田・嘉穂・碓井地区の生活排水処理の流れ

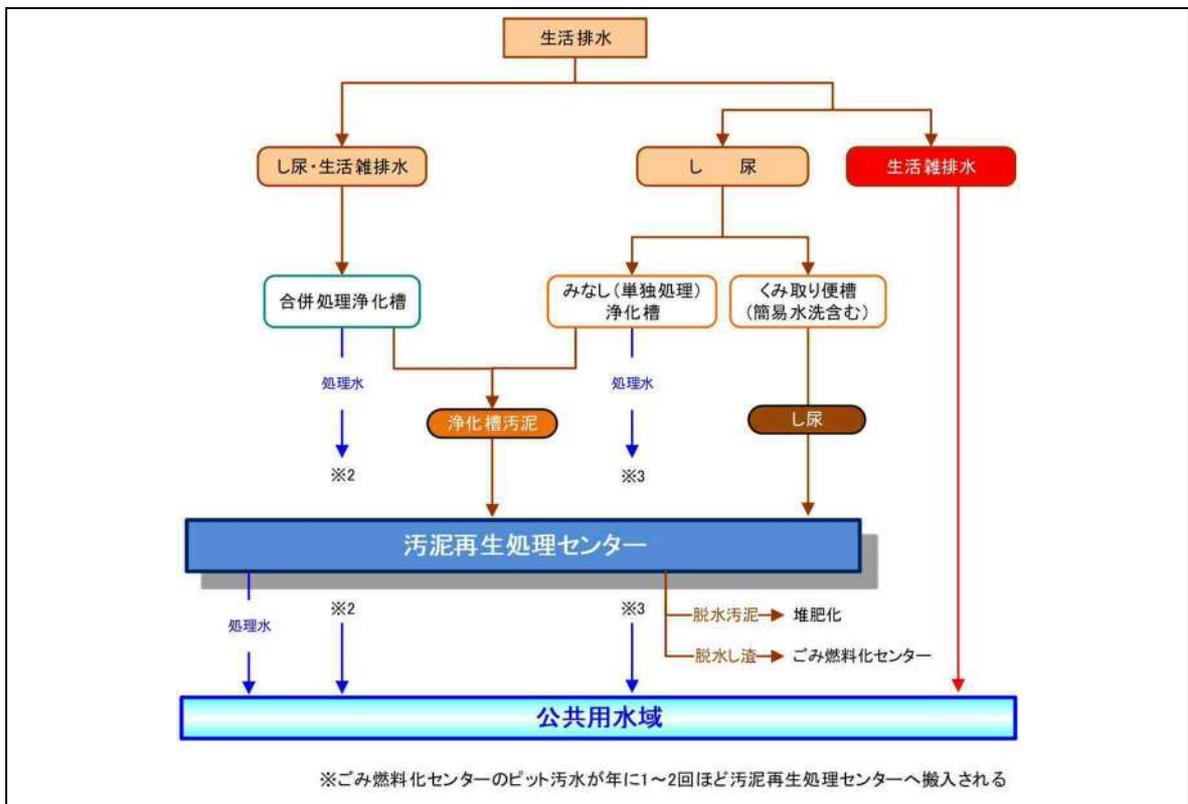


(2) 稲築地区

稲築地区から排出されるし尿及び生活雑排水は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽により処理されていますが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

浄化槽（合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽）の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、汚泥再生処理センターにおいて処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥は同施設内で堆肥化し、脱水し渣はごみ燃料化センターで固形燃料化しています。

◆図表 5-5 稲築地区の生活排水処理の流れ

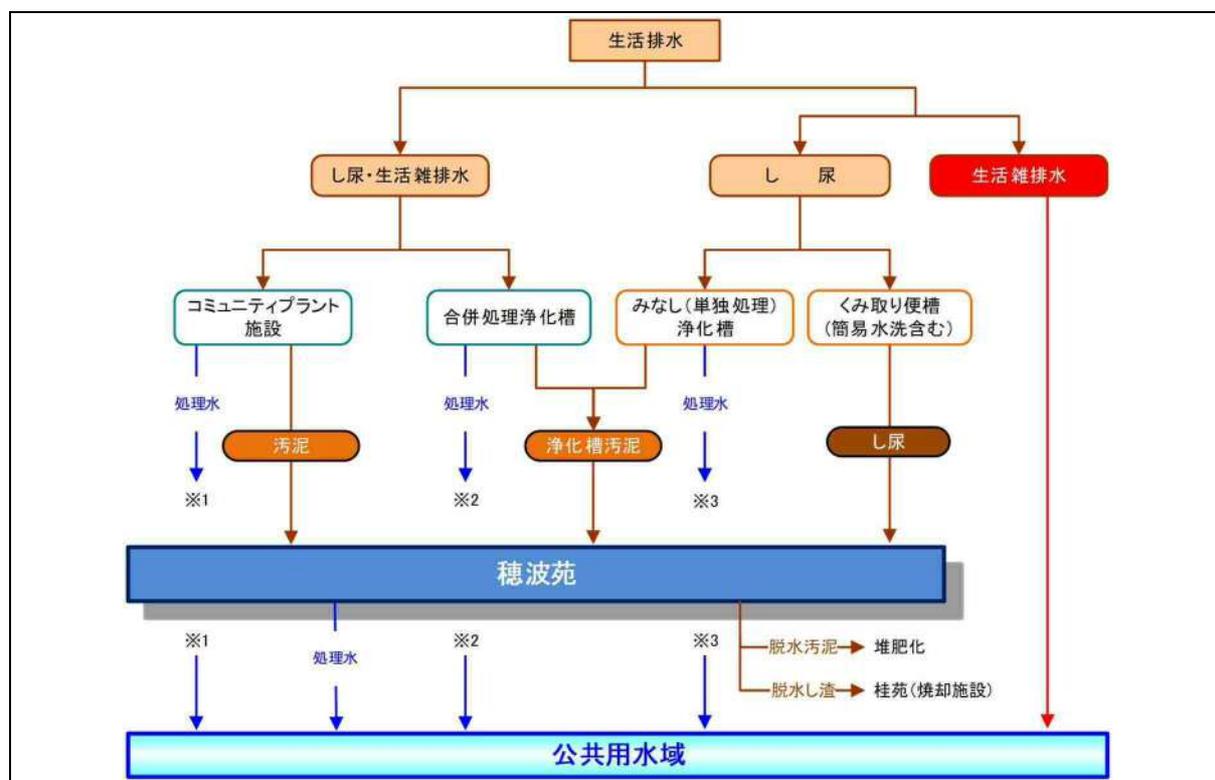


1-4 桂川町

桂川町から排出されるし尿及び生活雑排水は、コミュニティプラント施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽により処理されていますが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

コミュニティプラント施設、浄化槽（合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽）の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、穂波苑において処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥は同施設内で堆肥化し、脱水し渣は桂苑（焼却施設）で焼却処理しています。

◆図表 5-6 桂川町の生活排水処理の流れ



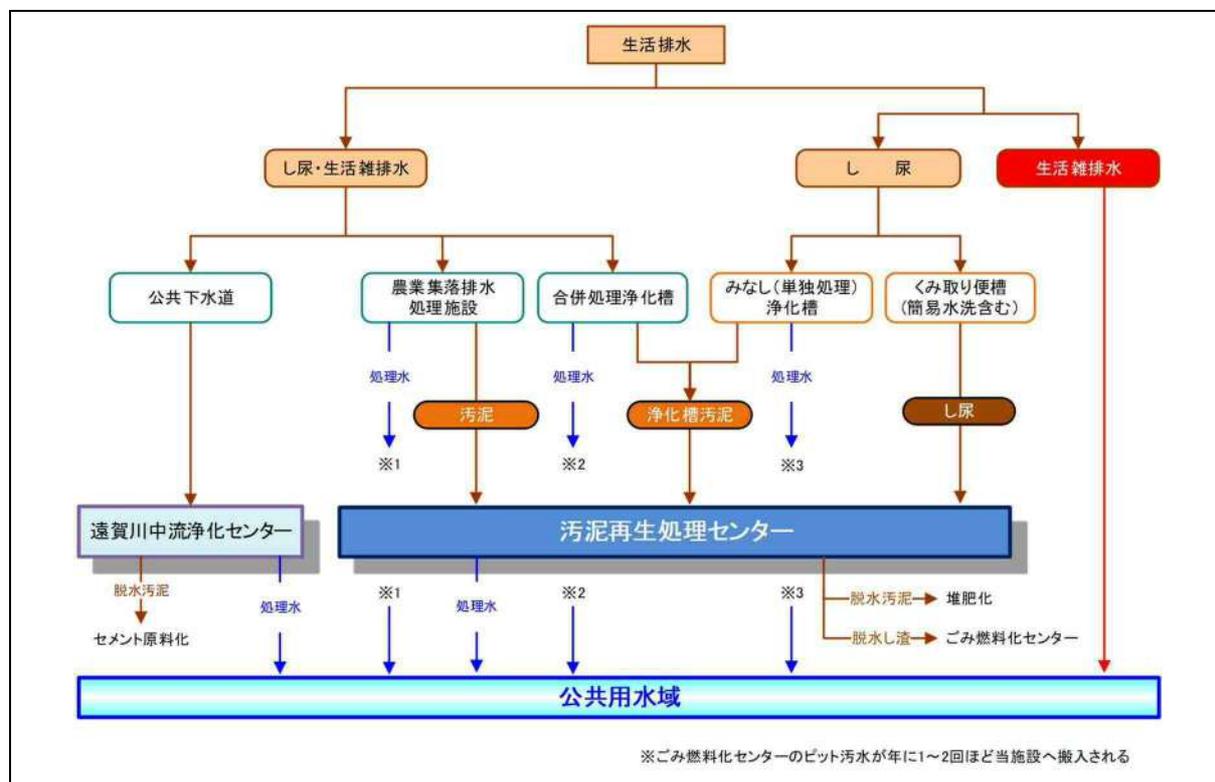
1-5 小竹町

小竹町から排出されるし尿及び生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽により処理されていますが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

公共下水道に流れるし尿等は、遠賀川中流浄化センターで処理が行われ、そこで発生する脱水汚泥は、セメント原料として外部へ搬出されています。

農業集落排水処理施設、浄化槽（合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽）の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、汚泥再生処理センターにおいて処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥は同施設内で堆肥化し、脱水し渣はごみ燃料化センターで固形燃料化しています。

◆図表 5-7 小竹町の生活排水処理の流れ



第2節 生活排水処理施設

2-1 生活排水処理施設

本組合が管轄する生活排水処理施設（し尿処理施設）の位置を以下に示します。

◆図表 5-8 本組合管内の生活排水処理施設位置図



2-2 生活排水処理施設の概要

◆図表 5-9 生活排水処理施設の概要

施設名	飯塚市環境センター
所在地	飯塚市目尾 451 番地 1
供用開始年度	平成 8 年
処理能力	108kL/日 (し尿 80kL/日、浄化槽汚泥 28kL/日)
処理方法	高負荷脱窒素処理 + 高度処理(砂ろ過 + 活性炭吸着)
外観図	

施設名	穂波苑
所在地	飯塚市楽市 728 番地 1
供用開始年度	平成 15 年
処理能力	152kL/日(し尿 98kL/日、浄化槽汚泥 54kL/日)
処理方法	高負荷膜分離脱窒素処理 + 高度処理
外観図	

施設名	汚泥再生処理センター
所在地	嘉麻市山野 135 番地 10
供用開始年度	平成 18 年
処理能力	146kL/日 (し尿 107kL/日、浄化槽汚泥 39kL/日)
処理方法	高負荷膜分離脱窒素処理 + 高度処理
外観図	

施設名	嘉麻浄化センター
所在地	嘉麻市西郷 1101 番地
供用開始年度	平成 9 年
処理能力	60kL/日 (し尿 54.5kL/日、浄化槽汚泥 5.5kL/日)
処理方法	高負荷脱窒素処理 + 高度処理
外観図	

第3節 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率

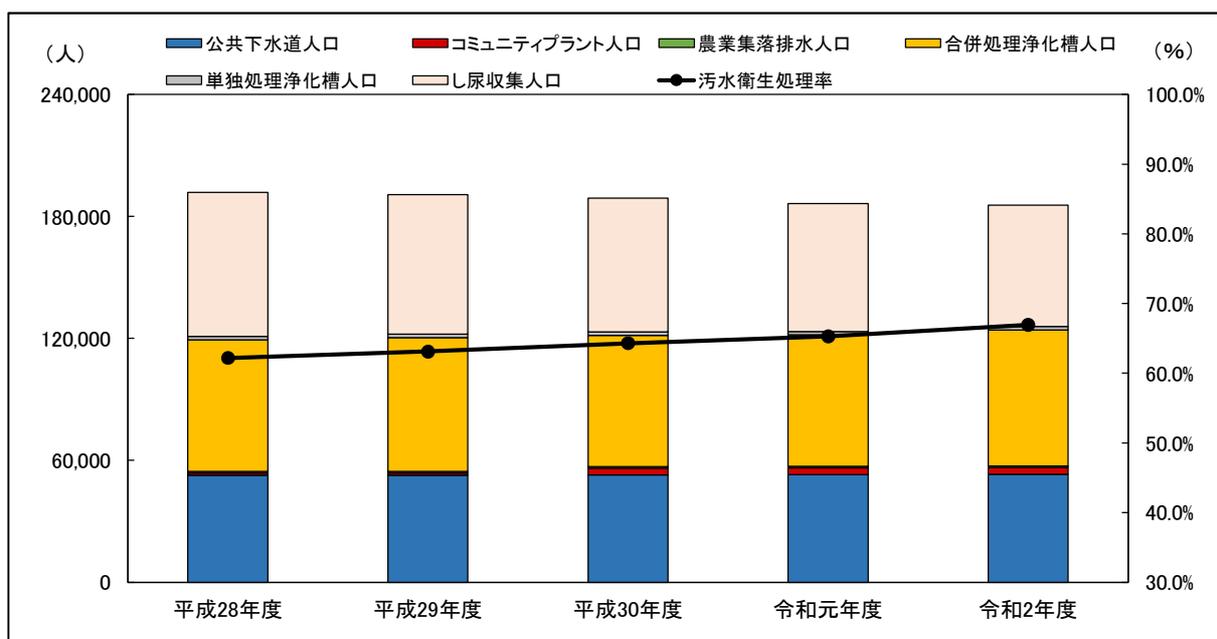
3-1 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率

生活排水処理の推計は、構成市町毎の過去5年間（平成28年度から令和2年度）の実績値を基に推計しており、構成市町毎に推計した生活排水処理形態別人口の合計値を本組合の推計人口としました。

本組合管内の汚水衛生処理率は、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口の増加に伴い向上しており、令和2年度には66.9%となっています。

◆図表 5-10 生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	191,825	190,755	189,020	186,390	185,450
計画処理区域内人口 [人]	191,825	190,755	189,020	186,390	185,450
非水洗化人口 [人]	70,799	68,613	65,729	62,993	59,595
し尿収集人口 [人]	70,799	68,613	65,729	62,993	59,595
自家処理人口 [人]	0	0	0	0	0
水洗化人口 [人]	121,026	122,142	123,291	123,397	125,855
公共下水道人口 [人]	52,618	52,689	52,920	53,004	53,233
コミュニティプラント人口 [人]	1,198	1,182	3,301	3,288	3,292
浄化槽人口 [人]	67,210	68,271	67,070	67,105	69,330
農業集落排水人口 [人]	785	724	711	707	692
合併処理浄化槽人口 [人]	64,682	65,807	64,625	64,697	66,933
単独処理浄化槽人口 [人]	1,743	1,740	1,734	1,701	1,705
汚水衛生処理率	62.2%	63.1%	64.3%	65.3%	66.9%



※汚水衛生処理率 = (公共下水道人口+コミュニティプラント人口+農業集落排水人口+合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口 × 100

3-2 公共下水道人口

本組合管内の公共下水道人口は、平成28年度から令和2年度にかけて増加傾向となっています。

行政区域内人口に対する接続人口（接続率）については、行政区域内人口が減少しているのに対し、公共下水道人口は増加しているため、その結果、緩やかな増加傾向となっています。

◆図表 5-11 公共下水道人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	191,825	190,755	189,020	186,390	185,450
公共下水道人口 [人]	52,618	52,689	52,920	53,004	53,233
飯塚市 [人]	52,407	52,459	52,653	52,723	52,926
小竹町 [人]	211	230	267	281	307
行政区域内人口 に対する接続率 [%]	27.4%	27.6%	28.0%	28.4%	28.7%

※嘉麻市及び桂川町については、整備実績及び計画はありません。

出典：各市町提供資料

3-3 コミュニティプラント人口

本組合管内のコミュニティプラント人口は、平成28年度から平成29年度にかけて横ばいの傾向となっていましたが、平成29年度以降は増加傾向となっています。

行政区域内人口に対する接続人口（接続率）については、行政区域内人口が減少しているのに対し、コミュニティプラント人口は増加しているため、その結果、緩やかな増加傾向となっています。

◆図表 5-12 コミュニティプラント人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	191,825	190,755	189,020	186,390	185,450
コミュニティプラント人口 [人]	1,198	1,182	3,301	3,288	3,292
飯塚市 [人]	108	108	2,292	2,292	2,292
嘉麻市 [人]	553	529	489	495	510
桂川町 [人]	537	545	520	501	490
行政区域内人口 に対する接続率 [%]	0.6%	0.6%	1.7%	1.8%	1.8%

※小竹町については、整備実績及び計画はありません。

出典：各市町提供資料

3-4 農業集落排水人口

本組合管内の農業集落排水人口は、平成28年度から令和2年度にかけて減少傾向となっています。

行政区域内人口に対する接続人口（接続率）については、行政区域内人口の減少割合と農業集落排水人口の減少割合がほぼ同程度となっているため、横ばい傾向となっています。

◆図表 5-13 農業集落排水処理施設人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	191,825	190,755	189,020	186,390	185,450
農業集落排水人口 [人]	785	724	711	707	692
飯塚市 [人]	261	249	242	238	238
小竹町 [人]	524	475	469	469	454
行政区域内人口に対する接続率 [%]	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%

※嘉麻市及び桂川町については、整備実績及び計画はありません。

出典：各市町提供資料

3-5 合併処理浄化槽人口

本組合管内の合併処理浄化槽人口は、平成30年度から令和2年度にかけて、増加傾向となっています。

行政区域内人口に対する普及率については、行政区域内人口が減少しているのに対し、合併処理浄化槽人口は増加しているため、その結果、緩やかな増加傾向となっています。

◆図表 5-14 合併処理浄化槽人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	191,825	190,755	189,020	186,390	185,450
合併処理浄化槽人口 [人]	64,682	65,807	64,625	64,697	66,933
飯塚市 [人]	41,655	41,942	40,302	40,072	40,766
嘉麻市 [人]	15,431	16,149	16,563	16,835	17,125
桂川町 [人]	5,325	5,415	5,445	5,531	6,803
小竹町 [人]	2,271	2,301	2,315	2,259	2,239
行政区域内人口に対する普及率 [%]	33.7%	34.5%	34.2%	34.7%	36.1%

出典：各市町提供資料

3-6 単独処理浄化槽人口

本組合管内の単独処理浄化槽人口は、平成28年度から令和元年度にかけて横ばい傾向となっています。

◆図表 5-15 単独処理浄化槽人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	191,825	190,755	189,020	186,390	185,450
単独処理浄化槽人口 [人]	1,743	1,740	1,734	1,701	1,705
飯塚市 [人]	1,033	1,032	1,032	1,032	1,032
嘉麻市 [人]	455	455	455	455	438
桂川町 [人]	158	157	156	125	151
小竹町 [人]	97	96	91	89	84

出典：各市町提供資料

3-7 し尿収集人口

本組合管内のし尿収集人口は、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への切り替えにより、経年的に減少傾向となっています。

◆図表 5-16 し尿収集人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	191,825	190,755	189,020	186,390	185,450
し尿収集人口 [人]	70,799	68,613	65,729	62,993	59,595
飯塚市 [人]	34,597	34,121	32,617	31,200	30,351
嘉麻市 [人]	23,438	22,106	21,051	20,082	19,015
桂川町 [人]	7,842	7,611	7,443	7,235	5,884
小竹町 [人]	4,922	4,775	4,618	4,476	4,345

出典：各市町提供資料

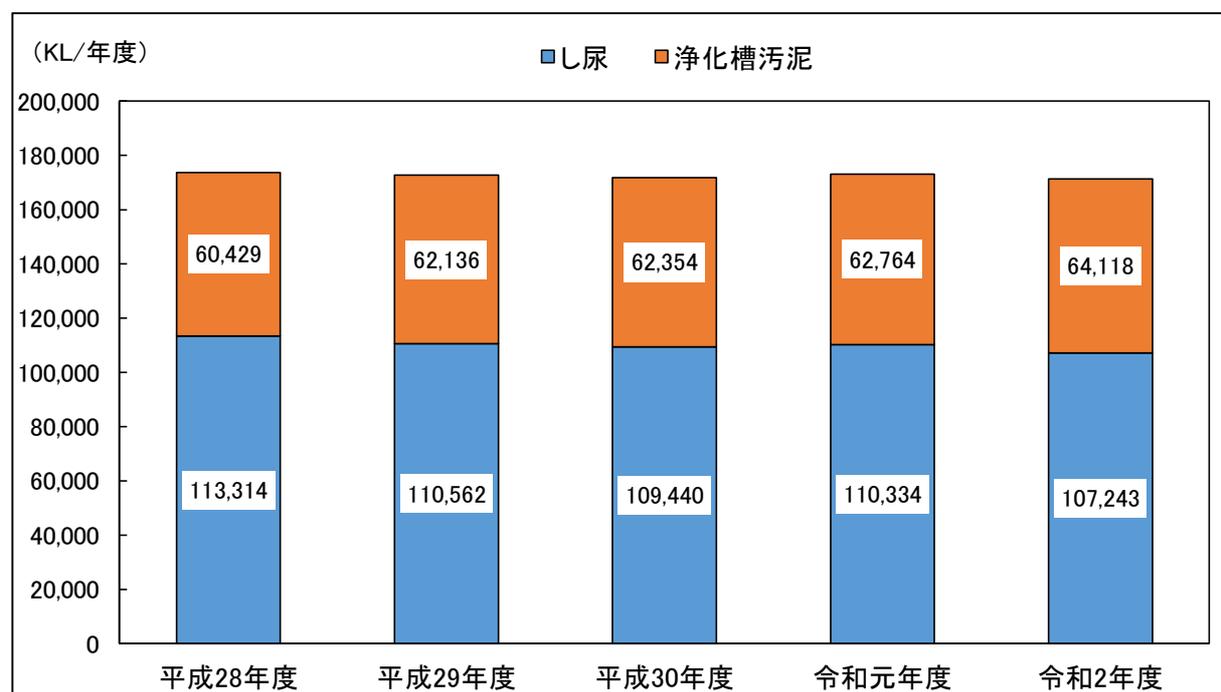
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の状況

4-1 し尿及び浄化槽汚泥排出量

し尿収集人口及び単独処理浄化槽人口は、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への切り替えにより減少傾向となっているため、し尿排出量の割合は減少傾向、浄化槽汚泥排出量の割合は増加傾向となっています。

◆図表 5-17 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿	年間排出量 [KL/年度]	113,314	110,562	109,440	110,334	107,243
	一日排出量 [KL/日]	310.45	302.91	299.84	302.29	293.82
	原単位 [L/人/日]	4.38	4.41	4.56	4.80	4.93
浄化槽汚泥	年間排出量 [KL/年度]	60,429	62,136	62,354	62,764	64,118
	一日排出量 [KL/日]	165.56	170.24	170.83	171.95	175.67
	原単位 [L/人/日]	2.42	2.45	2.43	2.44	2.42
合計	年間排出量 [KL/年度]	173,743	172,698	171,794	173,098	171,361
	一日排出量 [KL/日]	476.01	473.15	470.67	474.24	469.48
	原単位 [L/人/日]	3.42	3.43	3.46	3.56	3.55
割合 (一日排出量)	し尿	65.2%	64.0%	63.7%	63.7%	62.6%
	浄化槽汚泥	34.8%	36.0%	36.3%	36.3%	37.4%



出典：各市町提供資料

第5節 生活排水処理の課題

5-1 汚水衛生処理率の向上

構成市町では、公共下水道及び合併処理浄化槽等の整備を進めることにより、汚水衛生処理率の向上を図っています。

そのため、公共下水道等への接続が可能な地域でくみ取り便槽及び単独処理浄化槽が設置されている住宅については、公共下水道等への接続に対する啓発を各市町で行う必要があります。同様に、公共下水道等の整備が行われない地域においては、くみ取り便槽等を合併処理浄化槽に転換することも促していく必要があります。

5-2 収集・運搬体制

し尿の収集量は、現在普及推進している公共下水道及び合併処理浄化槽の増加に伴い、減少することが予測されます。今後の状況を考慮した収集・運搬体制を検討する必要があります。

5-3 中間処理

飯塚市環境センター及び嘉麻浄化センターは供用開始より約24年経過しており、し尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理するため、今後も適正な補修等に努め、継続的な維持管理を行っていく必要があります。

5-4 生活排水対策の啓発

水環境の保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果について住民に啓発し、発生源である台所等における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。

また、浄化槽の機能を維持し適正処理を図るため、浄化槽の保守点検・清掃など管理の徹底を利用者に啓発する必要があります。

第1節 生活排水処理基本計画

1-1 基本理念

本計画では、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から公共下水道、合併処理浄化槽への転換を推進することで、生活排水の汚水衛生処理率の向上を図ります。

本組合では、快適な生活環境と良好な水環境の保全を基本理念として掲げ、生活排水処理を進めます。

基本理念：快適な生活環境と良好な水環境の保全

1-2 基本方針

本組合の基本理念に基づき生活排水処理基本計画に関する基本方針は以下のように定めます。

基本方針 1：地域に応じた生活排水処理の推進

持続可能な生活排水処理が進められるよう、各構成市町の地域の状況に合わせて、公共下水道等の整備や接続、合併処理浄化槽への転換を推進します。

- 公共下水道、農業集落排水処理施設の整備がされている地域においては、未接続となっている家庭や事業者に対して公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続を働きかけます。
- 公共下水道、農業集落排水処理施設の整備が行われていない区域においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 単独処理浄化槽を設置している下水道の整備計画がない地域の家庭、事業所等に対して合併処理浄化槽への理解と転換を働きかけます。

基本方針 2：水環境保全のための啓発・指導

水環境の保全に関する教育や広報・啓発活動の充実を図るとともに、汚濁負荷削減対策について指導等を行うものとします。

- 住民に対して水質保全を含めた環境保全活動について情報提供するとともに、公共下水道や合併処理浄化槽等の効果・役割について啓発を行い、住民の環境保全に対する意識の変容を図ります。
- 浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、浄化槽管理者及び保守点検・清掃業者に対して指導等を行い、その徹底に努めます。

1-3 処理主体

本計画の基本方針等を踏まえ、生活排水の処理主体を以下に示します。

◆図表 6-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類の種類	処理対象	処理主体			
		飯塚市	嘉麻市	桂川町	小竹町
公共下水道	し尿及び生活雑排水	飯塚市	—	—	遠賀川中流浄化センター
コミュニティプラント		飯塚市	嘉麻市	個人等	—
農業集落排水処理施設		飯塚市	—	—	小竹町
合併処理浄化槽		個人等	個人等	個人等	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等	個人等	個人等	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	本組合	本組合	本組合	本組合

1-4 推計方法

将来推計の方法については、ごみ処理基本計画で採用した予測式や、各構成市町の各種事業計画に則った推計とします。

また、人口推計はごみ処理基本計画の3市町に加え、小竹町を含んだ人口を本組合の推計人口としました。

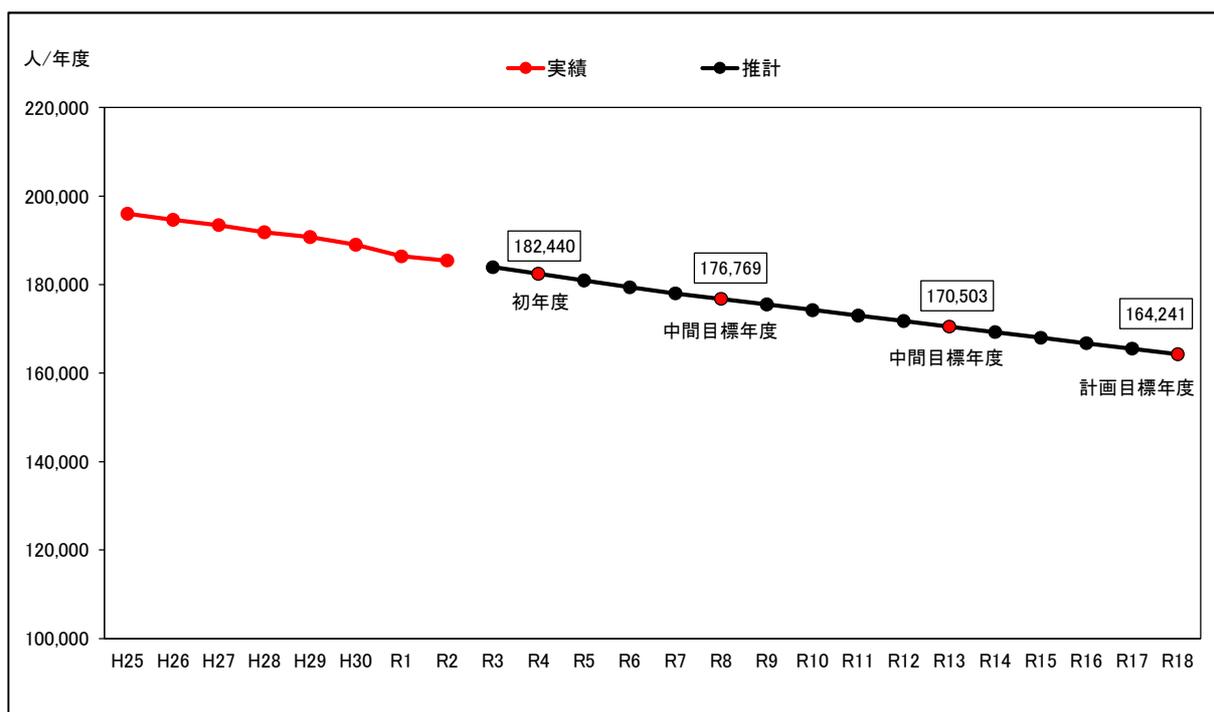
◆図表 6-2 各構成市町の人口推計出典

構成市町	出典
飯塚市	第2次飯塚市 まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月)
嘉麻市	まち・ひと・しごと創生 嘉麻市人口ビジョン第2期総合戦略(令和2年3月)
桂川町	第2期桂川町まち・ひと・しごと創生 総合戦略/人口ビジョン (令和3年3月改訂)
小竹町	まち・ひと・しごと創生 小竹町人口ビジョン・総合戦略(平成28年2月)

◆図表 6-3 各構成市町の人口推計

構成市町	実績値						初年度	中間目標年度		計画目標年度
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
飯塚市	130,664	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605	125,823	122,454	118,991	115,530
嘉麻市	40,691	39,877	39,239	38,558	37,867	37,088	36,264	34,649	32,750	30,842
桂川町	13,954	13,862	13,728	13,564	13,392	13,328	13,162	12,830	12,416	11,996
小竹町	8,152	8,025	7,877	7,760	7,574	7,429	7,191	6,836	6,346	5,873
本組合	193,461	191,825	190,755	189,020	186,390	185,450	182,440	176,769	170,503	164,241

◆図表 6-4 本組合の人口推計

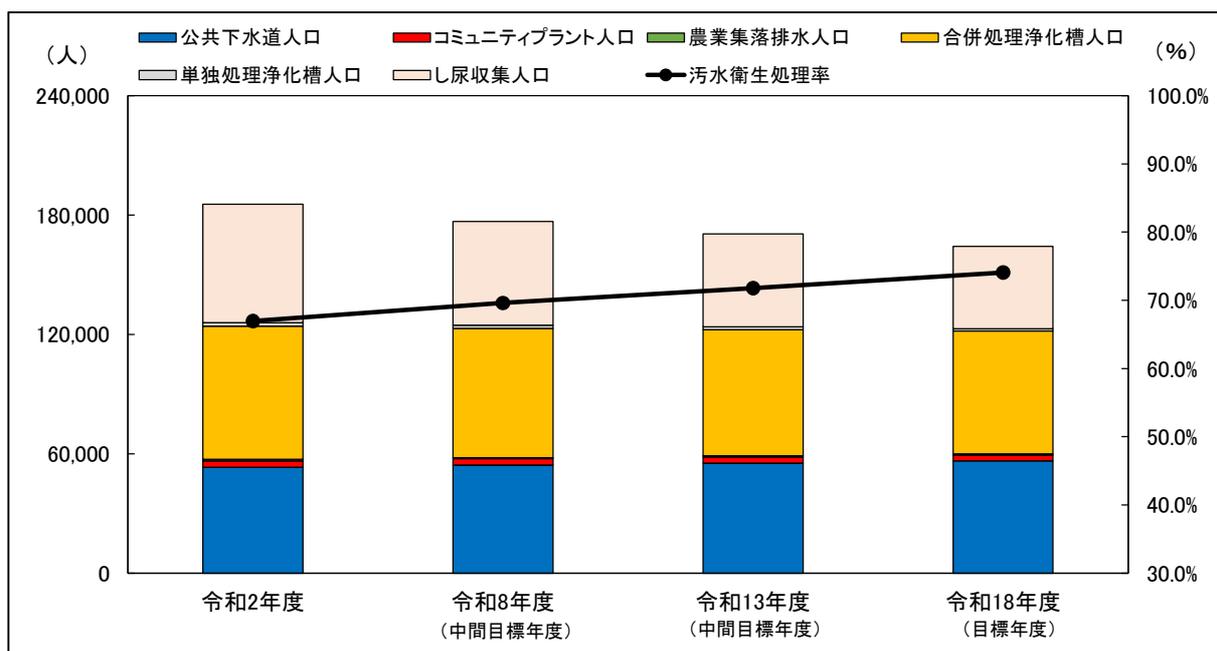


1-5 汚水衛生処理率

生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率の推計は以下のとおりです。

◆図表 6-5 生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率の推計値

項目	令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
行政区域内人口 [人]	185,450	176,769	170,503	164,241
非水洗化人口 [人]	59,595	52,235	46,764	41,356
し尿収集人口 [人]	59,595	52,235	46,764	41,356
自家処理人口 [人]	0	0	0	0
水洗化人口 [人]	125,855	124,534	123,739	122,885
公共下水道人口 [人]	53,233	54,369	55,345	56,357
コミュニティプラント人口 [人]	3,292	3,132	3,048	2,969
浄化槽人口 [人]	69,330	67,033	65,346	63,559
農業集落排水人口 [人]	692	649	630	617
合併処理浄化槽人口 [人]	66,933	64,878	63,353	61,719
単独処理浄化槽人口 [人]	1,705	1,506	1,363	1,223
汚水衛生処理率	66.9%	69.6%	71.8%	74.1%

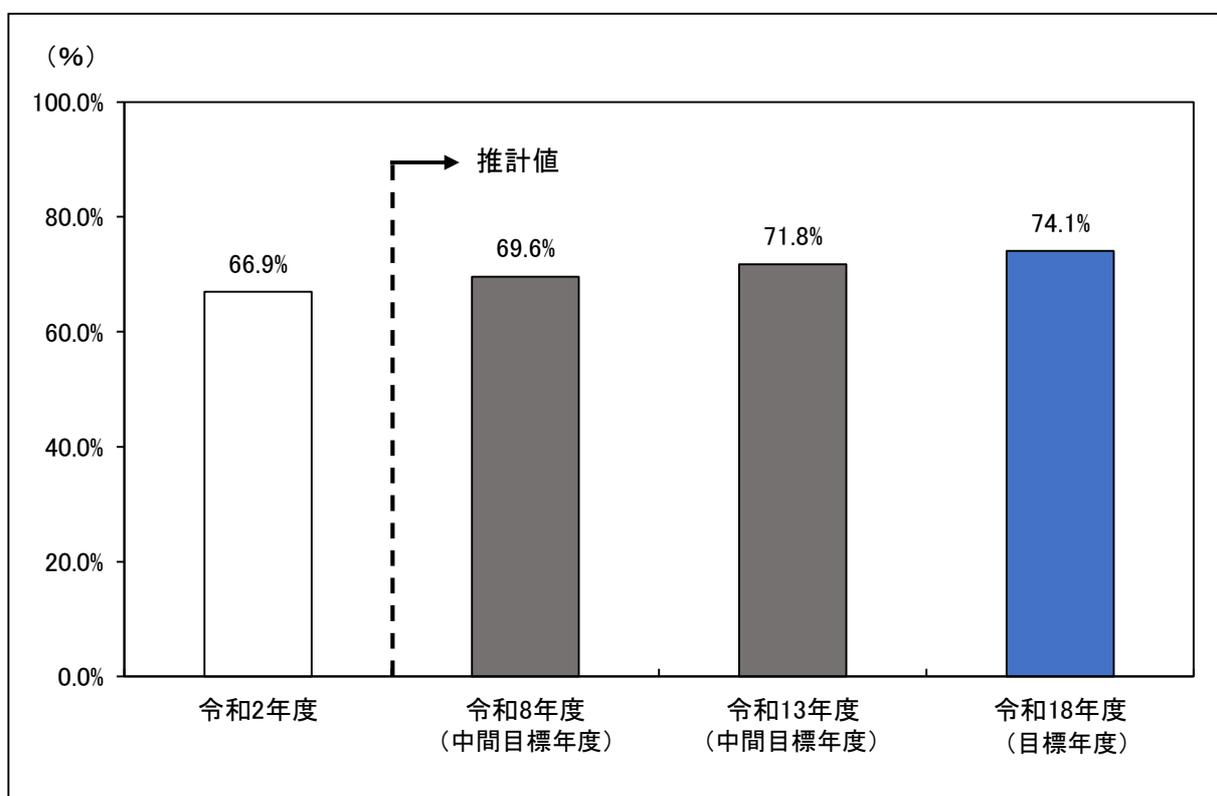


1-6 生活排水処理の目標

生活排水処理計画の基本方針に基づき、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及を行うことにより、生活排水処理の適正化に努めます。

汚水衛生処理率は令和18年度（目標年度）において、令和2年度の66.9%に対し74.1%まで引き上げることを目指します。

◆図表 6-6 汚水衛生処理率の目標値



第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

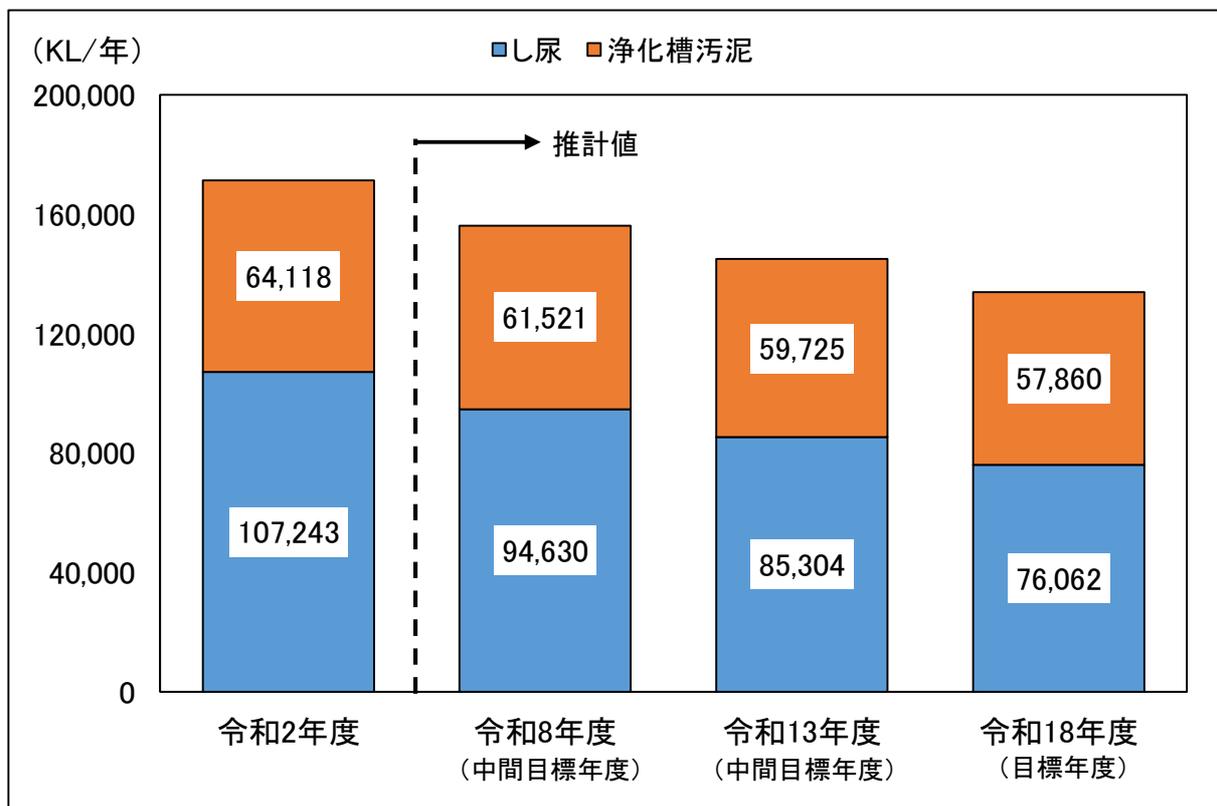
2-1 し尿及び浄化槽汚泥の推計値

し尿の年間排出量は、人口減少及びくみ取り便槽から公共下水道及び合併処理浄化槽への転換に伴い、減少傾向となることが見込まれます。

浄化槽汚泥の年間排出量は、人口減少に伴い減少傾向になることが見込まれます。

◆図表 6-7 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

項目		令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
し尿	年間排出量 [KL/年度]	107,243	94,630	85,304	76,062
	一日排出量 [KL/日]	293.82	259.26	233.71	208.39
	原単位 [L/人/日]	4.93	4.96	5.00	5.04
浄化槽汚泥	年間排出量 [KL/年度]	64,118	61,521	59,725	57,860
	一日排出量 [KL/日]	175.67	168.55	163.63	158.52
	原単位 [L/人/日]	2.42	2.40	2.39	2.38
合計	年間排出量 [KL/年度]	171,361	156,151	145,029	133,922
	一日排出量 [KL/日]	469.48	427.81	397.34	366.91
	原単位 [L/人/日]	3.55	3.50	3.45	3.40
割合 (一日排出量)	し尿	62.6%	60.6%	58.8%	56.8%
	浄化槽汚泥	37.4%	39.4%	41.2%	43.2%



2-2 収集・運搬計画

収集・運搬に関する計画については、構成市町において、し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制を維持すると共に、収集作業時の安全確保を図るものとします。

具体的な施策については、構成市町の個別計画において定めた各種施策を展開し、適正な収集運搬計画の推進を図るものとします。

2-3 中間処理及び最終処分計画

本組合の中間処理及び最終処分計画に関する方針は以下のとおりとします。

◆ 施設の適切な維持管理

◆ 残渣の減量化

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、し尿処理施設である飯塚市環境センター、穂波苑、汚泥再生処理センター、嘉麻浄化センターの4施設で継続処理を行う方針とします。

上記4施設については、経年劣化等を考慮した適切な維持管理・補修等を行うことで、衛生的で安定した処理を行います。

し尿及び浄化槽汚泥の処理過程から発生する残渣は適正に焼却処理等を行い、残渣の減量化を図るものとします。